

盛岡市災害廃棄物処理計画

平成30年3月策定
(令和8年3月改定)
盛岡市

第1章 総則

1-1	計画改定の背景及び目的	1
1-2	計画対象区域	1
1-3	計画の位置付け	2
1-4	対象とする災害	3
1-5	対象とする災害廃棄物	5
1-6	災害発生後の時期区分と特徴	6
1-7	災害廃棄物処理の基本方針	7
1-8	各主体の役割	8
1-9	一般廃棄物処理施設等	10
1-10	災害時の相互支援体制	12
1-11	災害ボランティアとの連携	14
1-12	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置手続	16
1-13	職員の適応能力の向上に向けた教育訓練	18

第2章 災害廃棄物対策

2-1	組織・配備体制	19
2-2	情報収集・記録	22
2-3	広報・各種相談	24
2-4	災害廃棄物処理実行計画の策定	26
2-5	処理スケジュール	28
2-6	避難所等で発生する廃棄物の処理	29
(1)	避難所ごみ・生活ごみ	29
(2)	し尿等	31
2-7	災害により発生する廃棄物の処理	35
(1)	災害廃棄物の発生量	35
(2)	処理フロー	39
(3)	収集運搬	40
(4)	仮置場	41
(5)	破碎・選別	47
(6)	再生利用	48
(7)	焼却処理	49
(8)	最終処分	50
(9)	特別な対応・配慮が必要な廃棄物	51
(10)	環境対策	55
(11)	損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	57

第3章 計画の見直し

3-1	見直しの必要性	60
3-2	計画の点検・更新	60

第1章 総則

1-1 計画改定の背景及び目的

今後発生する可能性がある大規模な地震や、大雨・洪水等の自然災害に備え、災害発生後の廃棄物処理対策の充実及び強化を図ることが課題となったことを受けて、災害時における相互支援体制や、組織配備体制など、本市の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的として、盛岡市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を平成30年3月に策定した。

本計画の策定後、令和元年度及び令和2年度に実施した盛岡市防災アセスメント調査の結果により、本計画で対象としている災害の被害想定が見直されたことを踏まえ、令和5年度に本計画を改定した。

さらに、災害廃棄物対策指針の技術資料の改定により、災害廃棄物等の発生量の推計方法が見直されたことを受け、今般、本計画の改定を行うものである。

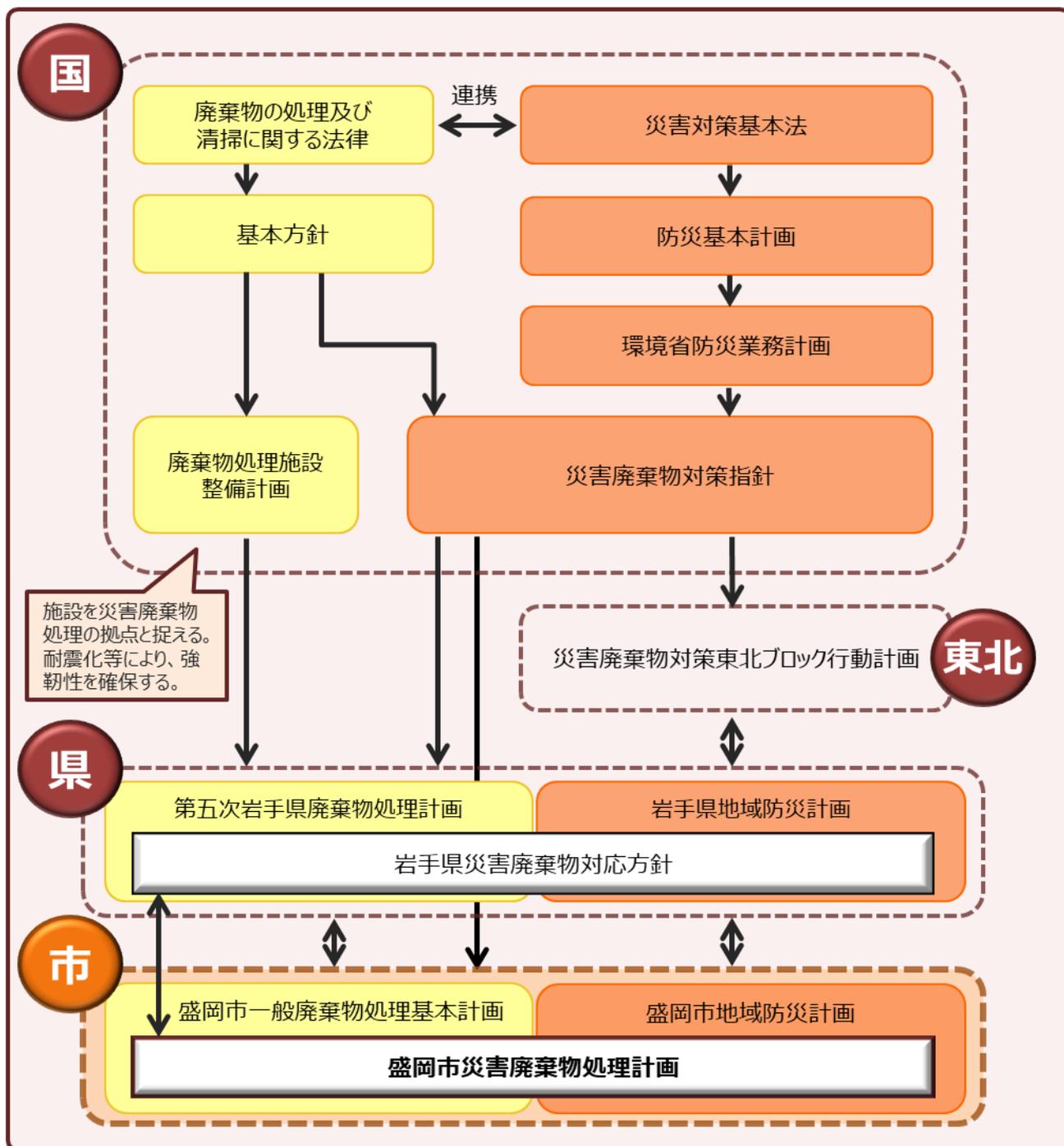
1-2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、市全域とする。

1-3 計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針」に基づき、「岩手県災害廃棄物対応方針」と連携を図りながら、「盛岡市地域防災計画」及び「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する事項を補足する計画として位置付けるものである。

図1-3-1 計画の位置付け



1-4 対象とする災害

「盛岡市地域防災計画」では、本市において発生することが想定される災害を、風水害、土砂災害、火山災害、大規模な火災、地震災害等としている。

本計画において対象とする災害は、地震災害及び水害とし、その規模については、「盛岡市地域防災計画（震災対策編）」、「令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）」及び「令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）」において想定する地震災害及び水害とするが、他の種類の災害が発生又は想定を超える災害が発生した場合であっても、災害廃棄物の処理は、本計画に基づいて実施するものとする。

なお、地域防災計画等において、想定する災害の規模の見直し等が行われた場合は、これを踏まえて、本計画においても被害想定の見直しをするものとする。

(1) 地震災害

ア 想定地震と震源

表1-4-1 本計画で想定する地震

設定条件	設定条件内容	備考（設定条件に対する補足等）
想定する地震	北上低地西縁断層帯型地震 （内陸活断層による地震）	マグニチュードは地震調査研究推進本部の長期評価に準拠
想定マグニチュード	7.8	
想定最大震度	震度7	
発生時季等	発生季節 冬 発生時間帯 夕方	火気の使用が最も多い季節・時間帯で、地震火災の危険性が最も大きい。

出典 盛岡市地域防災計画（震災対策編）（令和7年10月）

令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）（令和3年2月）

イ 被害想定

表1-4-2 被害想定

全壊	半壊	焼失
1,160棟	3,076棟	266棟

出典 盛岡市地域防災計画（震災対策編）（令和7年10月）

令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）（令和3年2月）

(2) 水害

ア 想定水害

表1-4-3 本計画で想定する水害

河川名	想定降雨量
北上川（下流）	明治橋地点上流域（約2,200km ² ）で313mm／2日間
雫石川	
中津川（下流）	狐禅寺地点上流域（約7,100km ² ）で264mm／2日間
築川	狐禅寺地点上流域（約7,100km ² ）で264mm／2日間
松川	船田橋地点上流域（約1,200km ² ）で412mm／2日間
北上川（上流）	

出典 令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）（令和2年2月）

備考 浸水想定区域については「盛岡市防災マップ盛岡版」及び「盛岡市防災マップ玉山版」に示されている。

イ 被害想定

表1-4-4 被害想定

全壊	半壊	床下浸水
16,569棟	12,517棟	3,258棟

出典 令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）（令和2年2月）

備考 床下浸水建物数は洪水浸水想定区域内建物数から全壊及び半壊が見込まれる数を差し引いた推計値

1-5 対象とする災害廃棄物

本計画が対象とする災害廃棄物は、避難所等で発生する廃棄物、災害により住民が被災したものを排出する片付けごみ及び損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出される廃棄物とし、その区分を表1-5-1に示す。

表1-5-1 対象とする災害廃棄物

区分		内容
避難所等で発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装、段ボール、衣類等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立て式トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害により発生する廃棄物	可燃物、可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	流木、倒木	風水害により発生する流木、倒木等
	畳、布団	被災家屋から排出される畳及び布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物、不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）等が混在し、おおむね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電、その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼料工場等から発生する原料及び製品等	

有害廃棄物、危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の市の廃棄物処理施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）等

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

1-6 災害発生後の時期区分と特徴

本計画における災害発生後の時期区分と特徴を表1-6-1に示す。

表1-6-1 災害発生後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後3日間
	応急対応期(前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期(後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※ 時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

1-7 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物の処理に関する基本方針は、次のとおりとする。

表1-7-1 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針	内容
(1) 衛生的かつ迅速な処理	被災地域の環境衛生を確保し、復旧・復興を推進する観点から、災害廃棄物を迅速に処理する。
(2) 計画的な処理の推進	災害発生後は、時間の経過とともに、災害廃棄物処理の対応方法も変化することが予測されることから、仮置場の適正配置や災害廃棄物の計画的な処理施設への搬入を行うため、初動期、応急対応期及び復旧・復興期のそれぞれの状況等を踏まえながら処理体制を構築し、処理を推進する。 災害廃棄物処理が収束し、平常時の処理体制に移行する時期等についても十分に考慮する。
(3) 環境・安全に配慮した処理	災害廃棄物処理の各工程においては、有害廃棄物や適正処理困難物を取り扱わなければならないケースが想定されるため、周辺環境に配慮するとともに、作業上の安全を十分確保しながら、適切な処理を行う。
(4) リサイクルの推進	災害廃棄物の発生現場において、できる限り分別を行い、災害廃棄物のリサイクルを推進し、中間処理及び最終処分量の低減を図る。
(5) 連携した処理の推進	岩手県、周辺自治体及び民間事業者と相互に協力して処理を行うとともに、他の自治体の災害廃棄物処理を積極的に支援する。

【参考情報】盛岡市地域防災計画における廃棄物処理等に関する基本方針

- (1) 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物については、迅速かつ円滑に処理し、被災地域における環境衛生の確保を図る。
- (2) ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- (3) 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- (4) 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。

出典 盛岡市地域防災計画（令和7年10月）

1-8 各主体の役割

廃棄物処理に係る市、市民及び事業者の平常時及び災害発生時の役割について、次のとおり整理する。

なお、すでに県や市の方針、計画等において役割が定められている場合は、それらの役割を引用し、本計画における役割として用いる。

(1) 市の役割

ア 平常時

市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。

また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築する。

出典 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月中間見直し）

イ 災害発生時

生活環境の保全と公衆衛生の確保の観点から、災害廃棄物処理とともに、域内のごみやし尿といった一般廃棄物について、発災直後から円滑かつ迅速な対応ができるよう必要な体制を検討するほか、体制づくりにおける人材確保及び人材育成や必要な資機材の確保を行う。

他の自治体に支援を求める際には、その必要量の見積り方法や要請方法、受入体制等を記載した受援計画を策定する。

発災後は、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえ、独自で災害廃棄物を処理できるか総合的に検討し、処理に当たる。

出典 岩手県災害廃棄物対応方針（平成28年3月策定）

(2) 市民の役割

ア 平常時

市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行う。

出典 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月中間見直し）

イ 災害発生時

平常時における家庭ごみの分別ルールを守るとともに、適切な分別、再利用・再資源化に努め、災害廃棄物の処理に関する市の方針に従って排出するなど、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に協力する。

(3) 事業者の役割

ア 平常時

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践する。

具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努める。

また、ごみの処理に当たっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行う。

出典 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月中間見直し）

イ 災害発生時

事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理を行うが、災害廃棄物の処理に関する市の方針に従い、平常時における事業系ごみの分別ルールを守るとともに、適切な分別、再利用・再資源化に努め、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に協力する。

1-9 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の設置状況

市の一般廃棄物処理のうち、ごみについては、盛岡地域は市の施設で、都南地域は盛岡・紫波地区環境施設組合で、玉山地域は岩手・玉山環境組合で処理している。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、盛岡地域及び都南地域は盛岡地区衛生処理組合で、玉山地域は盛岡北部行政事務組合で処理している。

一般廃棄物処理施設の概況を、表1-9-1から表1-9-4までに示す。

表1-9-1 施設の概要（ごみ焼却施設）

地域	施設名	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工
盛岡	盛岡市クリーンセンター	盛岡市	盛岡市上田字小鳥沢	全連続燃焼式機械炉	405t/24h (135t/24h×3炉)	H10. 3
都南	ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町大字西徳田	高温ガス化直接熔融炉	160t/24h (80t/24h×2炉)	H15. 3
玉山	ごみ焼却施設	岩手・玉山環境組合	盛岡市寺林字平森	機械化バッチ燃焼式	28t/8h (14t/8h×2炉)	H 9. 3

表1-9-2 施設の概要（不燃物・資源化処理施設）

地域	施設名	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工
盛岡	粗大ごみ処理施設	盛岡市	盛岡市川又字大日向	破碎圧縮併用処理	60 t / 5 h	S54. 3
	資源ごみ分別施設			手選別・機械選別併用処理	28 t / 5 h	H 4. 9
都南	不燃物処理資源化設備	盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町大字西徳田	手選別・機械選別併用処理	20 t / 日	H 2. 3
	容器包装リサイクル推進施設			選別及び圧縮・梱包方式	30 t / 日 (5 h)	H22. 7
	リサイクルコンポストセンター			スクープ式堆積発酵処理	20 t / 日	H 5. 3
玉山	粗大ごみ処理施設	岩手・玉山環境組合	盛岡市寺林字平森	堅型回転式破碎処理	8 t / 5 h	H 9. 3
	リサイクルセンター			手選別・機械選別併用処理	2.8t/5 h	H12. 3

表1-9-3 施設の概要（最終処分場）

地域	施設名	管理者	所在地	処理形態	容量 (残容量)	竣工
盛岡	盛岡市廃棄物処分場	盛岡市	盛岡市川又字大日向	セル方式	1,017,050m ³ (135,952m ³)	S 53. 8
都南	一般廃棄物最終処分場	盛岡・紫波地区環境施設組合	矢巾町大字東徳田	セル&サンドイッチ方式	69,190m ³ (9,626m ³)	H 9. 3
玉山	盛岡市玉山廃棄物処分場	盛岡市	盛岡市門前寺字越戸	サンドイッチ方式	37,100m ³ (8,937m ³)	H 5. 3

備考 残容量は、令和7年3月31日現在

表1-9-4 施設の概要（し尿及び浄化槽汚泥処理施設）

地域	施設名	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工
盛岡 ・ 都南	し尿処理施設 (第一処理棟)	盛岡地区衛生処理組合	滝沢市 大崎	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿70kL/日 浄化槽汚泥30kL/日	S60.10
	し尿処理施設 (第二処理棟)			膜分離高負荷脱窒素処理方式	し尿50kL/日 浄化槽汚泥20kL/日	H17.9
	汚泥再生処理施設			油温減圧乾燥処理方式	資源化170kL/日	
玉山	し尿処理施設	盛岡北部行政事務組合	八幡平市 平館	二段活性汚泥処理	し尿100kL/日	S62.10
	浄化槽汚泥処理施設			浄化槽汚泥専用処理方式	浄化槽汚泥45kL/日	H10.3

(2) 一般廃棄物処理施設の被災に対する備え等

ア 平常時の備え

(ア) 災害時緊急点検リストの作成

災害によって施設に被害が生じた場合を想定し、迅速に施設を復旧することができるよう、施設ごとに災害時の緊急点検リストを作成し、災害の発生に備える。

(イ) 点検・補修体制

災害発生時に、緊急点検リストに基づく施設の点検や補修等に迅速に対応することができるよう、施設ごとに体制を構築する。

イ 災害発生時の対応

(ア) 緊急点検の実施

災害が発生した場合は、緊急点検リストに基づき、施設の緊急点検を実施する。

(イ) 施設に被害が生じた場合の対応

施設の被害が確認された場合は、直ちに復旧作業に取りかかる。復旧までに一定の期間を要することが見込まれる場合は、速やかに岩手県と協議し、当該復旧までの期間における廃棄物の処理方針を決定する。

1-10 災害時の相互支援体制

大規模災害発生時には、被災市町村が単独で応急対策及び復旧対策を講じることができず、他市町村等からの協力・支援を得て対応しなければならない状況が想定される。

災害廃棄物の処理についても同様であり、大規模災害発生時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適切に処理することができるよう、平常時から、県・市町村・関係団体間での相互支援体制を構築する必要がある。

また、市において大量の災害廃棄物が発生し、又は処理施設が被災し計画的な処理が困難な状況となった場合には、他市町村に支援を要請することが想定されるため、当該支援を円滑に受け入れることができるよう、平常時から受援体制を整えておく必要がある。

(1) 関係機関との連携

ア 国及び岩手県との連携

市において、災害に伴う甚大な被害が発生した場合は、その被害規模に応じて、国、岩手県に対し、及びこれらを通じて他市町村に対し支援を要請する。

なお、岩手県とは、平常時から県主催の研修会等を通して情報交換を行う等、災害廃棄物が迅速かつ適切に処理されるよう、相互協力体制の構築を図る。

イ 広域連携

市は、県内市町村等との間で災害時における相互応援協定を締結しているが、平常時から情報交換を行い、災害廃棄物の処理が円滑かつ迅速に実施されるよう相互協力体制の構築を進めるとともに、市において災害に伴う被害が発生した場合は、その被害状況に応じて、協定に基づき支援を要請し、また、他市町村等において被害が発生した場合は、要請に応じて必要な支援を行う。

協定の名称	締結団体
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	県内市町村、一部事務組合及び広域連合

(参考情報) 市が他の自治体と締結している災害時における相互応援協定

- ・ 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定
- ・ 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定
- ・ 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
- ・ 中核市災害相互応援協定
- ・ 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定
- ・ 災害時における相互応援に関する協定（うるま市）
- ・ 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定（文京区）

出典 盛岡市地域防災計画（令和7年10月）

ウ 民間事業者との連携

市は、市処理施設での処理が困難な災害廃棄物の処理や、人的ニーズの確保のため、廃棄物関係団体と協定を締結している。被害状況に応じて、協定に基づき支援を要請する。

協定の名称	締結団体
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人盛岡市廃棄物業協会
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人岩手県産業資源循環協会
災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定	岩手県環境整備事業協同組合
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	盛岡市建設業協同組合

エ D. Waste-Netの活用

関係機関との連携によっても人的支援を受けることが困難な規模の災害が発生した場合は、D. Waste-Net^{*}を活用し、必要な人員の確保に努める。

※ D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

国が集約する知見・技術を生かし、災害対応力向上につなげることを目的として、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成された人的支援ネットワーク

オ 災害ボランティアとの連携

市は、ボランティア等への周知事項（排出方法や分別区分等）を記載したチラシ等を社会福祉協議会等と共有するなど、平時から連携に努める。

(2) 受援体制

災害発生後、他市町村等に支援を要請する必要があると判断した場合の手続等について、次により例示する。

項目	内容
情報共有	支援自治体に対し、被害の規模、職員、処理施設、道路情報及びその他必要な情報について、収集した情報を的確に伝達し、共有する。
支援内容の整理	必要とする支援の具体（資機材、人的ニーズ、災害廃棄物の対応、生活ごみ・避難所ごみの対応、し尿等の対応等）の必要量及び必要期間を整理し、支援自治体に伝達する。その内容に変更が生じた場合も同様とする。
支援要請手法	「書面による要請」を行うため、あらかじめ文書の雛形を作成しておく。ただし、緊急性を要し書面により難しい場合には口頭で要請し、後に速やかに書面での手続を行う。
費用の負担	支援要請に要する費用は市が負担するものとし、要請段階において、支援自治体等に、経費の算出を併せて依頼する。 あらかじめ、契約書等の必要な様式を備える。

1-11 災害ボランティアとの連携

平成23年に発生した東日本大震災では、発災直後から今日まで、全国から訪れた多くのボランティアによる支援活動が続けられており、市においても、平成25年8月9日に発生した大雨洪水災害や、同年9月16日に発生した台風災害では、多くのボランティアにより、浸水等の被害が生じた家屋の清掃や廃棄物、土砂等の搬出などの支援活動が行われた。

災害時におけるボランティア活動は、被災地域の復旧・復興に重要な役割を果たしており、今後発生することが予想される災害対応の各場面で、ボランティアとの連携が極めて重要である。また、発災時に円滑に連携が図れるよう、平時から災害廃棄物の分別・排出方法等について、盛岡市社会福祉協議会と情報共有を行っていく必要がある。

なお、災害ボランティアは、被災者のニーズに沿って活動を行うものであり、自由意志に基づく活動なので無償の労働力と解釈してはならない。

(1) 災害廃棄物対応に係る災害ボランティアの支援活動

災害廃棄物対応に係る災害ボランティアの支援活動の作業内容を以下に示す。

- ・ 一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出
- ・ 浸水家屋の床下の泥出し
- ・ 家屋内の被災した家財の搬出
- ・ 貴重品や思い出の品等の整理・清掃

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

(2) ボランティアの派遣

ア 盛岡市災害ボランティアセンター

災害発生時におけるボランティアの受入れ、被災者の支援ニーズの総合的な把握、ボランティアの派遣先の調整、関連情報の受発信などボランティア活動に係る諸調整は、盛岡市災害ボランティアセンター※が行う。

※ 盛岡市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整を行うものであり、その設置及び運営は盛岡市社会福祉協議会が中心となる。

イ 支援ニーズとボランティア活動のマッチング

盛岡市災害ボランティアセンターは、被災地域の市民等から寄せられる支援ニーズとボランティア活動のマッチングをし、ボランティアを派遣する。

ウ 仮置場での作業に従事するボランティアの派遣要請

市は、仮置場での廃棄物の選別・分別作業のために必要と認めるときは、あらかじめ、作業期間、作業の内容、必要となるボランティアの人数、作業の内容等を明らかにし、作業に従事するボランティアの派遣を盛岡市災害ボランティアセンターに要請する。

(3) ボランティア作業従事に当たっての留意事項

ア ボランティアに依頼する作業は、緊急性や非代替性の観点を考慮し、必要性を検討する。

イ 盛岡市災害ボランティアセンターの運営マニュアルに従って、ボランティアを対象として行われるオリエンテーションを通じて、災害廃棄物の分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）、搬出方法、搬出先（仮置場）保管方法等を記載した印刷物を配布し、事前周知に努める。

ウ 作業に要する被服、道具等は各ボランティアが自ら用意することが基本となるが、粉じん等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル、メガネ）は市が準備し、ボランティアに貸与する。

エ その他ボランティアの活動や活動環境の整備については、盛岡市地域防災計画に準じるものとする。

出典 盛岡市地域防災計画（令和7年10月）

1-12 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置手続

(1) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設（民間施設）の設置

災害発生時には、災害廃棄物の処理（破砕、焼却等の中間処理）を民間事業者に委託することが想定される。

通常、一般廃棄物処理施設の設置に当たっては市長の施設設置許可が必要となるが、非常災害時において、市の委託を受けて災害廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置するときは、市長への届出が必要となる。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3関係）

通常時	災害時
<p>(事業者→市長※) ◇ 事前協議</p>	<p>(事前協議不要)</p>
<p>(事業者→市長※) ◇ 許可申請 ・ 技術上の基準 ・ 設置計画 ・ 維持管理計画 ・ 生活環境影響調査</p>	
<p>(市長※) ◇ 告示・縦覧（焼却施設、最終処分場） ◇ 関係市町からの意見徴収 ◇ 関係住民からの意見書の提出 ◇ 専門知識を有する者の意見徴収</p>	
<p>(市長※) ◇ 審査</p>	
<p>(市長※→事業者) ◇ 許可</p>	
<p>(事業者) ◇ 工事</p>	
<p>(市長※) ◇ 使用前検査</p>	
<p>(事業者) ◇ 施設の運営開始</p>	
	<p>(事業者) ◇ 縦覧（焼却施設） ◇ 関係住民からの意見書の提出</p>
	<p>(事業者→市長※) ◇ 届出 ・ 技術上の基準 ・ 設置計画 ・ 維持管理計画 ・ 生活環境影響調査</p>
	<p>(事業者) ◇ 施設の運営開始</p>

※ 都道府県知事の読み替え

(2) 産業廃棄物処理施設設置者による一般廃棄物処理施設設置の特例

産業廃棄物処理施設で処理する廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に必要な市長への事前の届出について、非常災害のために必要な応急措置として行う場合には、事後の届出が認められる。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5関係）

通常時	災害時
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(産業廃棄物処理業者→市長) ◇ 事前協議</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(産業廃棄物処理業者→市長※) ◇ 事前届出</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(産業廃棄物処理業者) ◇ 一般廃棄物処理</div>	<p style="text-align: center;">(事前協議不要)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(産業廃棄物処理業者→市長※) ◇ 事後届出</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(産業廃棄物処理業者) ◇ 一般廃棄物処理</div>

※ 都道府県知事の読み替え

(3) 市による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

災害廃棄物に係る一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、市長への協議を経て同意を得た場合には、施設設置に係る技術上の基準の確認を要しない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2関係）

通常時	災害時
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(市) ◇ 告示・縦覧（焼却施設、最終処分場) ◇ 関係住民からの意見書の提出</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(市→市長※) ◇ 届出 ・ 技術上の基準 ・ 設置計画 ・ 維持管理計画 ・ 生活環境影響調査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(市) ◇ 施設の運営開始</div>	<p style="text-align: center;">(市長※への協議を経て同意を得た場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(市) ◇ 告示・縦覧（焼却施設、最終処分場) ◇ 関係住民からの意見書の提出</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(市→市長※) ◇ 届出 ・ 設置計画 ・ 維持管理計画 ・ 生活環境影響調査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(市) ◇ 施設の運営開始</div>

※ 都道府県知事の読み替え

1-13 職員の適応能力の向上に向けた教育訓練

災害発生時に災害廃棄物処理が迅速かつ適切に行われるためには、事務手続、現場対応等、災害廃棄物処理の様々な場面において、柔軟かつ機動的な対応が求められることとなる。

このことを踏まえ、災害廃棄物処理に関わる職員の適応能力の向上に資するため、定期的に研修・訓練等を実施する。

なお、研修・訓練として、災害廃棄物処理に関し専門的な知識・経験を有する者による研修のほか、関係団体との連携による実動訓練や図上訓練等を企画するものとする。

第2章 災害廃棄物対策

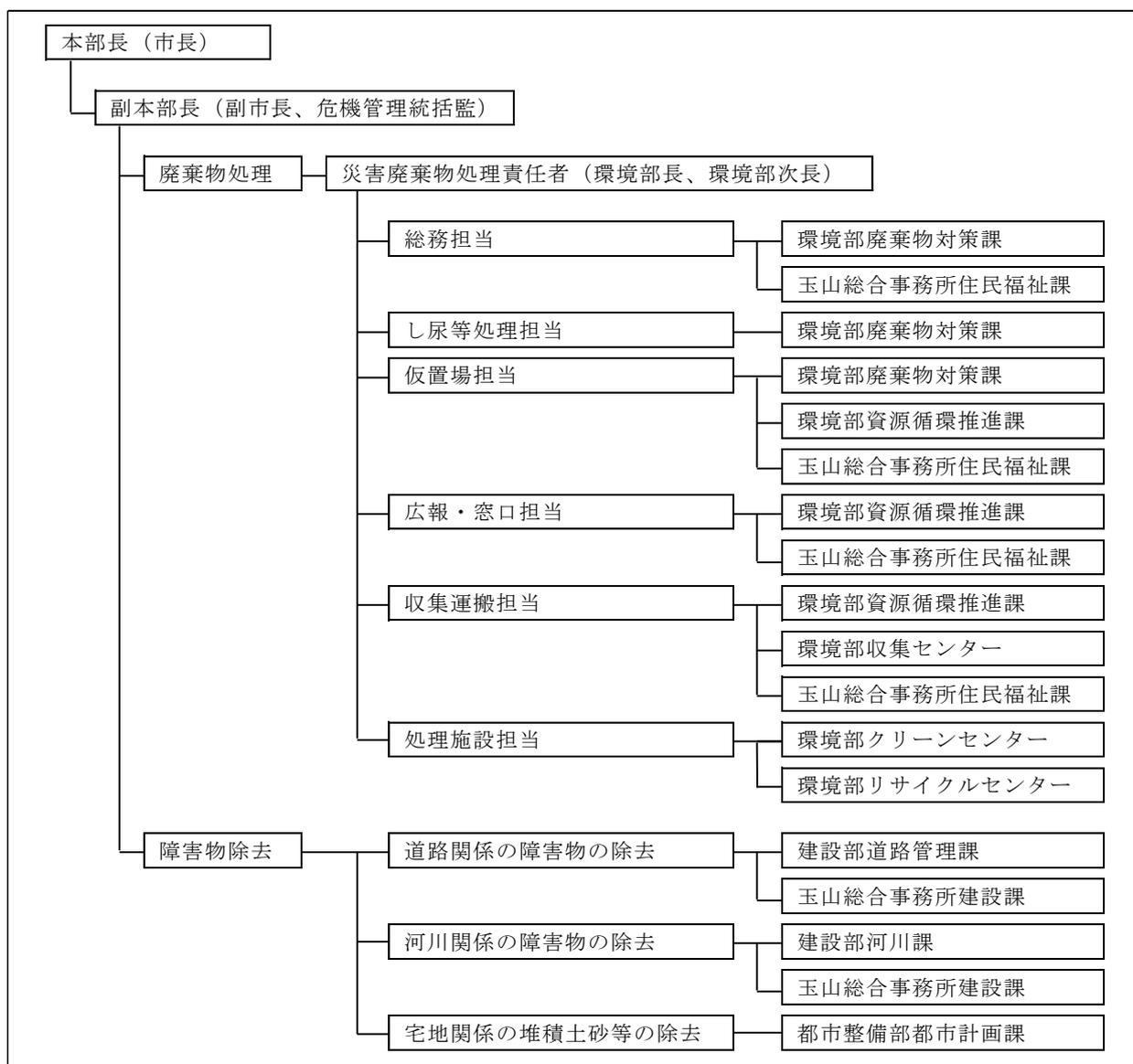
2-1 組織・配備体制

災害廃棄物の処理は、環境部が中心となって行う。ただし、玉山地域で発生する災害廃棄物については、環境部と玉山総合事務所が連携して処理に当たる。

なお、災害発生時には、道路及び橋りょう並びに河川の障害物の撤去や、宅地関係の堆積土砂の除去なども必要となるため、それぞれの事務の所管部署と緊密に連携するものとする。

災害廃棄物処理等の体制を図2-1-1に、各担当の担当事務を表2-1-1に示す。

図2-1-1 災害廃棄物処理等の体制



備考 玉山総合事務所住民福祉課及び建設課の担当事務は、玉山地域に関するものに限る。

表2-1-1 災害廃棄物処理の役割分担

担当	担当部署	業務内容	掲載ページ
総務担当	環境部廃棄物対策課 玉山総合事務所住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の統括 ・ 国、岩手県及び他市町村との連絡調整 ・ 廃棄物関係団体との連携・連絡調整 ・ 災害廃棄物処理全体の進行管理 ・ 廃棄物処理関連部署の職員の参集状況の把握及び配置 ・ 災害廃棄物対策関係情報の集約及び記録 ・ 災害対策本部及び庁内部署との連携・連絡調整 ・ 各ごみ処理施設（一部事務組合の管理施設を含む。）の被災状況等の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物発生量・処理可能量の算出 ・ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体） ・ 不法投棄及び不適正排出の防止・管理 ・ 災害廃棄物の処理委託 ・ 補助金交付申請 	<p>P 12</p> <p>P 13</p> <p>P 19</p> <p>P 22</p> <p>P 22</p> <p>P 22</p> <p>P 22</p> <p>P 26</p> <p>P 35</p> <p>P 57</p>
し尿等処理担当	環境部廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬業者の被災状況の把握 ・ くみ取り便槽及び浄化槽等の被害状況の把握 ・ 一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握 ・ 仮設トイレの設置及び管理（避難所に設置するものを除く。） ・ 仮設トイレのリース業者からの借上げ ・ 総務部危機管理防災課との連携に基づく仮設トイレの備蓄 	<p>P 22</p> <p>P 22</p> <p>P 22</p> <p>P 31</p> <p>P 31</p> <p>P 33</p>
仮置場担当	環境部廃棄物対策課 環境部資源循環推進課 玉山総合事務所住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次・二次仮置場の選定及び決定 ・ 仮置場の面積算出、設置箇所及び手配 ・ 仮置場の設置及び運営管理 ・ 危険物、処理困難物及び有害廃棄物の管理 	<p>P 42</p> <p>P 43</p> <p>P 44</p> <p>P 51</p>
広報・窓口担当	環境部資源循環推進課 玉山総合事務所住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民周知 ・ 市民及び事業者からの問合せ対応 	<p>P 24</p> <p>P 25</p>

担当	担当部署	業務内容	掲載ページ
収集運搬 担当	環境部資源循環推進課 環境部収集センター 玉山総合事務所住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬の全体管理 ・ 直営車両の被災状況の把握 ・ 委託業者（ごみ）の車両、作業員等の被災状況の把握 ・ 集積場所の被害状況の把握 ・ 集積場所の手配、設置及び運営管理 ・ 収集運搬車両の手配 ・ 収集運搬委託 ・ 災害廃棄物の収集運搬（必要に応じて、分別も含む。） ・ 災害廃棄物（処理困難物を含む。）の処理（資源化）委託 	P 22 P 22 P 22 P 30 P 30 P 40 P 51
処理施設 担当	環境部クリーンセンター 環境部リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設の点検及び復旧 ・ 施設及び職員等の被災状況の把握 ・ 災害廃棄物の処理 	P 11 P 22

備考 玉山総合事務所住民福祉課の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

（参考）障害物除去の役割分担

担当部署	業務内容
建設部道路管理課 玉山総合事務所建設課	・ 道路及び橋りょうに係る障害物の除去
建設部河川課 玉山総合事務所建設課	・ 河川に係る障害物の除去
都市整備部都市計画課	・ 宅地関係の堆積土砂等の除去

備考 玉山総合事務所建設課の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

2-2 情報収集・記録

(1) 収集する情報

災害発生後の各段階において収集すべき情報を表2-2-1に例示する。

収集した情報は、総務担当（廃棄物対策課）で集約し、一元管理を行い、環境部内で共有するとともに、関係機関等に周知する。

なお、時間の経過に伴う状況の変化に応じて災害廃棄物処理の体制を検討する必要があるため、定期的に情報収集を行うものとする。

また、被害状況等の収集に当たっては、岩手県が管理する災害情報連携システムについても活用する。

表2-2-1 各段階において収集すべき情報（例示）

段階	情報の区分	情報の内容	収集先
初動期 応急対応期	① 被災状況	・ 職員の安否、参集状況	各課等
		・ ライフラインの被害状況 ・ 避難所の開設状況 ・ 避難人数 ・ 仮設トイレの必要数	災害対策本部
		・ 下水道処理施設の被害状況	施設管理者
		・ くみ取り便槽、浄化槽等の被害状況	し尿等収集運搬業者
		・ 一般廃棄物等処理施設（直営施設、各一部事務組合）の被害状況	クリーンセンター リサイクルセンター 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手・玉山環境組合 盛岡地区衛生処理組合 盛岡北部行政事務組合
		・ 腐敗性廃棄物、有害廃棄物の状況	被災現場の確認による。
	② 収集運搬に関する情報	・ 道路情報	災害対策本部
		・ 直営車両の状況	収集センター
		・ 委託業者の状況	委託業者 盛岡・紫波地区環境施設組合 盛岡北部行政事務組合
		・ 民間事業者（許可業者等）の状況	廃棄物関係団体 し尿等収集運搬業者
		・ 集積場所の状況	被災現場の確認による。

段階	情報の区分	情報の内容	収集先
	③ 発生量を推計するための情報	・ 全半壊の建物数及び解体・撤去が必要となる建物数	災害対策本部
		・ 水害の浸水範囲 ・ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）申請の受付状況	廃棄物対策課
復旧・復興期	① 被災状況	・ ライフラインの被害・復旧状況	災害対策本部
	② 収集運搬に関する情報	・ 道路の復旧状況	災害対策本部
		・ 収集運搬車両の復旧状況	収集センター
③ 発生量を推計するための情報	・ 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数（見直し） ・ 水害の浸水範囲（見直し）	災害対策本部	

(2) 記録

収集した情報*は、対象災害に係る災害廃棄物の処理に関してだけでなく、今後の災害廃棄物の処理に活かされる貴重な情報・経験となることを念頭に、正確な整理に努め、図面・画像等と合わせて記録する。

また、市が他市町村の災害廃棄物の処理を支援する場合においても、被災自治体との連絡状況及び支援内容等を整理し、記録する。

※ 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の交付申請手続等においても必要となる。

2-3 広報・各種相談

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、災害廃棄物の分別、排出等の方法、仮置場の設置、災害廃棄物の処理スケジュール等に関する情報を、市民・事業者等に発信しながら、地域住民と情報を共有することで、全市を挙げて早期処理に向けて検討し、取り組む必要がある。

また、災害時には、災害廃棄物の処理に関する相談窓口を開設する等、市民・事業者からの個別の相談に対応する。

(1) 市民、事業者等に発信する情報

災害廃棄物の処理に関し、市民・事業者等に発信し周知する情報を表2-3-1に例示する。

表2-3-1 発信する情報（例）

項目	備考
生活ごみの収集方法	戸別収集の有無、排出場所、家庭用ガスボンベ等の危険物、家電4品目の排出方法等
収集時期及び収集期間	
市民が持ち込みできる集積場所及びその種類	
仮置場の設置場所及び開設状況	
便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の防止に関する情報	
災害廃棄物の処理状況	
広域処理の開始	
損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に関する情報	事業内容、担当部署等

(2) 広報周知の媒体

市民、事業者等への広報周知は、表2-3-2に例示する媒体等を活用して行う。

表2-3-2 広報媒体（例）

媒体等の種類	担当課等
盛岡市公式ホームページ	市長公室広聴広報課
盛岡市公式X（旧ツイッター）	
盛岡市公式フェイスブック	
盛岡市LINE公式アカウント	
報道発表	
地域説明会	
いわてモバイルメール	総務部危機管理防災課
緊急告知防災ラジオ（盛岡・都南地域に限る。）	
防災行政無線（玉山地域に限る。）	玉山総合事務所総務課
拡声装置搭載車両	車両を所管する課等
消防団配備車両	総務部消防対策室
回覧板・掲示板	市民部市民協働推進課
チラシ	

(3) 各種相談窓口の開設

災害廃棄物の処理に関する各種相談窓口を、環境部資源循環推進課に設置する。

相談窓口には、廃棄物の分別方法、仮置場の開設状況等、多くの問合せが想定されることから、必要な情報を整理し、適切な情報の発信に努める。

相談等を受付した都度、市民相談受付票に記録し、整理するものとする。

2-4 災害廃棄物処理実行計画の策定

基本的事項 — 災害廃棄物処理実行計画 —

- ・ 発災度、国が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、また、岩手県が策定する「岩手県災害廃棄物処理実行計画」との整合を図り、速やかに実行計画を策定する。
- ・ 被災状況及び処理の進捗状況を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。

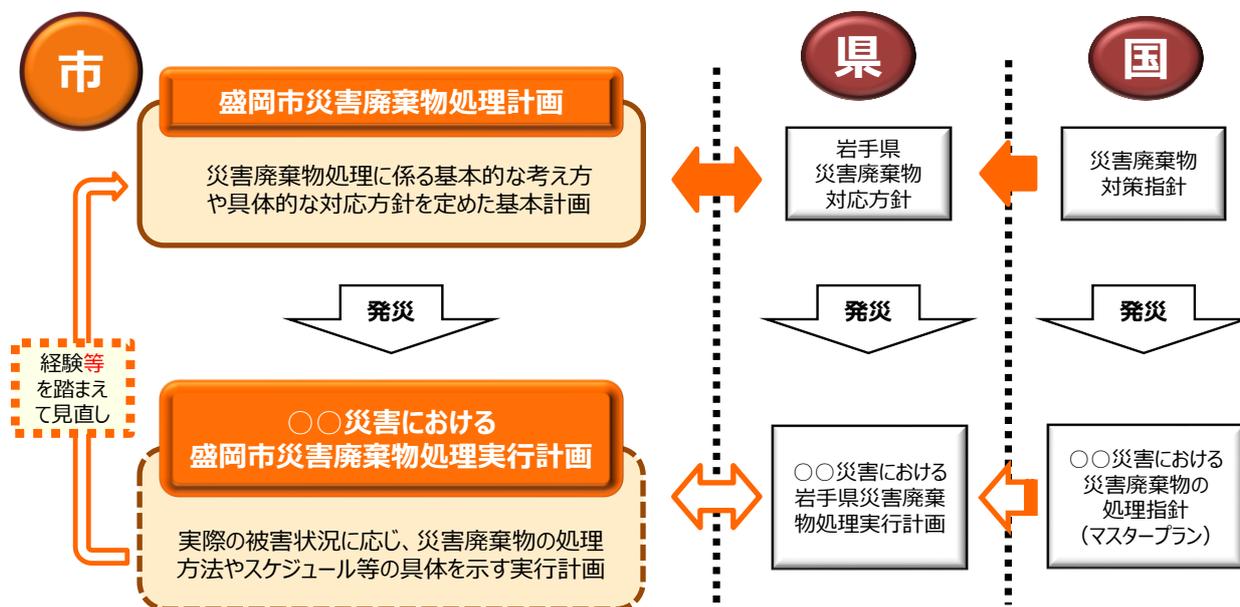
災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、災害発生後、国が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物の具体的な処理方法等について定めるものである。

災害発生直後は、災害廃棄物の発生量及び廃棄物処理施設の被害状況等を迅速に把握し、災害廃棄物処理の全体像を示すため、速やかに実行計画を作成する。

なお、復旧の進捗に伴い、災害発生直後に把握できなかった被害の実態や災害廃棄物処理の課題を踏まえ、実行計画の見直しを行う。

実行計画の位置付けを図2-4-1に、目次例を図2-4-2に示す。

図2-4-1 災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け



出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

岩手県災害廃棄物対応方針（平成28年3月策定）を編集し作成

図2-4-2 実行計画の目次例

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨
1 計画の目的
2 計画の位置付けと内容
3 計画の期間
4 計画の見直し
第2章 被害状況と災害廃棄物発生量
1 被害状況
2 災害廃棄物の発生量と性状
第3章 災害廃棄物処理の基本方針
1 基本的な考え方
2 処理スケジュール
3 処理の推進体制
第4章 災害廃棄物の処理方法
1 災害廃棄物の処理フロー
2 仮置場の設定と確保
3 収集運搬体制の整備
4 仮設処理施設の設置
5 災害廃棄物の選別
6 災害廃棄物の処理・処分
7 進捗管理
8 その他

出典 「平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画」
(平成28年6月14日(第1版))

2-5 処理スケジュール

基本的事項 — 処理スケジュール —

- ・ 災害廃棄物の処理を計画的に進めるため、被害状況等の情報を踏まえた処理スケジュールを検討する。

時間の経過とともに災害廃棄物処理の対応方法も変化することが予測されることから、仮置場の適正配置や災害廃棄物の計画的な処理施設への搬入を行うため、被災状況等の変化を踏まえながら、計画的な進捗管理を行う。

図2-5-1 災害廃棄物の処理スケジュール（例）

		初動期 発災後3日間程度	応急対応期（前半） 発災後3週間程度	応急対応期（後半） 発災後3ヶ月程度	復旧・復興期 発災後3年程度
組織・配備体制	P19~	組織・配備体制の構築	関係機関への支援要請		
情報収集・記録	P22~	被災情報の把握、被害状況の調査			復旧状況の把握
相談窓口の設置 住民への広報等	P24~	各種相談窓口の設置、住民等への啓発・広報			
実行計画等	P26~		災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計 処理スケジュール・フローの検討、実行計画の策定	状況に応じた スケジュール等の見直し	
避難所ごみ 生活ごみ	P29~	排出方法の検討、収集運搬体制の構築			
し尿等 (仮設トイレ)	P31~	仮設トイレの確保・設置・管理、し尿等の収集・処理			仮設トイレ等の撤去
収集運搬	P40~	収集運搬体制の構築、収集運搬ルート確保			
仮置場	P41~	仮置場の選定		仮置場の管理・撤去	
破碎・選別 再生利用 焼却処理	P47~		中間処理体制の構築		再生利用・最終処分
特別な対応・配慮 が必要な廃棄物	P51~	有害廃棄物等への配慮	腐敗性廃棄物等の優先処理、処理先の確保		処理困難物等の処理
環境対策	P55~		環境モニタリングの実施		
損壊家屋等の撤去 (必要に応じて解体)	P57~	実施体制の構築	受付、撤去（必要に応じて解体）工事の実施		

2-6 避難所等で発生する廃棄物の処理

(1) 避難所ごみ・生活ごみ

基本的事項	— 避難所ごみ・生活ごみの処理 —
-------	-------------------

- ・ 腐敗性廃棄物及び感染性廃棄物は、環境衛生の確保の観点から、優先的に収集を行う。
- ・ 避難所ごみ及び生活ごみが収集されるまでの間は、避難所及び自宅の敷地内での保管の協力を求める。
- ・ 生活ごみの排出方法は、平常時の排出方法と同様とする。ただし、平常時と異なる排出方法とする場合は、排出方法について市民に周知する。
- ・ 被災状況や廃棄物の処理状況を勘案し、岩手県や他市町村、民間事業者に対し収集運搬を依頼する必要があると判断したときは、必要に応じて、各種の協定に基づき、収集支援の要請を行う。

ア 避難所ごみ

避難所で発生する廃棄物の種類、主な発生源及び管理方法は、表2-6-1のとおりとする。

表2-6-1 避難所で発生する廃棄物の種類、発生源及び管理方法

種類	主な発生源	管理方法
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫等（ねずみ類を含む。以下同じ。）の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
段ボール	食料の包装	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋 プラスチック類	食料・水の容器包装 等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染症及び臭気対策の面から、できる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物 (注射針、血液が付着したガーゼ)	医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管のための専用容器の安全な設置及び管理をする。 ・ 収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）をする。

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

(7) 避難所ごみ発生量の推計方法

◇ 避難所ごみ発生量の推計方法

$$\text{避難所ごみの発生量 (g/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (g/人・日)} ※$$

※ 発生原単位 (g/人・日) = $\frac{\text{粗大ごみを除く家庭ごみ排出量 (t/年)}}{\text{人口} \div 365 \text{日}}$

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

(イ) 避難所ごみの発生推計量

避難所ごみの発生量について、令和6年度のごみの排出量実績を用いて発生原単位を算出し、想定される災害ごとに予測される避難者数を用いて算出すると、表2-6-2のとおり推計される。

表2-6-2 避難所ごみの発生推計量

想定する災害	発生原単位	避難者数	避難所ごみ発生量
地震災害	557 g/人日 ^{※1}	6,394人 ^{※2}	3.6 t/日
水害		38,680人 ^{※3}	21.5 t/日

※1 令和6年度のごみの排出量実績により算出

※2 令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）（令和3年2月）による避難所への避難者数の最大値

※3 令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）（令和2年2月）による最大避難者数に推定避難率40%を乗じて算出。

イ 生活ごみ

生活ごみの排出方法は、平常時の排出方法と同様とする。平常時と異なる排出方法とする場合は、排出方法について市民に周知する。

腐敗性廃棄物（生ごみ等）は、防疫上、特に早急に収集する必要がある等を踏まえ、発災後2日以内に処理方法を決定し、3日以内に生活ごみの収集を再開することを目標とする。

ウ 避難所ごみ・生活ごみの収集運搬

通常収集をすぐには再開できない場合、資源及び不燃ごみ等については、処理施設の受入体制及び収集体制が整い次第、順次収集を再開する。

なお、収集運搬ルートは、道路・橋りょうの被害状況等を踏まえて、関係機関と協議の上、確保する。

指定緊急交通路を使用するに当たっては、必要に応じて所管警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

(2) し尿等

基本的事項 — し尿等 —

- ・ 避難所の設置状況から仮設トイレの必要基数を算出し、また、被災地域における自宅トイレの使用の可否に応じた公用地等への設置必要数を算出し、被災者の生活に支障が生じないように、計画的に仮設トイレの設置・管理・撤去を行う。
- ・ 仮設トイレの備蓄は、盛岡市地域防災計画に基づき、備蓄するものとする。仮設トイレに不足が見込まれる場合は、災害支援協定に基づき関係機関等に支援を要請するほか、業者からのリースにより必要数を確保する。
- ・ 設置した仮設トイレについて、悪臭や汚れ等の対策を行いながら、衛生管理に努める。
- ・ 被災地域及び避難者の生活に伴い発生するし尿の処理については、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り災害発生直後から収集を行う。
- ・ 浄化槽汚泥の処理（収集）については、緊急に収集する必要があると判断される場合を除き、し尿の処理を優先する。

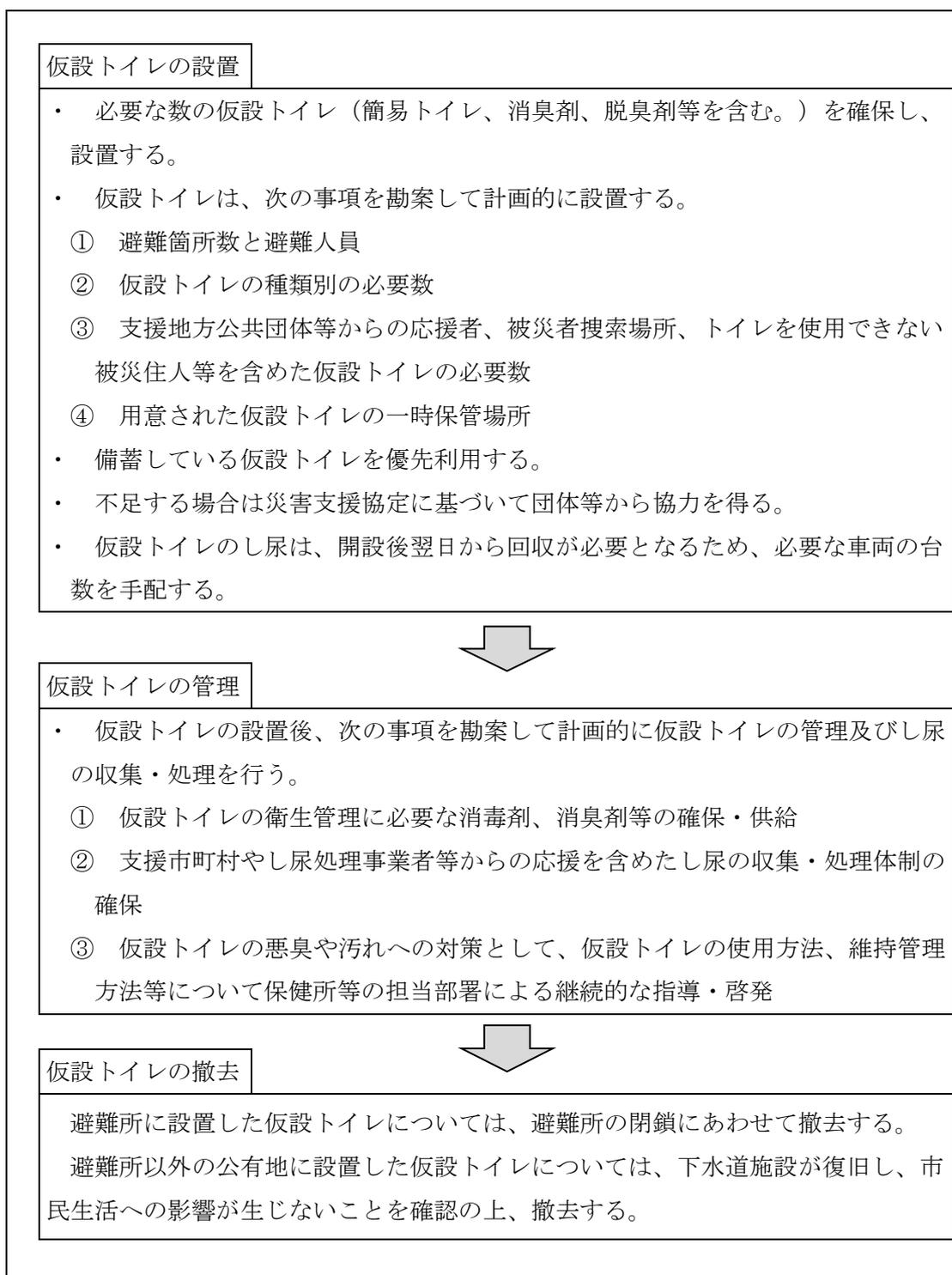
ア 仮設トイレ

大規模災害が発生した場合、し尿処理施設・浄化槽・下水道等が被災した場合を含め、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレの設置は急務となる。

発災直後から要望の有無にかかわらず、被害状況・地域特性等を考慮して設置必要数を算定し、不足が生じると見込まれる場合には、関係機関等への支援要請や業者からのリースにより必要数を確保する。

仮設トイレの対応業務の流れを図2-6-1に例示する。

図2-6-1 仮設トイレの対応業務の流れ



出典 岩手県災害廃棄物対応方針（平成28年3月策定）を一部編集し作成

(ア) 仮設トイレの備蓄

仮設トイレは、盛岡市地域防災計画に基づき、備蓄を行う。備蓄数量については、リス可能数量を勘案しながら検討する。

(イ) 仮設トイレ必要数の推計方法

仮設トイレの設置必要基数は、次の方法により推計する。

◇ 仮設トイレ必要基数の推計式（例）

$$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数}^{*1} / \text{仮設トイレ設置目安}^{*2}$$

※1 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数^{注1}

注1 断水による仮設トイレ必要人数

$$= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率}^{\text{注2}} \times 1/2^{\text{注3}}$$

注2 上水道支障率：災害による上水道の被害率

注3 1/2：断水による仮設トイレの利用世帯について、上水道に支障が生ずる世帯のうち約1/2と仮定

※2 仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレの容量^{注1} / 1人1日平均排出量^{注2} / 収集計画^{注3}

注1 仮設トイレの平均的容量：例 400L

注2 し尿の1人1日平均排出量：例 1.7L/人・日

注3 収集計画：3日に1回の収集

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

(ウ) 仮設トイレ設置必要数

本計画では上記の推計式を参考にし、「令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）」、「令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）」及び「一般廃棄物処理実態調査（令和5年度）」から得られた数値を用いて算出した。算出結果は表2-6-3のとおり。

表2-6-3 仮設トイレの必要基数

想定する災害	避難者数	仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要数
地震災害	15,027人 ^{*1}	43,444人	550基
水害	96,700人 ^{*2}	116,386人	1,474基

※1 令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）（令和3年2月）による避難者数の最大値

※2 令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）（令和2年2月）による避難者数の最大値

イ し尿等の収集運搬

(ア) 収集運搬の実施

収集ルートについては、被災状況及び道路状況、仮設トイレの設置状況等に応じて、柔軟に対応する。

(イ) 収集運搬体制

し尿等の収集運搬は、可能な限り、表2-6-4に示す平常時の体制により実施することを基本とする。

し尿等収集運搬業者が被災し、収集運搬が実施できない場合は、業者ごとに指定している収集担当区域を越えて収集運搬を行うことにより対応し、市内のし尿等収集運搬業者の収集能力が不足する場合には、他の市町村等に応援を要請する。

また、便槽に土砂等が流入するなど、バキューム車での収集が困難な場合には、協定に基づき民間事業者に応援を要請する。

表2-6-4 し尿等の収集運搬体制

地域	し尿・浄化槽汚泥
盛岡地域	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者
都南地域	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者
玉山地域	盛岡北部行政事務組合が委託する業者

ウ 携帯トイレ及び簡易トイレ

携帯トイレ及び簡易トイレを使用後の凝固されたし尿については、可燃ごみとして焼却処理する。

表2-6-5 災害用トイレの種類

名称	概要
携帯トイレ	既存の洋式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。

2-7 災害により発生する廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の発生量

基本的事項 - 災害廃棄物の発生量 -

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後は、実行計画を策定し、具体の処理体制を整備するために、まず、被害状況（建物被害棟数）等を踏まえた災害廃棄物の発生量を推計するとともに、一般廃棄物処理施設における処理可能量を把握する。 ・ 被災状況及び処理の進捗状況を踏まえた、計画の見直しを行うものとする。 |
|--|

ア 推計方法

建物の被害に伴う災害廃棄物の発生量は、「盛岡市地域防災計画（震災対策編）」、「令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）」及び「令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）」に示された建物の被害棟数等に基づき推計する。

◇ 災害廃棄物の発生量の推計方法

$$Y : \text{災害廃棄物の発生量 (t)} = Y_1 + Y_2$$

Y_1 : 建物解体に伴う災害廃棄物の発生量 (t)

Y_2 : 建物解体以外の災害廃棄物の発生量 (t)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 : 被害棟数 (棟)

1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊

a : 解体廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$= A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A_1 : 木造床面積 (m²/棟)、 A_2 : 非木造床面積 (m²/棟)

a_1 : 木造建物発生原単位 (t/m²)、 a_2 : 非木造建物発生原単位 (t/m²)

r_1 : 解体棟数の構造割合 (木造)、 r_2 : 解体棟数の構造割合 (非木造)

b_1 : 全壊建物解体率、 b_2 : 半壊建物解体率

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP : 片付けごみ及び公物等発生原単位 (t/棟)

推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震災害	水害
建物発生原単価	木造	a ₁	t / m ²	0.5	
	非木造	a ₂		1.2	
延床面積	木造	A ₁	m ² / 棟	115.7	
	非木造	A ₂		370.5	
解体棟数の構造割合	木造	r ₁	—	95.9%	
	非木造	r ₂		4.1%	
建物解体率	全壊	b ₁	—	0.75	0.5
	半壊	b ₂		0.25	0.1
片付けごみ及び 公物等発生原単価	全壊棟数	C P	t / 棟	53.5	30.3

種類別割合（地震災害）

項目	全壊	半壊
可燃物	5.4%	5.4%
不燃物	30.0%	30.0%
コンクリートがら	48.5%	48.5%
金属	0.8%	0.8%
柱角材	15.3%	15.3%

備考 平成28年熊本地震における災害廃棄物発生量を参照

種類別割合（水害）

項目	全壊	半壊
可燃物	16.1%	16.1%
不燃物	47.8%	47.8%
コンクリートがら	24.8%	24.8%
金属	1.4%	1.4%
柱角材	9.9%	9.9%

備考 平成30年豪雨（岡山県・広島県）における災害廃棄物発生量を参照

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

令和6年度固定資産の価格等の概要調書

イ 地震災害に伴う災害廃棄物の発生量

アの推計方法を用いて、地震災害に伴う災害廃棄物の発生量を推計すると、表2-7-1のとおりとなる。

また、災害廃棄物の種類別発生量は、種類別割合から推計すると表2-7-2のとおりとなる。

表2-7-1 災害廃棄物の発生量（地震災害）

被害区分	被害棟数	災害廃棄物の発生量		
			建物解体関連	建物解体以外
全壊 ^{※1}	1,426棟 ^{※2}	155,113 t	78,822 t	76,291 t
半壊	3,076棟 ^{※2}	56,675 t	56,675 t	—

※1 全壊には、焼失全焼の被害棟数も含む。

※2 令和2年度盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）（令和3年2月）

表2-7-2 災害廃棄物の種類別発生量（地震災害）

種類	全壊	半壊	計
可燃物	8,376 t	3,060 t	11,436 t
不燃物	46,534 t	17,003 t	63,537 t
コンクリートがら	75,230 t	27,488 t	102,718 t
金属	1,241 t	453 t	1,694 t
柱角材	23,732 t	8,671 t	32,403 t
計	155,113 t	56,675 t	211,788 t

ウ 水害に伴う災害廃棄物の発生量

アの推計方法を用いて、水害に伴う災害廃棄物の発生量を推計すると、表2-7-3のとおりとなる。

また、災害廃棄物の種類別発生量は、種類別割合から推計すると表2-7-4のとおりとなる。

表2-7-3 災害廃棄物の発生量（水害）

被害区分	被害棟数	災害廃棄物の発生量		
			建物解体関連	建物解体以外
全壊	16,569棟 ^{※2}	1,112,608 t	610,568 t	502,040 t
半壊 ^{※1}	12,517棟 ^{※2}	92,250 t	92,250 t	—

※1 半壊には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）」の浸水深による判定により、床上浸水の被害棟数も含む。

※2 令和元年度盛岡市防災アセスメント調査（風水害・火山災害）（令和2年2月）

表2-7-4 災害廃棄物の種類別発生量（水害）

種類	全壊	半壊	計
可燃物	179,130 t	14,852 t	193,982 t
不燃物	531,827 t	44,096 t	575,923 t
コンクリートがら	275,927 t	22,878 t	298,805 t
金属	15,576 t	1,291 t	16,867 t
柱角材	110,148 t	9,133 t	119,281 t
計	1,112,608 t	92,250 t	1,204,858 t

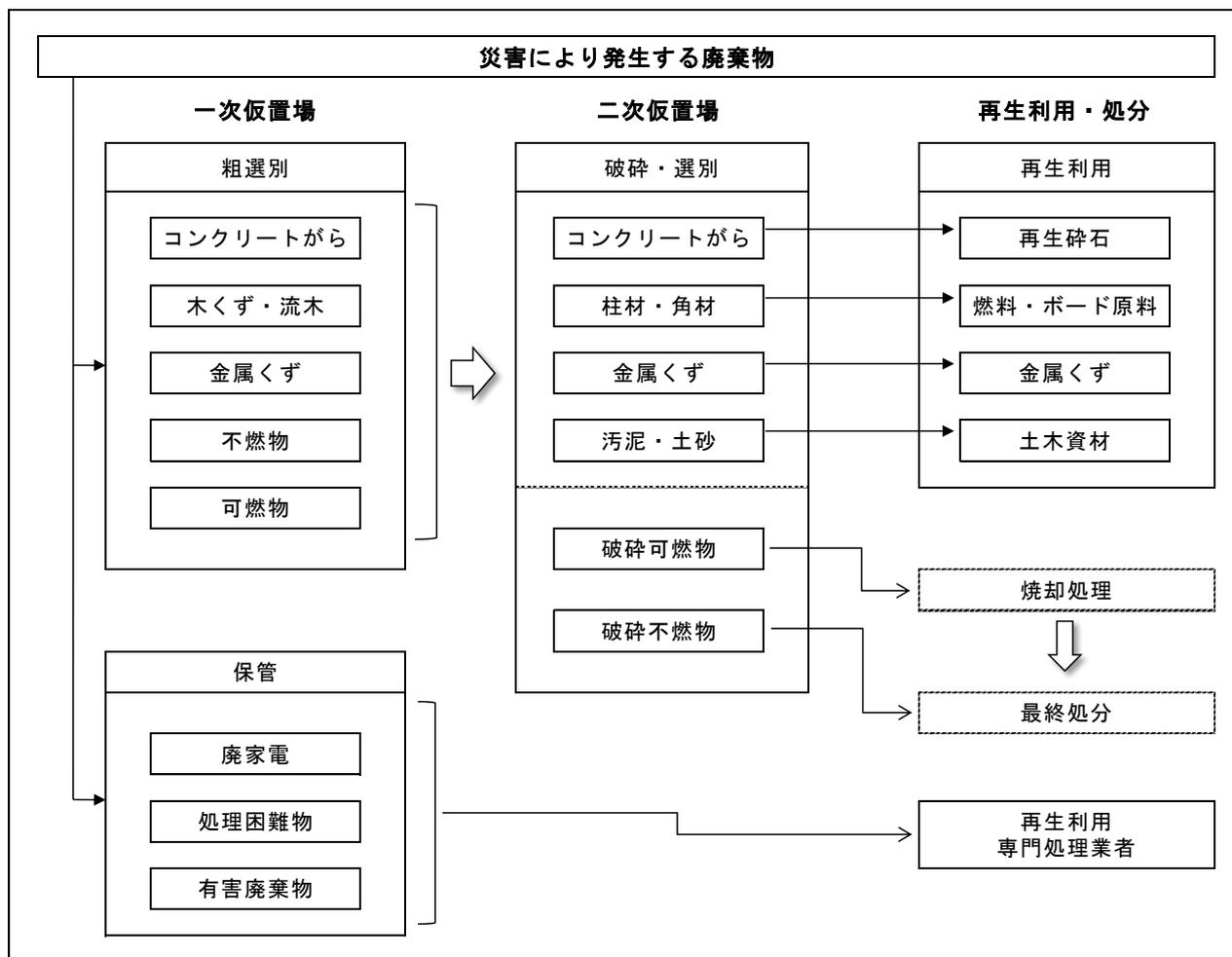
(2) 処理フロー

基本的事項 — 処理フロー —

- ・ 災害発生後の被害状況を踏まえ、被災現場における災害廃棄物の処理方法と処理量について、災害廃棄物の種類ごとに一連の流れで示した処理フローを作成する。

時間の経過とともに明らかとなる被害状況、処理見込量、廃棄物の性状の変化、処理の進捗状況及び処理・処分先の決定等に応じて、随時、処理フローの見直しを行うものとする。

図2-7-1 災害廃棄物の処理フロー（例）



(3) 収集運搬

基本的事項 — 収集運搬 —

- ・ 直営車両を最大限活用しながら、協定を締結している民間事業者に協力を依頼する。
- ・ 被害状況や仮置場の設置状況に応じたルート設定、車両選定を行う。
- ・ 腐敗性廃棄物及び有害廃棄物等については、優先的に収集を行う。

ア 収集運搬体制

被災家屋等からの災害廃棄物は、住民自らが分別し、仮置場へ搬出することを基本とするが、自力では搬出することができない場合には、必要に応じて市が運搬する。

災害発生時において、優先的に回収する災害廃棄物の種類、必要資機材、収集運搬方法・ルート等について、関係部署や関係団体を協議し決定する。

災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって運搬ルートや車両の大きさ・種類等が異なるため、時期区分や搬入先に合わせた車両を使用する。

なお、直営車両を最大限活用しながら、協定を締結している民間事業者により収集運搬を実施することを基本とするが、必要に応じて許可業者・他市町村に要請するものとする。

イ 収集運搬ルート

災害廃棄物の発生場所から仮置場までの収集運搬ルートの確保に当たっては、道路・橋りょうの被害状況、避難所・仮置場の設置状況等を踏まえて、関係機関と連携の上、収集運搬ルートを検討・設置する。指定緊急交通路を使用するに当たり、必要に応じて所管警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

(4) 仮置場

過去の災害では災害発生後72時間は、人命救助や道路啓開のため、自衛隊を始め、道路管理者等により障害物が除去され、比較的広い空き地等に集められ、これがそのまま仮置場になっている状況が見受けられた。

災害発生時は初動対応が重要であり、平時から市内に存在する未利用地に関する情報を収集するなど、十分な準備を行い災害に備えておく必要がある。中でも災害廃棄物の仮置場は、被災後速やかに開設し、廃棄物の仮置場を明示する必要がある。また、災害時に仮置場として使用する用地は、災害の規模や被災地域を踏まえ、災害廃棄物処理が円滑に実施できるよう、実行計画において定めることとする。

基本的事項	— 仮置場 —
--------------	---------

- | | |
|--------------|---------|
| 基本的事項 | — 仮置場 — |
|--------------|---------|
- ・ 可能な限り、仮置場設置前に土壌分析又は土壌汚染状況を把握する。
 - ・ 土壌汚染防止措置のほか、環境対策を実施する。
 - ・ 災害廃棄物の重量・体積の管理を継続して実施する。
 - ・ 仮置場の返還の際は、使用に伴って生じた土壌汚染等の有無を確認する。
 - ・ 作業環境について、安全対策を講じる。

ア 仮置場の区分

仮置場は2種類に区分し、その内容を表2-7-5に示す。

表2-7-5 仮置場の区分

区分	内容
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路啓開により除去した災害廃棄物（障害物）を一時的に置く場所 ・ 住民が被災家屋等から出た災害廃棄物を自ら持ち込む場所 ・ 処理等の前に、災害廃棄物を一定期間保管しておく場所 ・ 粗選別を行う場所
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別（手・機械）を行う場所 ・ 仮設（移動）破碎施設、仮設焼却施設を設置し、処理を行う場所 ・ 復興資材化、再資源化、最終処分までの時間調整を行うための保管場所 ・ 有害廃棄物等の一時的な保管場所

イ 仮置場の選定

仮置場の選定は以下に挙げる条件を基準として選定する。

(ア) 一次仮置場

一次仮置場は、災害廃棄物が混合状態で搬入される場合があることから、分別のための広い場所を確保する必要がある。また、住民が仮置場へ自ら持ち込む場合を想定しているため、原則として被災箇所付近に近接する候補地、必要に応じて複数箇所に仮置場を設置し、災害廃棄物処理の円滑化を図る。

- ・ 避難所等に指定している施設を除く公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- ・ 効率的な受け入れ、分別・選別、排出等ができる広さ面積の土地
- ・ 応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズがない土地
- ・ 大型の運搬車両等の通行に必要となる有効幅員の通路が確保できる土地
- ・ 搬入口が確保できる土地
- ・ 指定避難所、指定緊急避難場所に指定又は隣接していない施設の土地
- ・ できる限り土砂災害や浸水被害が発生する恐れがない土地
- ・ できる限り近隣に病院、学校等がない土地

(イ) 二次仮置場

二次仮置場は、災害廃棄物の受入先の条件に適合させるための破碎・選別処理を行う場所になることから、破碎・選別処理が完了するまで、長期にわたり使用可能な場所を確保する必要がある。また、破碎・選別処理及び搬入・搬出車両による騒音や振動等を考慮する必要がある。

一次仮置場として使用する場所のうち、次の項目について考慮し、適地を選定する。

- ・ 破碎・選別処理を効率的に行うことができる面積（数ヘクタール規模）を有すること。
- ・ 周辺に公共施設がないこと。
- ・ 大型の運搬車両等の通行に支障をきたさない搬入・搬出路が確保されていること。

ウ 必要面積の算定方法

仮置場の必要面積は、災害廃棄物の発生量を基に、次の方法により算定する。

◇ 仮置場の必要面積の算定方法

ア 面積の推計方法の例

$$\text{必要面積(m}^2\text{)} = \text{集積量}^{\ast 1} \div \text{見かけ比重}^{\ast 2} \div \text{積み上げ高さ}^{\ast 3} \times (1 + \text{作業スペース割合}^{\ast 4})$$

※1 集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量
 (処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間)
 処理期間は、3年と見込む。

※2 見かけ比重
 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)、コンクリートがら 2.35 (t/m³)、
 金属 7.85 (t/m³)、柱角材 0.8 (t/m³)

※3 積み上げ高さ 5m以下が望ましい。

※4 作業スペース割合 0.8~1.0

イ 簡易推計式の例

$$\text{必要面積 (m}^2\text{)} = \text{震災廃棄物の発生量 (千 t)} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/千 t)}$$

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

土木工事数量算出要領（令和7年4月）を編集し作成

エ 必要面積

算定した仮置場の必要面積を表2-7-6に示す。

表2-7-6 仮置場の必要面積

想定する 災害	推計量 (t)						必要面積
	可燃物	不燃物	コンクリ ートがら	金属	柱角材	計	
地震災害	11,436	63,537	102,718	1,694	32,403	211,788	45,541m ²
水害	193,982	575,923	298,805	16,867	119,281	1,204,858	343,179m ²

オ 設置・管理・運営

(ア) 設置

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう、分別保管場所や周辺住民への環境影響を考慮し、レイアウト・搬入路線を決定する。市民が自ら持ち込む災害廃棄物の混合状態を抑制するため、仮置場の設置当初から品目ごとの看板を設置する。

なお、汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートを設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。

一次仮置場のレイアウトを図2-7-2、二次仮置場のレイアウトを図2-7-3に例示する。

図2-7-2 一次仮置場のレイアウト（例）

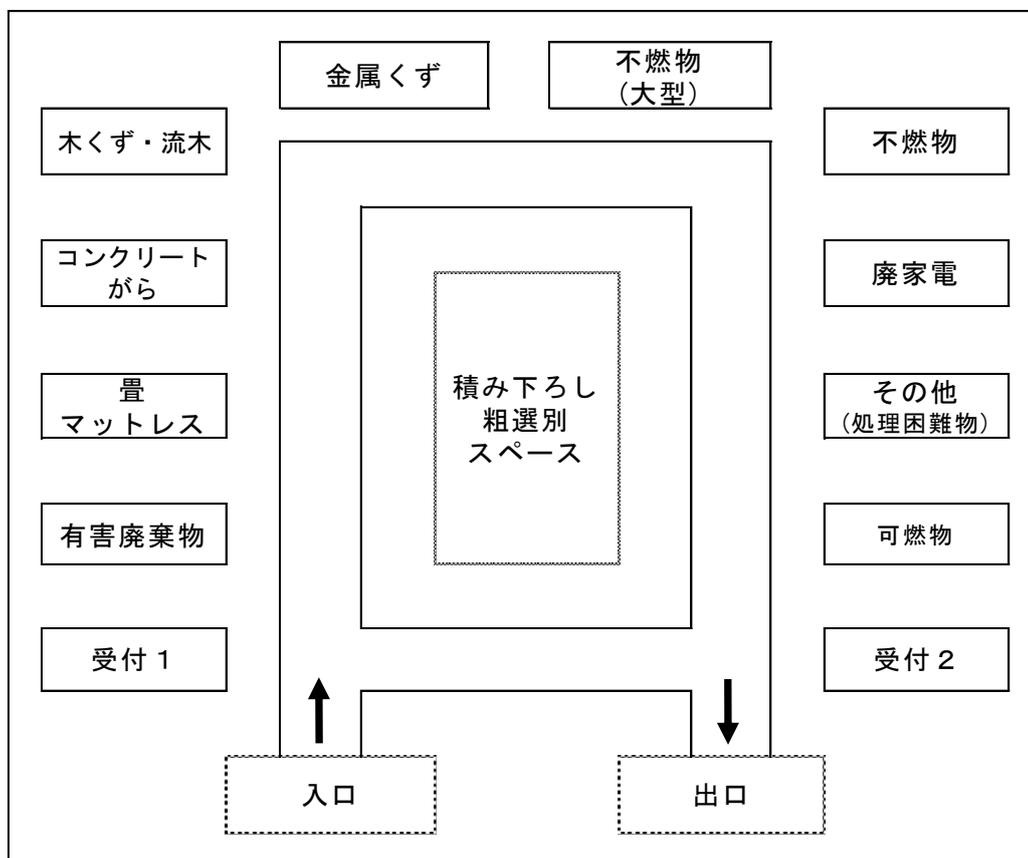
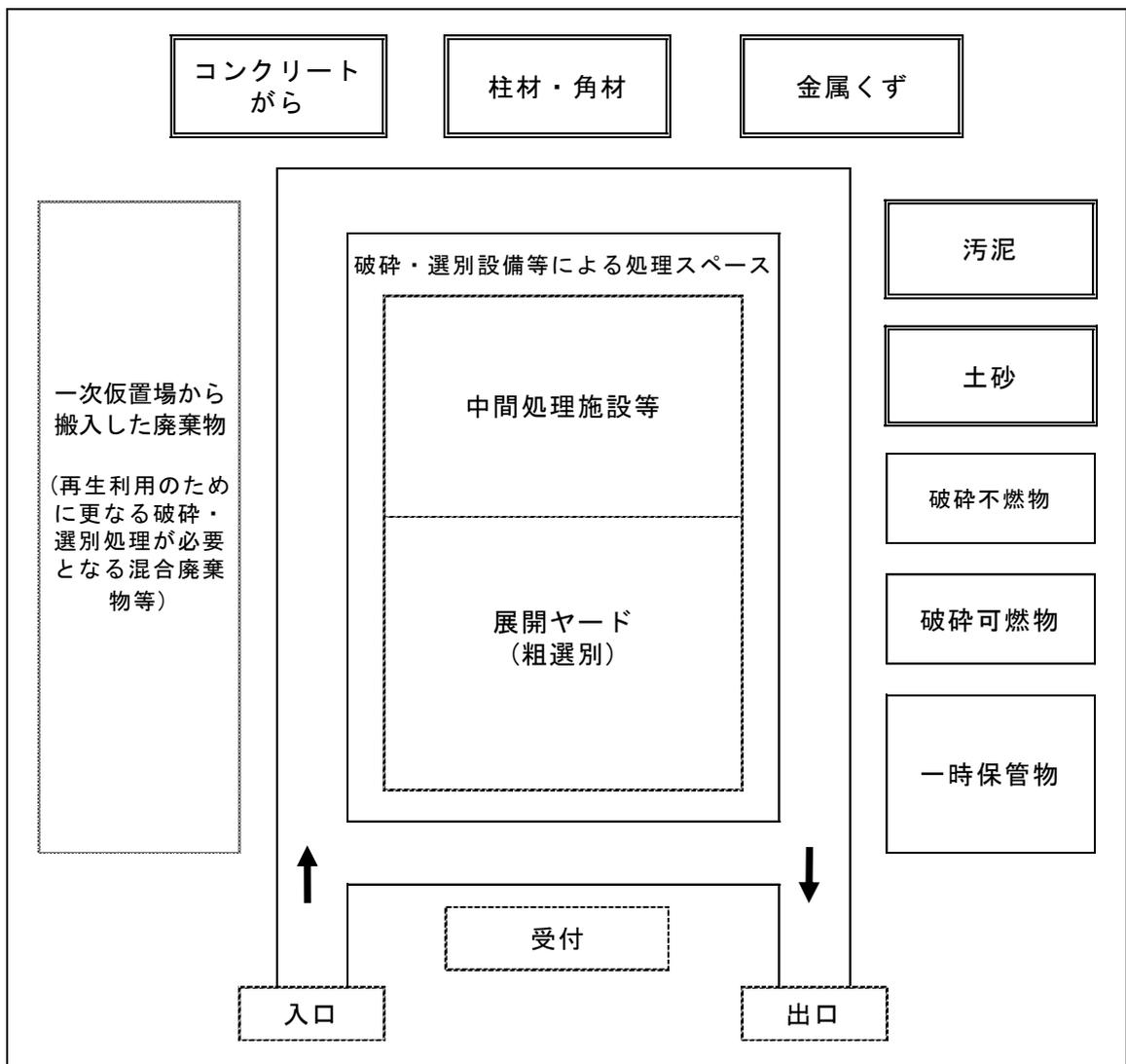


図2-7-3 二次仮置場のレイアウト（例）



(イ) 管理・運営

仮置場を管理・運営する上での留意事項を表2-7-7に示す。

表2-7-7 仮置場運用管理上の留意事項

項目	留意事項
発火・発熱防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず・流木、可燃物は、高さ5 m以上の積み上げを行わない。 ・ 鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除く。また、重機で踏みつぶさないように注意する。 ・ 延焼防止のため、万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、堆積物同士の離間距離を2 m以上設ける。 ・ 消火器を設置する。

項目	留意事項
飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥による粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 飛散防止ネットや囲いを設置する。
悪臭・害虫等対策	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて薬剤散布による悪臭・害虫等の防止を行う。
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 汚れた廃棄物等からの汚濁水の発生が懸念される場合、遮水シート等の設置によって汚濁水の地下浸透を防止する。 仮置場周囲にトレンチ状の排水溝（素掘り等）を設置することにより、敷地外への漏出防止対策を施す。
数量管理	<ul style="list-style-type: none"> 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
搬入条件	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場への搬入は、渋滞緩和、不適正物の搬入防止を考慮し、基本的に市が許可した収集業者のみとする。ただし、状況により市が認めた個人の直接搬入についても可能とする（被害の状況に合わせて見直す）。

カ 仮置場の返還

仮置場の返還については、「災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（平成25年7月30日、岩手県）」及び「運用手引書」を参考とする。

(ア) 調査前作業

仮置場を所有者に返還するに当たって、災害廃棄物による土壌汚染等がないことを確認するため、現地調査及び分析調査を実施することとし、あらかじめ、所有者から当該土地を賃借又は管理し、あるいは、災害廃棄物処理を受託している者等は、調査前作業として賃借時点における土地形状への復旧などを行う。

(イ) 現地調査

現地確認を行うものとし、現地確認時においては、災害廃棄物の除去等を目視確認するとともに、試料採取を行う。

なお、試料採取に当たっては、公正を期すため、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の環境大臣が指定する者をいう。）又は計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく登録を受けた事業所をいう。）により実施する。

キ 臨時ごみ集積場所

局所的な災害が発生した場合、災害廃棄物の対応が必要となる地域において、災害の規模及び被災の状況に応じた臨時ごみ集積場所を設置する。

臨時ごみ集積場所の設置及び管理に当たっては、災害廃棄物を迅速に収集できるよう、収集運搬の調整や注意喚起の掲示など、市が必要に応じて支援措置を講じる。

(5) 破碎・選別

災害廃棄物の仮置場への搬入と並行して、破碎・選別処理の体制を構築する。

基本的事項 — 破碎・選別 —

- ・ 一次仮置場において、粗選別を実施する。
- ・ 広大な仮置場を確保できる場合は、一次仮置場において、破碎・選別を実施する。
- ・ 広大な仮置場を確保できない場合は、二次仮置場において、破碎・選別を実施する。
- ・ 処理・処分先の受入条件を加味した作業を行う。
- ・ 円滑かつ迅速な処理及びリサイクルの推進を図るため、協定に基づく民間事業者への委託、他市町村への依頼等による処理についても検討する。

ア 一次仮置場における粗選別

一次仮置場では、あらかじめ分別・搬入された災害廃棄物のほか、混合廃棄物について、二次仮置場における破碎・選別処理を効果的かつ効率的に実施するための事前処理として、粗選別を行う。

粗選別は、仮置場に搬入された災害廃棄物について、重機や人力により、おおむね「木くず・流木」、「コンクリートがら等」、「金属くず」、「可燃物」、「不燃物」、「畳」、「廃家電」、「有害廃棄物」、「その他」の区分に選別する。

イ 二次仮置場における破碎・選別

一次仮置場で粗選別を行った災害廃棄物のうち、二次仮置場において処理・処分先の受入条件に応じて、さらに細かい破碎・選別を行った後、搬出する。

処理方法や手順については、災害廃棄物の性状や仮置場の広さ、周辺環境等を踏まえて仮置場ごとに内容を調整する必要があるが、基本は「破碎」と「選別」の組合せとする。

処理施設等の受入基準への適合と再生利用時における品質安定のため、必要に応じて、破碎・選別設備の調整を行う。

ウ 民間事業者への委託処理・広域処理

「第1章 1-10 災害時の相互支援体制（12ページ）」を参照

エ 仮設破碎・選別機の設置による処理

発生した災害廃棄物の量が多く、市及び一部事務組合での処理のほか、民間事業者への委託又は他市町村への依頼による処理によってもなお、その全量を目標期間内に処理することができないと判断した場合は、仮設破碎・選別機を設置して処理を行う。

仮設の処理施設の設置、管理等の流れは、図2-7-4（49ページ）に示すとおりである。

(6) 再生利用

災害廃棄物のうち、木くず・流木やコンクリートがら、金属くず等の再生利用が可能な廃棄物については、可能な限り、再生資材として活用されるよう、再生資材の品質等に留意した処理を行う。

<p>基本的事項 — 再生利用 —</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクルを重視した処理を進め、再資源化を図る。

災害廃棄物の種類ごとの再生利用の方法を表2-7-8に例示する。

表2-7-8 災害廃棄物の種類ごとの再生利用の方法

災害廃棄物の種類	再生利用方法
木くず・流木	<p>トロンメルやスケルトンバケット等により、事前の土砂分離を行い、破碎・選別し、リサイクル[※]する。</p> <p>※ 生木等は製紙原料化、汚れの少ない家屋系廃木材等はチップ化して、パーティクルボード等の原料や燃料化する。</p>
コンクリートがら等	<p>事前に鉄筋等の分別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎する。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験を実施し、安全を確認する。</p> <p>コンクリートがらは、路盤材や埋戻し材（再生砂）として再利用する。</p>
金属くず	<p>金属くずは、有機廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くず・流木やコンクリートがら等を抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別等）を行う等、段階的に処理（資源化）する。</p>

(7) 焼却処理

仮置場での破碎・選別を行った後の可燃物については、焼却処理を行う。

基本的事項 — 焼却処理 —

- ・ 市及び一部事務組合処理施設での焼却処理を基本とする。
- ・ 処理能力が不足することが見込まれる場合には、民間事業者への委託、県と協議・調整の上、広域処理を実施する。
- ・ 目標とする期間内に処理が終わらない場合、仮設焼却炉を整備して処理する。

ア 施設への搬入計画等

施設の復旧、稼働状況等、施設の状況に応じた搬入調整を行う。

イ 民間事業者への委託処理・広域処理

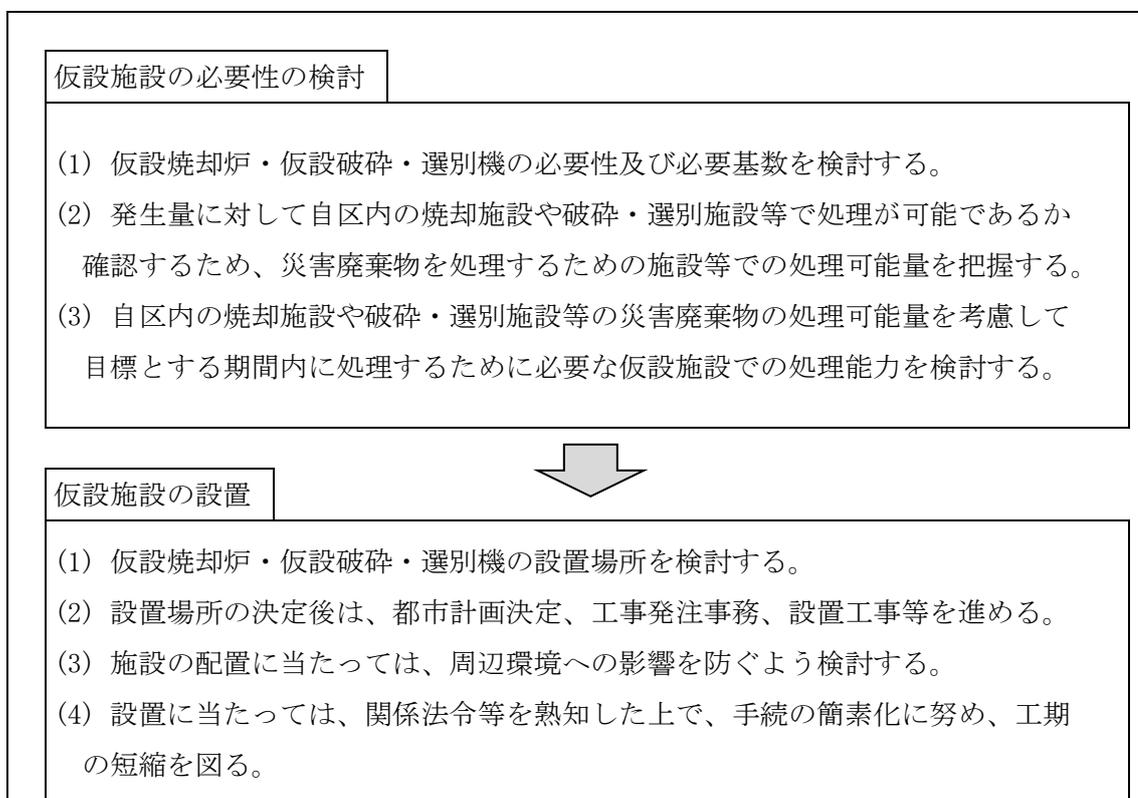
「第1章 1-10 災害時の相互支援体制（12ページ）」を参照

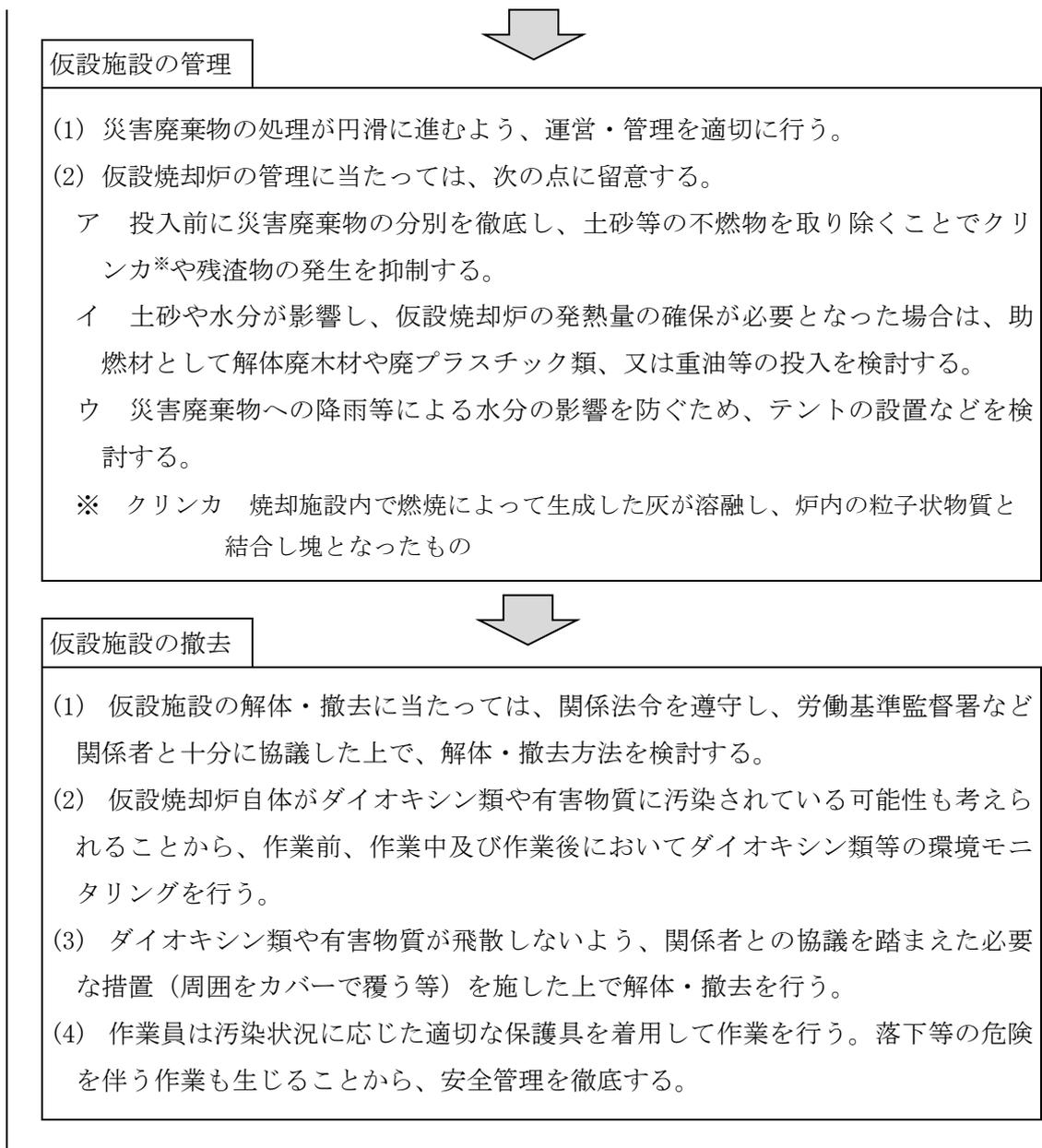
ウ 仮設焼却炉の設置による処理

発生した災害廃棄物の量が多く、市及び一部事務組合での焼却処理のほか、民間事業者への委託又は他市町村への依頼による処理によってもなお、その全量を目標期間内に処理することができないと判断した場合は、仮設焼却炉を設置して処理を行う。

仮設の処理施設の設置、管理等の流れを、図2-7-4に示す。

図2-7-4 仮設の処理施設の設置、管理等の流れ





出典 岩手県災害廃棄物対応方針（平成28年3月策定）

(8) 最終処分

原則として再資源化を行い、再資源化が困難な廃棄物のみ最終処分場で埋立処分する。

基本的事項 — 最終処分 —

- ・ 主に不燃系廃棄物と焼却処理から生じる焼却灰等について、埋立処分する。
- ・ 市及び一部事務組合処理施設での埋立処分を基本とする。
- ・ 処理能力が不足されることが見込まれる場合には、県・関係自治体等と協議・調整の上、民間事業者への委託及び広域処理を実施する。

(9) 特別な対応・配慮が必要な廃棄物

基本的事項 — 特別な対応・配慮が必要な廃棄物 —

- ・ 有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じながら、適正処理を推進することが重要であり、関連業者に対し協力要請を行う。
- ・ PCB廃棄物等、処理先が限定されているものや、高圧ガスボンベ等廃棄物処理法以外の法令により処理方法が規定されているものについては、関係機関と連携しながら処理を行う。

災害廃棄物の処理に当たり、特別な対応や配慮が必要となる廃棄物とその処理方針等について、表2-7-9に整理する。

表2-7-9 特別な対応や配慮が必要となる廃棄物とその処理方針等

廃棄物の種類		処理方針
腐敗性廃棄物		<p>水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等の腐敗性廃棄物は、停電による冷凍施設の停止等により、腐敗が進み、悪臭、害虫等の発生による衛生環境の悪化が懸念されるため、次のとおり処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに除去・回収する。 ・ 回収後すぐに焼却・埋立処理ができない場合には、石灰散布等により腐敗を遅らせる措置を講じる。
廃家電	<p>家電リサイクル法対象製品</p> <p>(例)</p> <p>テレビ</p> <p>エアコン</p> <p>冷蔵庫・冷凍庫</p> <p>洗濯機・乾燥機</p>	<p>被災した家電リサイクル法対象製品が災害廃棄物として排出された場合や、倒壊家屋等の解体・撤去等の際に回収したものについては、次のとおり処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の中から分別し、一次仮置場に一次保管する。 ・ 破損、腐食の程度を勘案し、リサイクルの可否を判断し、リサイクル可能なものは、家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。 ・ 判断が難しい場合は、指定引取業者に確認の協力を依頼する。 ・ リサイクル不可能なものは、第一種フロン類回収に係る登録業者に照会し、処理を依頼する。 <p>※ 平成25年8月9日の大雨洪水災害時において処理実績あり</p>
	パソコン	<p>被災したパソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、ディスプレイ）の処理については、「被災したパソコンの処理について」（平成23年3月、環境省）を参考に、次のとおり処理する。</p>

廃棄物の種類		処理方針
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の中から分別し、一次仮置場で一次保管する。 ・ 破損・腐食の程度を勘案し、リサイクルの可否を判断し、リサイクル可能なものは、一般社団法人パソコン3R推進協会に引取りを依頼する。 ・ リサイクル不可能なものは、災害廃棄物（不燃物）として処理を行う。
廃自動車		<p>被災した自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となる。</p> <p>被災自動車の状況を確認し、所有者に引取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は、自動車リサイクル法に則り、被災自動車を撤去・保管し、最終的に引取業者（自動車販売業者・解体業者等）へ引取依頼する。</p>
有害廃棄物	PCB廃棄物 (例) PCB含有の疑いがあるトランス、コンデンサ等の電気機器	<p>PCB廃棄物は、回収後に他の廃棄物に混入しないよう区分し、必要な漏えい防止措置を講じて保管する。</p> <p>保管場所には、PCB廃棄物の保管場所であることが分かる表示をする。</p> <p>PCB含有の有無が判断できない場合は、PCB廃棄物とみなして分別・保管を行う。</p> <p>PCB濃度区分を銘柄確認により高濃度か低濃度かを判別し、低濃度の場合、濃度分析等により把握した後、適正に処理できる専門業者に引き渡す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項 - PCB廃棄物 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所では、PCB廃棄物が高温にさらされないよう、屋根のある建物内で保管するか、密封性のある容器に収納し、防水性ビニールシートで全体を覆う等の措置を講じる。 ・ 地震等によりPCB廃棄物やその収納容器が落下、転倒などしないよう注意する。 </div>
	感染性廃棄物 (例) 使用済注射針、使い捨て注射器ほか	<p>注射針等の感染性廃棄物については、他の廃棄物に混入しないよう区分し、保管する。</p> <p>保管場所に、感染性廃棄物の保管場所であることを表示する。</p> <p>注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものについては、二次災害防止の観点から堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック</p>

廃棄物の種類	処理方針
	<p>ック袋、フレコンバック等の丈夫な容器に入れて運搬する。 産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>留意事項 — 感染性廃棄物 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所では、飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう、屋根のある建物内で保管するか、密閉性のある容器に収納し、防水性のビニールシートで全体を覆う等、風雨にさらされないよう、必要な措置を講じる。 ・ 焼却等の滅菌処理までの間、適切に保管する必要がある。 </div>
石綿	<p>廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。</p>
廃農薬 殺虫剤 その他薬品	<p>容器の移し替え、中身の取り出しをせずに、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 毒物又は劇物は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め、事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められているため注意する。 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは、特別管理産業廃棄物に区分されることがある。 ※ 平成25年8月9日の大雨洪水災害時において処理実績あり</p>
塗料 ペンキ	<p>新聞紙等に染み込ませてから可燃ごみとして排出し、容器は金属くず又はプラスチックごみとして排出する。 エアゾール製品は、容器に穴を開けずに中身を抜き、容器は金属くず、キャップはプラスチックごみとして排出する。 産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</p>

廃棄物の種類		処理方針
	廃電池類 カーバッテリー	回収した廃電池類は、他の廃棄物に混入しないよう区分、保管し、平常時の処理ルートで処理する。 水銀が含まれるボタン電池等は、容器を指定して保管し、回収ルートが確立するまで保管する。 リチウム電池は発火の可能性等があるため、可燃性廃棄物や発酵速度の高い量や腐敗性廃棄物等とは分離して保管する。
	廃蛍光管	ドラム缶等で区分保管し、平常時の処理ルートで処理する。
その他適正処理が困難な廃棄物	消火器	他の廃棄物と分けて保管し、特定窓口、指定引取場所に処理を委託する。（確認先の例：一般社団法人日本消火器工業会） ※ 平成25年8月9日の大雨洪水災害時において処理実績あり
	ガスボンベ	他の廃棄物と分けて保管し、販売店等に処理を依頼する。 ※ 平成25年8月9日の大雨洪水災害時において処理実績あり
	カセットボンベ スプレー缶	平常時の処理ルートで処理を行う。
	灯油 ガソリン エンジンオイル	販売店又はガソリンスタンドに処理を依頼する。
	ピアノ	市及び一部事務組合処理施設で処理できない場合は、専門業者に処理を委託する。 ※ 平成25年8月9日の大雨洪水災害時において処理実績あり
	マットレス	市及び一部事務組合処理施設で処理できない場合は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
	石膏ボード スレート板等	市及び一部事務組合処理施設で処理を基本とするが、処理可能量を考慮し、民間事業者への委託を検討する。 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 バラバラになったものなど、判別することが難しいものは、他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
取扱いに配慮が必要なもの	位牌 アルバム 賞状 写真 携帯電話 ビデオ ほか	可能な限り、所有者等に返却するものとし、返却機会の場の創出に努める。 アルバムなど思い出の品に土や泥が付いている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等で保管・管理する。 膨大な量となることが想定されるため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し、管理する。

(10) 環境対策

地域住民の生活環境への影響を未然に防止するための環境モニタリングの方法や調査内容及び仮置場における火災予防策等について整理する。

ア 環境モニタリング

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場、建物の解体等の処理現場、被災地における避難所等を対象に、大気質、水質、騒音・振動、土壌、臭気等の環境モニタリングを行う。

モニタリング実施場所やその項目は、表2-7-10に基づき、被災状況に応じて定める。

なお、仮置場を復旧する際に、土壌が汚染されていないことを確認するため、事前に集積前の土壌等を採取しておくことが望ましいとされている。

表2-7-10 環境モニタリングの調査内容と方法

影響項目	調査・分析方法
大気質（粉じん）	JISZ8814ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気質（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第4.2版（令和4年3月環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JISZ8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JISZ8735）に定める方法
土壌等	第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号） 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号） 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号） 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）
臭気	臭気指数及び臭気排出強度算定の方法（平成7年9月環境省告示第63号）に基づく方法
水質	排水基準を定める省令（昭和46年6月総理府令第35号） 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境省告示第59号） 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境告示第10号）

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

イ 火災対策

仮置場等で廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災が発生することが想定される。

仮置場での火災防止対策は、「仮置場における火災発生の防止について」（平成23年5月10日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）、「仮置場における留意事項について」（平成23年5月19日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）、「仮置場における留意事項について」（平成23年9月21日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡（再周知））及び「仮置場における留意事項について（再周知）（補遺）」（平成23年9月28日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）に準拠する。

主な火災発生防止措置を表2-7-11に示す。

なお、火災が発生した場合は、消防と連携して迅速な消火活動を行う。

表2-7-11 主な火災発生防止措置

火災発生防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスボンベや灯油タンク等の搬入有無の目視監視 ・ 災害廃棄物の積み上げ高さの制限（5 mまで） ・ 散水の実施 ・ 堆積物の切り返しによる放熱の促進 ・ ガス抜管の設置 ・ 温度監視（目安80℃） ・ 一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定等の実施
--------------	---

ウ 悪臭及び害虫等発生対策

仮置場等での害虫等対策は、「被災者居住地域における害虫等対策について（平成23年6月27日厚生労働省事務連絡）及び「災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）」（平成23年6月17日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）に準拠する。

仮置場等における主な悪臭や害虫等の発生防止対策は、消臭剤や脱臭剤の散布、シート養生等がある。

(11) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は本来私有財産の処分であるため、原則として所有者が実施するものとする。

ただし、倒壊のおそれなど二次災害の防止、生活環境の保全、被災者の早期生活再建等を目的に必要と認められる場合は、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して市が損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

また、大規模災害発生時には、国の特別措置により、半壊家屋の撤去又は解体も補助対象とされた事例もあるため、環境省の通知等を確認し、補助対象範囲を確認するものとする。その際、事業の実施に当たっては、市災害対策本部、県、国と対応の協議を行うものとする。

－ 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象 －

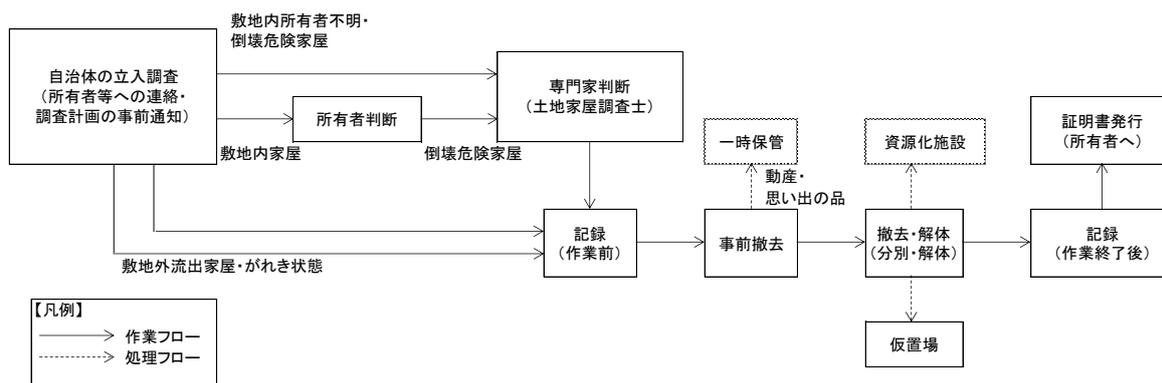
区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に係る作業・処理フローを図2-7-5に示す。

図2-7-5 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に係る作業・処理フロー

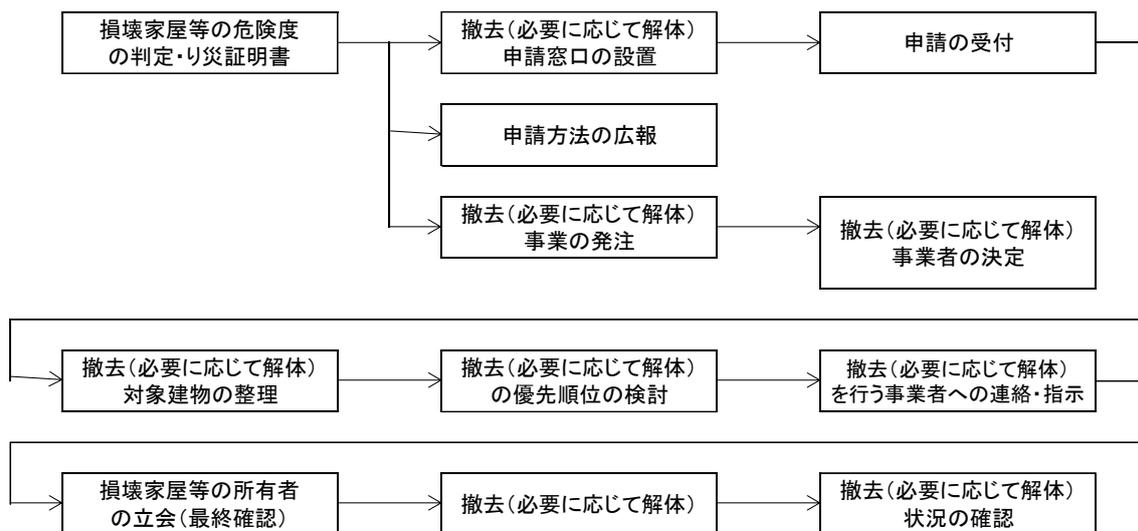


出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）とは、被災した家屋等の所有者の申請に基づき、市が撤去又は解体の必要があると判断した場合に、所有者に代わって公費で解体・撤去又はやむを得ず市が行う公費解体よりも早く解体を行った被災者に対して費用償還を行う制度である。

図2-7-6に損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順を示す。また、それぞれの場合に必要となる書類を表2-7-12に示す。

図2-7-6 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の手順（例）



出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

表2-7-12 解体・撤去に係る必要書類一覧（例）

必要書類	概要	公費解体	費用償還
要綱	公費解体・費用償還制度を定めた要綱	○	○
事前申込書	公費解体・費用償還に係る事前申込書	○	○
申請書	公費解体・費用償還に係る申請書	○	○
従業員数等証明書	中小企業法第2条の規定を証明する書類	○ (企業による申請に限る)	—
同意書	申請者を含む関係権利者等の同意書	○	○
誓約書	被災家屋等の解体・撤去に関して紛争が発生した場合、申請者において解決すること、不服申し立て及び紛争の定期をしないこと等を制約する書類	○	○
委任状	公費解体・費用償還の申請に係る権限委任のための書類	○	○
建物配置図 (見取図)	敷地内の被災家屋等の配置、形状、解体・撤去の可否を示すための書類	○ (解体意思の有無を明記)	○ (撤去済・未撤去の明記)
写真票	被災状況等が分かる被災家屋等の写真貼付用の書類	○ (現況・施工前・施工中・施工後)	○ (被災状況・施工前・施工中・施工後)
契約締結確認書	解体実施に当たっての契約締結を確認するための書類	—	○
内訳書	解体に伴い発生した経費の内訳を示す書類	—	○
実施決定通知書	公費解体実施の決定通知書	○	—
費用償還決定通知書	費用償還の決定通知書	—	○
償還金返還命令書	費用償還の返還を求める命令書	—	○
滅失証明書	被災家屋の滅失を証明する書類	○	—
撤去申請取り下げ書	公費解体の申請を取り下げる際の書類	○	○
必要書類チェック票	申請必要書類のチェック票	○	○

出典 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

第3章 計画の見直し

3-1 見直しの必要性

災害廃棄物対策指針は、「地方公共団体は（中略）処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。」と定めている。

本計画については、国が実施する法整備や災害廃棄物対策指針の改定、岩手県災害廃棄物対応方針の改定、市地域防災計画の改定、本計画で対象としている災害の被害想定の見直し等、前提条件に変更があった場合や、今後新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえ、随時に見直しを行う。

3-2 計画の点検・更新

災害廃棄物の処理は、災害の規模や被災状況等により、現状に即した対応を求められることから、本計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえて本計画の点検を行い、また、施設の整備状況等、毎年変化する項目に関し、随時点検・更新・修正を行うこととする。

盛岡市災害廃棄物処理計画 (資料編)

盛岡市災害廃棄物処理計画（資料編）

目 次

第1章 災害廃棄物処理等に関する協定書	資-1
1-1 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	資-2
1-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会）	資-5
1-3 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人岩手県産業資源循環協会）	資-7
1-4 災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書（岩手県環境整備事業協同組合）	資-9
1-5 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（盛岡市建設業協同組合）	資-11
第2章 災害廃棄物処理の記録	資-13
2-1 平成25年8月9日の大雨・洪水災害	資-14
2-2 平成25年台風第18号による災害	資-24
2-3 平成30年2月3日の中屋敷町地内の住宅爆発	資-35
2-4 令和6年8月27日の大雨災害	資-41
第3章 災害廃棄物の処理支援	資-48
3-1 東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）	資-49
3-2 平成28年台風第10号	資-63
3-3 令和元年台風第19号	資-67
3-4 令和5年7月の大雨災害	資-71

第 1 章 災害廃棄物処理等に関する協定書

1-1 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、平成8年10月7日に締結された「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」を踏まえ、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生し、岩手県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、岩手県内の市町村等との相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のごみ及びし尿処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、ごみ又はし尿の収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりごみ又はし尿処理が不能になったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるごみ又はし尿が発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援調整市町村)

第4条 市町村等は、要請市町村及び応援市町村等との間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

2 前項に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

(応援要請等)

第5条 要請市町村等は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要事項

2 前項に規定する応援の要請は電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

3 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合、他の市町村等と十分連絡をとり、各市町村等が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

4 応援調整市町村は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう、必要に応じ県に調整等を要請するものとする。

(応援の責務)

第6条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに応援調整市町村に通知するものとする。

(応援費用の負担等)

第7条 応援市町村等が応援に要した費用は、原則として要請市町村等の負担とし、支払い方法等については、要請市町村等と応援市町村等との間で協議の上、決定するものとする。

2 要請市町村等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第8条 市町村等は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 市町村等は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互にするものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第10条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度市町村等が協議して定めるものとする。

第13条 この協定は、平成24年3月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書50通を作成し、市町村等がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別表第1（第4条関係）

応援調整市町村

地域名	構成市町村等	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市，軽米町，九戸村，一戸町， 二戸地区広域行政事務組合	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市，洋野町，普代村，野田村， 久慈広域連合	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市，八幡平市，雫石町，葛巻町，岩手町， 滝沢村，紫波町，矢巾町 岩手・玉山環境組合，盛岡・紫波地区環境施設 組合，雫石・滝沢環境組合，盛岡地区衛生処理 組合，盛岡北部行政事務組合，紫波、稗貫衛生 処理組合	北上市	宮古市
宮古	宮古市，山田町，岩泉町，田野畑村， 宮古地区広域行政組合	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市，北上市，西和賀町， 岩手中部広域行政組合，北上地区広域行政組合	一関市	釜石市
胆江	奥州市，金ヶ崎町， 奥州金ヶ崎行政事務組合	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市，釜石市，大槌町， 釜石大槌地区行政事務組合	遠野市	奥州市
両磐	一関市，平泉町， 一関地区広域行政組合	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市，陸前高田市，住田町， 大船渡地区環境衛生組合，岩手沿岸南部広域環 境組合，気仙広域連合	一関市	奥州市

1-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人盛岡市廃棄物業協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続により協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人盛岡市廃棄物業協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月27日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

住所 盛岡市永井1地割13番地1

氏名 一般社団法人盛岡市廃棄物業協会

会長 菅 原 廣 耕

1-3 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人岩手県産業資源循環協会）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業資源循環協会（以下「協会」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、市が協会に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。)), 生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより協会に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 市は、協会への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 協会は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 協会は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、協会に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と協会とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、協会に随時報告を求めるものとする。

2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課、協会においては一般社団法人岩手県産業資源循環協会本部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と協会とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

住所 盛岡市内丸16番15号

氏名 一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会長 濱 田 博

1-4 災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書（岩手県環境整備事業協同組合）

災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と岩手県環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、水害等の大規模災害におけるし尿等の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集及び運搬に関し、市が組合に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿、浄化槽汚泥及びその他の汚水であって、市が生活環境の保全上、その収集及び運搬について協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 市は、次の事業について、次条の手続により組合に協力を要請するものとする。

- (1) し尿等の収集及び運搬
- (2) 前号に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 市は、組合への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（し尿等の収集及び運搬の実施）

第5条 組合は、第3条の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限りし尿等の収集及び運搬を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 組合は、前条の規定により、し尿等の収集及び運搬を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 市は、第3条の要請を行ったときは、し尿等の収集及び運搬に円滑な協力を得ることができるよう、組合に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 組合は、第3条の要請を受けたときは、し尿等の収集及び運搬に関し協力が可能な組合員の状況を市に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 組合が、第3条の要請を受けて実施したし尿等の収集及び運搬に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市と組合とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき組合が実施したし尿等の収集及び運搬に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(組合員の状況等の報告)

第10条 組合は、この協定に定めるところによる協力が可能な組合員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、組合に随時報告を求めるものとする。

2 組合は、災害時における円滑なし尿等の収集及び運搬を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては盛岡市環境部廃棄物対策課とし、組合においては岩手県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と組合とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月29日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 内 舘 茂

住所 盛岡市上鹿妻稲荷場44番地

氏名 岩手県環境整備事業協同組合

理事長 関 根 信

1-5 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（盛岡市建設業協同組合）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と盛岡市建設業協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理等に関し、市が組合に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務）

第2条 市は、次の事業について、次条の手続きにより組合に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物仮置場造成作業、運営管理、復旧
- (2) 損壊家屋等に係る解体撤去作業
- (3) その他、協議により必要と判断されるもの。

（協力要請の手続き）

第3条 市は、組合への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 組合は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 組合は、前条の規定により、市の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で市へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第6条 市は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、組合に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 組合は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な組合員の状況を市に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 組合が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、市が負担するものとし、その額については、市の積算基準に従い算出した額を基準に市と組合とが協議するものとする。

(補償)

第8条 第3条の要請に基づき組合が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

2 組合員が、災害廃棄物の処理等の実施に伴い、市又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、市並びに組合及び組合員が協議してその賠償をするものとする。

(組合員の状況等の報告)

第9条 組合は、この協定に定めるところによる協力が可能な組合員の状況をあらかじめ市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、組合に随時報告を求めるものとする。

2 組合は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する市の連絡窓口は、環境部廃棄物対策課とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度市と組合とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月4日

住所 盛岡市内丸12番2号
氏名 盛岡市
盛岡市長 内 舘 茂

住所 盛岡市松尾町17番9号
氏名 盛岡市建設業協同組合
理事長 佐 藤 万寿美

第2章 災害廃棄物処理の記録

2-1 平成25年8月9日の大雨・洪水災害

1 災害の概要

平成25年8月9日朝から、発達した雨雲が県内に流れ込み、岩手県内ではこれまでに経験したことがないような大雨となったところがあり、市中心部（山王町）でも9日14時台の1時間最大雨量33.0ミリ、9日0時から9日24時までの24時間最大雨量 121.0ミリを記録した。

特に、県内で最大の日降水量を記録した雫石町（264.0ミリ）に近い繋地区では、9日の24時間最大雨量が 200ミリを超え、住家の床上浸水や床下浸水、がけ崩れ等の土砂災害による住家や道路の損壊、冠水による交通障害等の被害が発生した。

また、猪去地区などの雫石川下流域や合流先の北上川下流域では、水位が上昇した影響で河川や水路が溢水して床下浸水が多数発生したほか、住家等への土砂や木くずの流入、乙部地区では、がけ崩れで住宅が倒壊する等の被害が発生した。

2 被害の状況

(1) 人的被害

区分	被害人数	内容
重傷者	3人	折れた木の枝が当たったことによる（1人） 乙部地内の住宅の倒壊による（2人）
軽傷者	3人	乙部地内の住宅の倒壊による（3人）

(2) 停電

繋地区で 120戸の停電が発生した。

(3) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（箇所）
住家等被害	全壊5、大規模半壊2、半壊13、床上浸水9、床下浸水 171
民間福祉施設被害	浸水1、雨漏り1、その他1
商工関係施設被害	半壊4、土砂流入8、床上浸水4、床下浸水1、浸水7、雨漏り3、その他2（機械設備等破損）
道路橋りょう等被害	冠水50、法面崩壊等61（これら被害のうち24箇所について通行止めを行った。）、洗掘59、橋梁流出1
河川施設被害	護岸崩壊76、土砂堆積9、施設破損等3
水路施設被害	土砂堆積、水路破損等63
河川・水路溢水	67
上下水道施設被害	農業集落排水処理施設冠水3、下水道マンホール溢れ4、下水道マンホール損傷1、旧簡易水道施設流失1、旧配水場用地洗掘1、配水場法面崩落1、その他8
その他公共施設被害	浸水11、雨漏り18、その他10

農地等被害	法面崩壊等 912箇所
農業用施設・機械	ビニールハウスへの土砂流入等 7、作業機械損壊・流失 2
畜産被害	豚10頭死亡
林業施設被害	林道（洗掘、土砂崩れ等） 20路線
土砂崩れ・土砂流入	全域57

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、環境部が中心となり、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

担当課	主な担当事務
環境企画課	仮置場での作業補助
廃棄物対策課	職員の配置、各ごみ処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物対策関係情報の記録、岩手県との連絡調整、廃棄物関係団体との連携・連絡調整、関係部署との連絡調整、災害廃棄物の処理委託、補助金交付申請、一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、問合せ対応、災害廃棄物の分別
資源循環推進課	関係部署との連絡調整、資機材の調達、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、市民周知、問合せ対応、収集運搬の全体管理、委託業者（ごみ）の車両、作業員等の被災状況の把握、集積場所の被害状況の把握、収集運搬車両の手配、収集運搬委託、災害廃棄物の処理委託、災害廃棄物の分別
収集センター	直営車両の被災状況の把握、災害廃棄物の分別・収集運搬
リサイクルセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
クリーンセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理

(2) 避難所等で発生した廃棄物の処理

生活ごみ	平常時と同様の体制で、収集を行った。
避難所ごみ	隣接する集積場に出された避難所ごみについては、平常時における家庭ごみの収集と同様の体制で行った。
し尿等	基本的に収集運搬業者が直接依頼を受け、収集作業に当たった。 なお、便槽への土砂の流入等により被害を受けた住家のし尿の収集運搬を、平常時と同様の体制で行った（盛岡地域：許可業者、都南地域：紫波、稗貫衛生処理組合委託業者）。 仮設トイレの設置はなし。

(3) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

繋地区の住民へは、チラシを作成し、8月13日（火）に周知を行った。

問合せ窓口は、資源循環推進課及び廃棄物対策課とした。

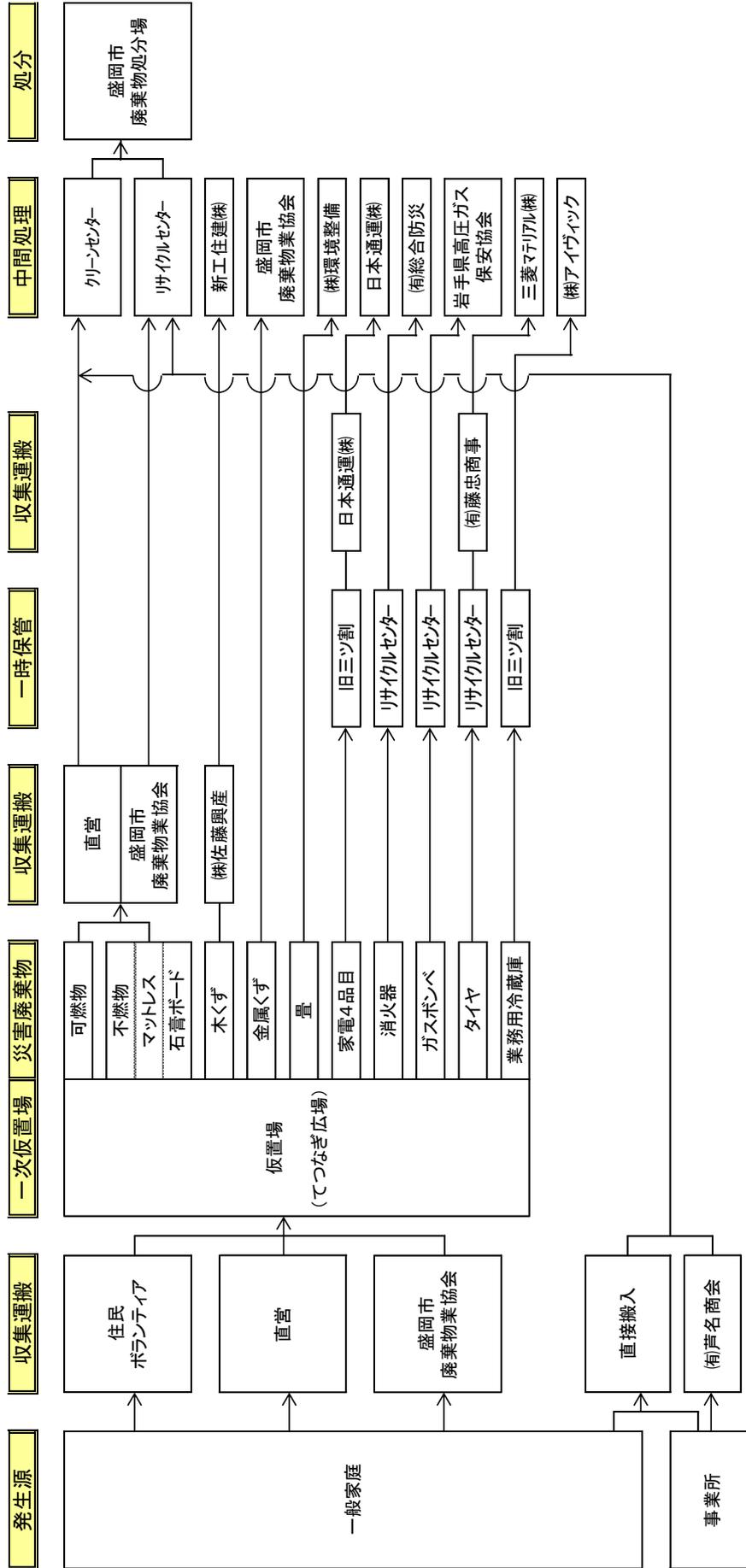
住民への周知チラシ

<p>【つなぎ地区の皆様へ】</p> <p>この度の水害被害に、お見舞い申し上げます。 水害被害に伴う家財などを、ごみとして出される場合は次のようにお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ごみの仮置場は「手つなぎ広場」です。</p> <p>○可燃，不燃，畳，家具類，家電類に分別をして下さい。</p> <p>○出来る限り仮置場への運搬をお願いします。</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p>重くて持てない場合は、家の前を出しておいて下さい。</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○土砂の仮置場は、北の浦ポンプ場付近となります。</p> <p>ご自分で運べる場合は、運搬をお願いします。</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p>自身での運搬が難しい場合は、「手つなぎ広場」でも結構です。</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px; font-size: 0.8em;"> <p>盛岡市環境部 資源循環推進課 626-3733 廃棄物対策課 626-3755</p> </div>	<p>【つなぎ地区の皆様へ】 平成 25 年 8 月 14 日</p> <p>1 土砂の仮置き場を増やしました。 北の浦ポンプ場付近の残容量が少なくなり、</p> <p style="text-align: center;">「旧つなぎスイミングプール脇」 に 新たに設置しましたのでお知らせします。</p> <p>○ ご自分で運べる場合は、運搬をお願いします。</p> <p>○ 「手つなぎ広場」には、8月15日以降は、土砂を搬入しないようお願いします。</p> <p>○ 置き場の一部に水路部分がありますので、ご注意ください。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>2 つなぎ観光協会に、 「消石灰」と「消毒液（オスバン液）」を用意していますので、ご利用ください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px; font-size: 0.8em;"> <p>盛岡市環境部 資源循環推進課 626-3733 廃棄物対策課 626-3755</p> </div>
--	--

イ 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理フロー



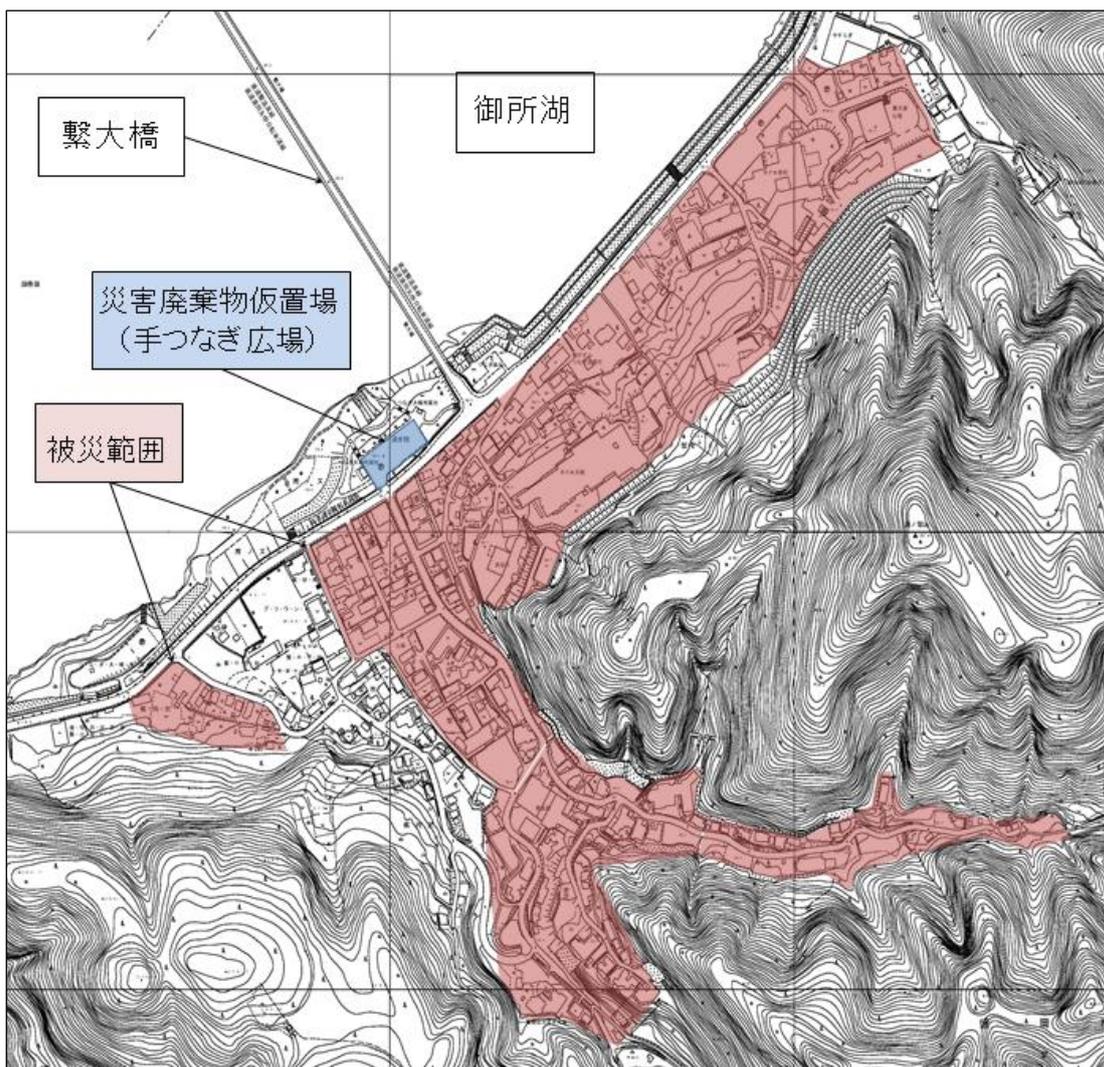
ウ 仮置場

市では、発災直後の8月11日（日）に繫地区に仮置場を1か所設置したほか、土砂専用の仮置場を2か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、困難な場合は住家の前に排出するよう周知し、ボランティア、直営等により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要

名称	所在地	面積	開設時期	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
手つなぎ広場 (繫大橋南園地)	盛岡市繫字南ノ又他	1.600 m ²	8月11日	可燃物、不燃、畳、家具類、家電類、木くず等	県	市
北の浦ポンプ場	盛岡市繫字下猿田	-	8月11日	土砂	市	市
旧つなぎスイミングプール脇	盛岡市繫字除キ地内	-	8月15日	土砂	県	市

仮置場の位置図



仮置場の状況



エ 分別

繫地区では、分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、環境部職員が仮置場での粗選別、搬入車の荷降ろし作業の補助を行った。

オ 収集運搬

地区	作業内容	備考
繫地区	仮置場に集積された災害廃棄物の処理施設までの運搬を、8月14日（水）に開始した。 また、仮置場に自己搬入することができず、住家の前に積まれた災害廃棄物については、リヤカー、パッカー車等による運搬を随時行った。	直営及び（一社）盛岡市廃棄物業協会への委託により収集運搬を行い、前半は、土曜日・日曜日を含めた毎日、通常の作業時間を延長して被災地域の災害廃棄物の搬出に当たった。
猪去地区	住家の前に積まれた災害廃棄物について、ダンプ車、パッカー車等による運搬を行った。	

カ 中間処理・最終処分

盛岡地域で発生した災害廃棄物の処理は、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて、都南地域で発生した災害廃棄物の処理は、盛岡・紫波地区環境施設組合での処理を基本に行った。

各施設では、収集運搬の進捗状況に合わせて、8月17日（土）まで毎日、災害廃棄物を受け入れた。

キ 委託処理

市処理施設で処理することができない適正処理困難物等の品目については、平常時に委託処理を行っている民間事業者、産業廃棄物処理業者等に委託処理を行った。

その他、処理・処分等に関しては、次の作業分担により実施した。

処理事業の作業分担

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
盛岡地域	可燃物	焼却処理	盛岡市クリーンセンター	8月11日～10月5日
	不燃物	破碎処理	盛岡市リサイクルセンター	8月11日～10月5日
	木くず	運搬	㈱佐藤興産	9月9日～10月11日
		破碎・資源化	新工住建㈱	9月9日～10月11日
	廃家電類	家電リサイクル法に基づく処理	日本通運㈱	9月13日～9月27日
	畳	焼却処理	㈱環境整備	10月24日～10月31日
	消火器	運搬, 資源化	(有)総合防災	10月22日～10月31日

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
	廃タイヤ	運搬	(有)藤忠商事	10月22日～10月31日
		資源化	三菱マテリアル(株)	10月18日～10月31日
	金属くず	資源化	(一社)盛岡市廃棄物業協会	-
	業務冷蔵庫	資源化	(株)アイヴィック	-
	ガードレール等 道路標識	-	道路管理者	-
都南	可燃ごみ	焼却処理	盛岡・紫波地区環境施設組合	8月10日～10月25日
地域	大形・不燃ごみ	破碎処理	盛岡・紫波地区環境施設組合	8月10日～10月25日

(4) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量（ごみ）

種類	盛岡地域	都南地域	計	
可燃物	85.8 t	5.4 t	91.2 t	
不燃物	163.8 t ※ ¹	2.1 t	165.9 t	
金属類	-	-	-	
木くず	314.0 t	-	314.0 t	
廃家電類	174台 (6.3 t)	-	174台 (6.3 t)	
処理困難物	畳	17.2 t	-	17.2 t
	消火器	100本 (0.3 t)	-	100本 (0.3 t)
	廃タイヤ	3.0 t	-	3.0 t
	廃油	- ※ ²	-	-
	ガスボンベ	30本	-	30本
計	590.3 t	7.5 t	597.8 t	

土砂（概算）	11,089m ³	11,089m ³
--------	----------------------	----------------------

備考：数字の四捨五入により、内訳と計が一致しない場合がある。以下同じ。

※¹ コンクリートがら、石膏ボード等を含む。

※² 灯油等の仮置がされているが、数量は不明である。

災害廃棄物の発生量（し尿）

	盛岡地域	都南地域	計
くみ取り家屋数	1戸	84戸	85戸
し尿収集量	5400	60,9300	61,4700

(5) 処理経費

ア ごみ

仮置場への搬入及び処理施設への持込分について、災害廃棄物である旨の申出のあったものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

委託処理を行ったものについては、受託業者からの請求に基づき支出した。

イ し尿

盛岡地域のし尿は、許可業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を市が負担した。

都南地域のし尿は、紫波、稗貫衛生処理組合委託業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を紫波、稗貫衛生処理組合が委託業者に納付したのち、市が紫波、稗貫衛生処理組合に対し負担金を納付した。

ウ 災害廃棄物処理事業費国庫補助金

環境省の災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付を受けるため、補助金申請等の手続を行った。

交付の対象	災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害廃棄物処理事業
補助率	1 / 2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置

災害廃棄物の処理経費

(円)

		支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考	
ごみ 処理	盛岡地域 (直営)	収集運搬	174,849	174,849	50%	87,425	①
		焼却処理	(2,184,214)	2,184,214	50%	1,092,107	②
		埋立処分	(3,900,850)	3,900,850	50%	1,950,425	②
	盛岡地域 (委託)	収集運搬 1	4,555,897	2,360,546	50%	1,180,273	③
		収集運搬 2	892,500	463,168	50%	231,584	③
		木くず積込運搬	3,360,000	1,792,769	50%	896,384	③
		木くず破砕	5,604,900	5,604,900	50%	2,802,450	③
		廃置処分	1,081,080	1,081,080	50%	540,540	
		消火器 収集運搬・処分	101,850	0	-	0	④
		タイヤ収集運搬	110,250	0	-	0	④
		タイヤ処分	26,460	0	-	0	④
		家電4品目リサイクル 料金・収集運搬・処分	785,777	785,777	50%	392,889	

			支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考
	都南地域	焼却処理	62,443	62,443	50%	31,222	⑤
		大形ごみ処理					
	計			22,841,070	18,410,595	-	9,205,297
し尿 処理	盛岡地域	収集運搬	4,139	2,069	50%	1,035	⑥
		処分	113	56	50%	28	⑥
	都南地域	収集運搬・処分	325,945	22,481	50%	11,241	⑦
	計			330,197	24,606	-	12,303
合計			23,171,267	18,435,201	-	9,217,000	⑧

- 備考 ① 収集センター直営車両に係る燃料費
 ② 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：25,736円／t、埋立：24,563円／t）であり、支出があったものではない。
 ③ 補助対象額は、直接経費のみを対象
 ④ 補助対象外
 ⑤ 支出額は、盛岡・紫波地区環境施設組合からの請求額
 ⑥ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
 ⑦ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
 支出額は、紫波、稗貫衛生処理組合からの請求額
 ⑧ 補助金額は、千円未満を切り捨てた額

2-2 平成25年台風第18号による災害

1 災害の概要

大型の台風第18号の影響により、平成25年9月15日早朝から断続的に雨が降り続き、山王町では降り始め（15日5時）から16日21時までの総雨量が85.5ミリとなったほか、好摩では、16日16時05分に最大1時間雨量42.0ミリ（9月の観測史上最大）を観測する等、大雨となった。

この大雨により、同地域を流れる松川等が氾濫し、人的被害はなかったものの、住家2棟の全壊をはじめ、多くの住家、施設、農地等が被害を受けた。

2 被害の状況

(1) 人的被害

無し

(2) 停電

新庄、浅岸地区 168戸

上堂一・三丁目、高松四丁目地区 153戸

その他、玉山地域でも各地で停電が発生した。

(3) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（箇所）
住家等被害	全壊2、大規模半壊17、半壊52、床上浸水1、床下浸水30、一部損壊3（強風による屋根破損）、その他1
民間福祉施設被害	一部損壊（床上浸水）1
商工関係施設被害	半壊1、床上浸水6、床下浸水3、土砂流入1
道路橋りょう等被害	冠水50、法面崩壊等16、洗掘4、倒木15、路肩崩壊26、道路陥没11、道路流出3、橋梁損壊1、橋梁部閉塞（流木による閉塞）5
河川施設被害	土砂堆積1
水路施設被害	水路破損12、土砂堆積3
河川・水路溢水等	溢水2、法面崩壊1
上下水道施設被害	配水管抜出し2、公設浄化槽損傷3、その他6
その他公共施設等被害	床下浸水1、雨漏り2、倒木4、その他9、教育施設5
農地等被害	農地冠水、法面崩壊等 612箇所
農業用施設・機械	農作業施設損壊26、ビニールハウス損壊26、作業機械水没及び流失 145台、揚水機冠水1
畜産被害	成牛2頭死亡、子牛4頭行方不明、ロール水没等 488個、わら水没等30個、牧草地冠水3ha
林業施設被害	林道（洗掘、土砂崩れ、倒木）7路線
土砂崩れ・土砂流入	下田地区内

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、環境部及び玉山総合事務所が、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

部等	担当課	主な担当事務
玉山総合事務所	税務住民課	災害廃棄物の処理委託、仮置場の設置及び運営管理、危険物等の管理、問合せ対応、災害廃棄物の分別、市民周知、委託業者（ごみ）の車両・作業員等の被災状況の把握、補助金交付申請
環境部	環境企画課	仮置場での作業補助
	廃棄物対策課	職員の配置、各ごみ処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物対策関係情報の記録、岩手県との連絡調整、廃棄物関係団体との連携・連絡調整、関係部署との連絡調整、一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握、仮置場の運営管理、災害廃棄物の分別
	資源循環推進課	関係部署との連絡調整、問合せ対応、災害廃棄物の分別
	収集センター	直営車両の被災状況の把握、災害廃棄物の分別・収集運搬
	リサイクルセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
	クリーンセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理

(2) 避難所等で発生した廃棄物の処理

生活ごみ	平常時と同様の体制（委託）で、収集を行った。
避難所ごみ	隣接する集積場所に出された避難所ごみを、平常時と同様の体制（委託）で収集を行った。
し尿等	平常時の体制と同様に、収集運搬業者（玉山地域：盛岡北部行政事務組合委託業者）が直接依頼を受け、収集作業に当たった。 仮設トイレの設置はなし。

(3) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

玉山地域の住民へは、チラシを作成し、9月17日（火）に周知を行った。

問合せ窓口は、玉山総合事務所税務住民課、環境部資源循環推進課及び廃棄物対策課とした。

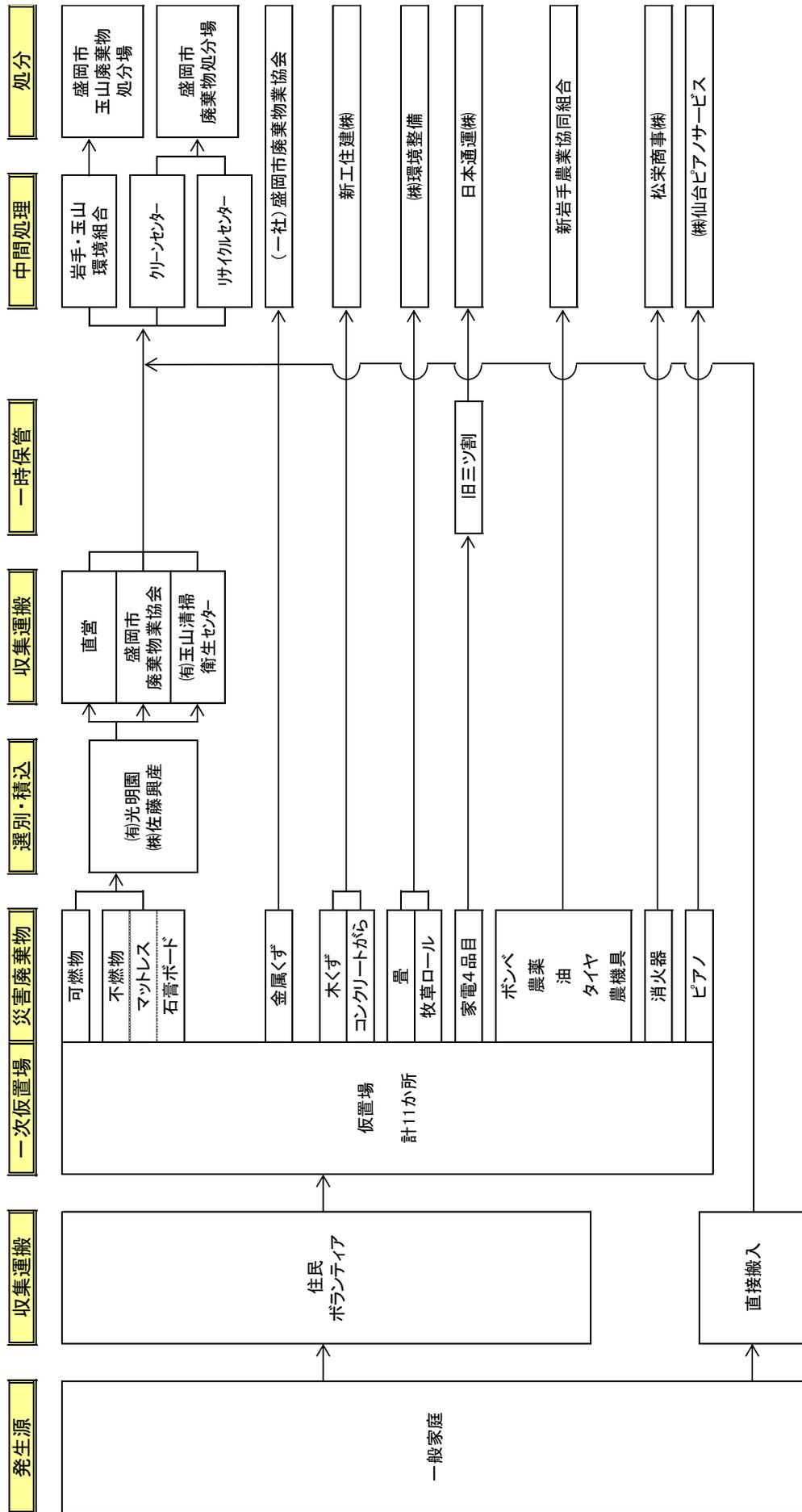
住民への周知チラシ

<p>【被災者の皆様へ】</p> <p>この度の水害被害に、お見舞い申し上げます。 水害被害に伴う家財などを、ごみとして出される場合は次のようにお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・家電関係 ・畳・家具類 ・流木等 ・土砂等 ・処理困難ごみ（ガスボンベ、消火器、灯油缶等） <p>に分別をして下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区ごとに、下記仮置場へ出して下さい。 ● 「松内コミセン」, 「好摩体育館裏」 「岩崎清男様所有地」, 「下田川崎コミセン」 「和野久雄様所有地」 </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>盛岡市玉山総合事務所</td> <td>税務住民課</td> <td>683-3805</td> </tr> <tr> <td>盛岡市環境部</td> <td>資源循環推進課</td> <td>626-3733</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物対策課</td> <td>626-3755</td> </tr> </table>	盛岡市玉山総合事務所	税務住民課	683-3805	盛岡市環境部	資源循環推進課	626-3733		廃棄物対策課	626-3755	<p>大雨被害に遭われた方でトイレの汲み取りが必要な方 ←</p> <p>好摩衛生社 (682-0144) へ汲み取りを依頼してください。</p> <p>汲み取り費用については、市が全額負担します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当】 盛岡市玉山総合事務所 税務住民課 683-3805</p> </div>
盛岡市玉山総合事務所	税務住民課	683-3805								
盛岡市環境部	資源循環推進課	626-3733								
	廃棄物対策課	626-3755								

イ 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理フロー



ウ 仮置場

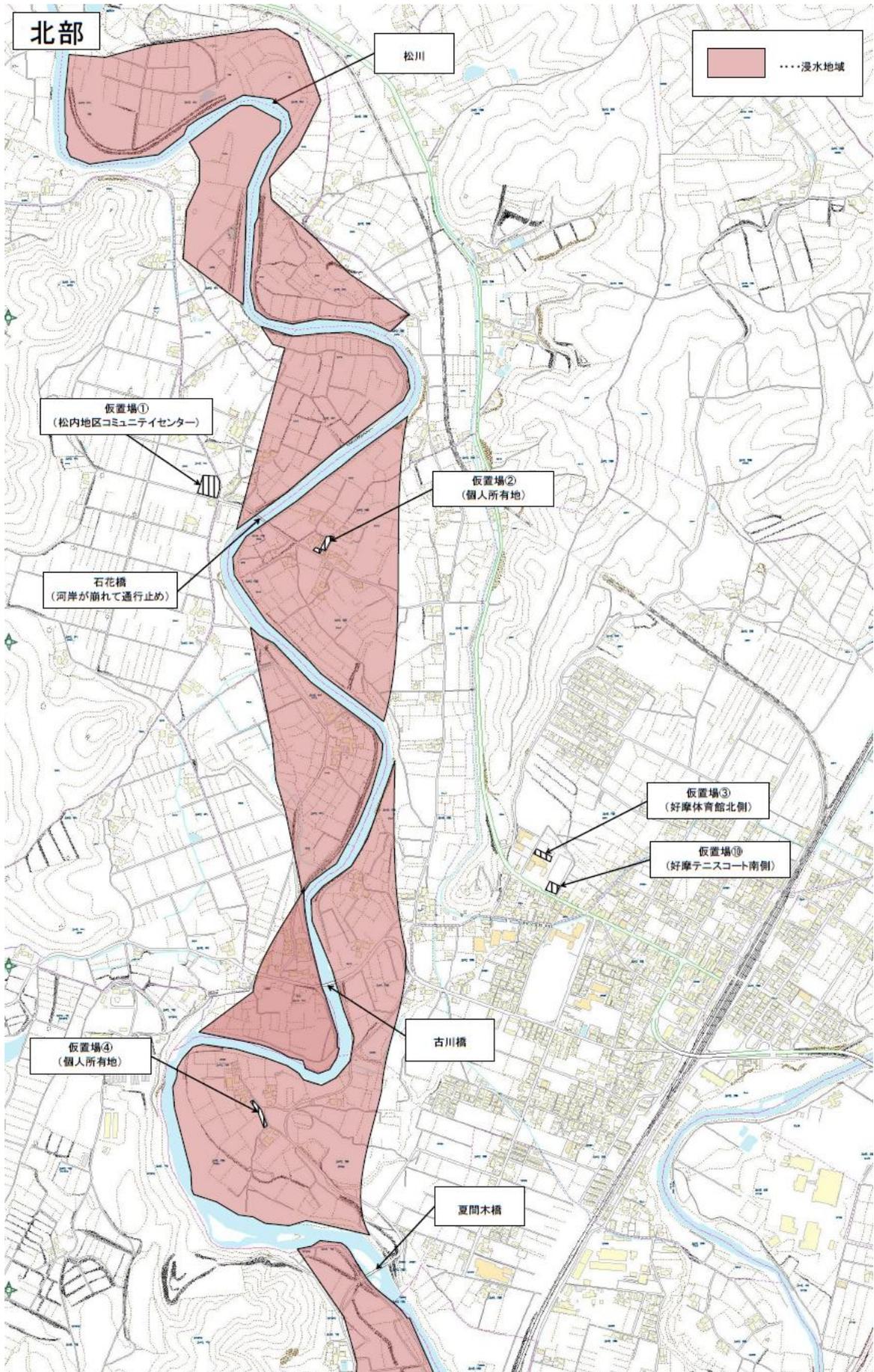
仮置場は、全11か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、自力での搬出が困難な場合は、ボランティア、直営等により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要及び仮置場の位置図は、次のとおりである。

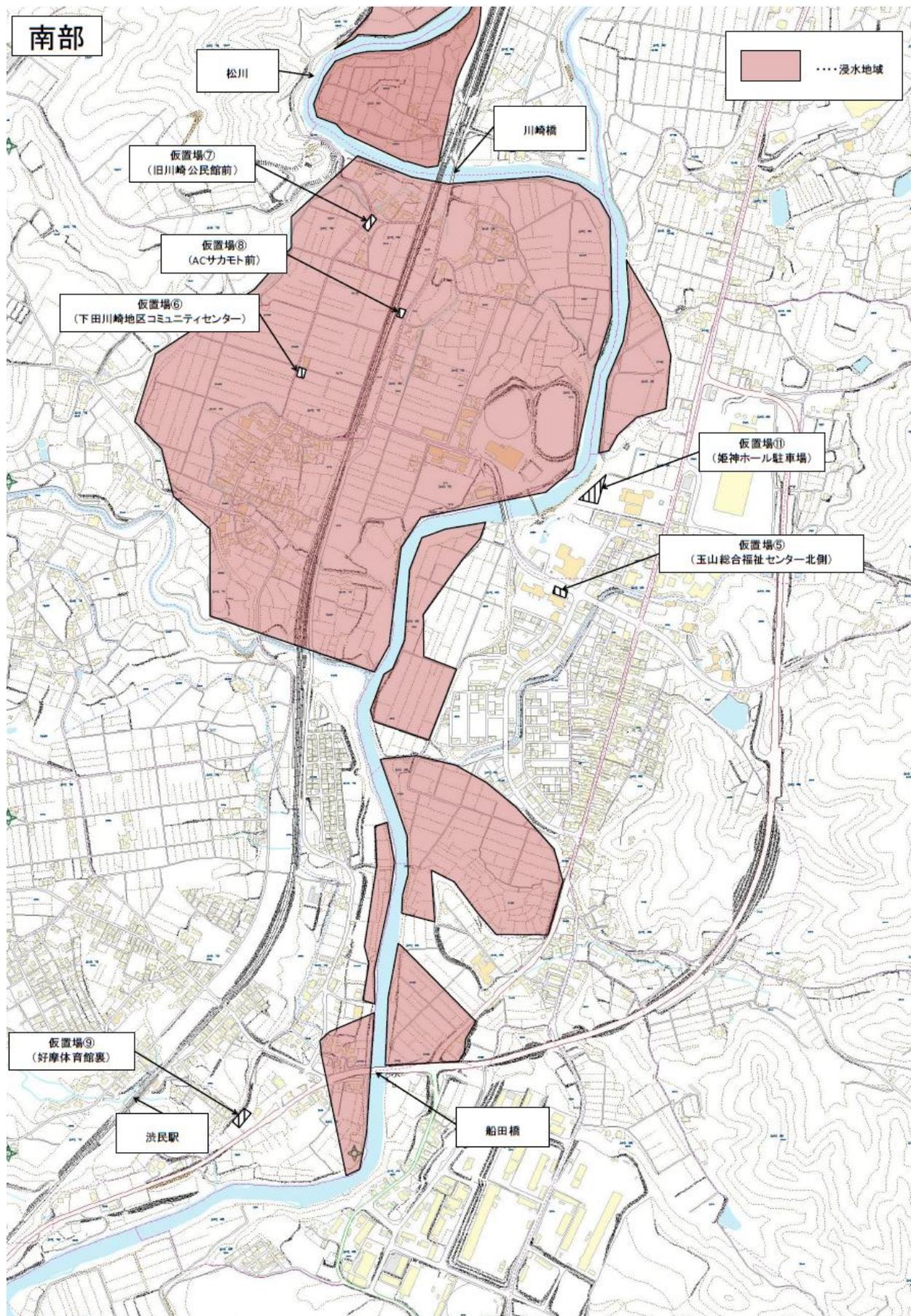
仮置場の概要

No.	名称	所在地	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
1	仮置場① (松内地区コミュニティセンター)	松内字松内	可燃物、不燃、 畳、家具類、家電類、木くず等	市	市
2	仮置場② (個人所有地)	好摩字新田		個人	市
3	仮置場③ (好摩体育館北側)	好摩字野中		市	市
4	仮置場④ (個人所有地)	好摩字夏間木		個人	市
5	仮置場⑤ (玉山総合福祉センター北側)	渋民字泉田		市	市
6	仮置場⑥ (下田川崎地区コミュニティセンター)	下田字上下田		市	市
7	仮置場⑦ (旧川崎公民館前)	川崎字外平		個人	市
8	仮置場⑧ (ACサカモト前)	川崎字外平		個人	市
9	仮置場⑨ (個人所有地)	下田字船綱		個人	市
10	仮置場⑩ (好摩テニスコート南側)	好摩字野中		市	市
11	仮置場⑪ (姫神ホール駐車場)	渋民字鶴塚		市	市

仮置場の位置図（北部）



仮置場の位置図（南部）



エ 分別

分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、職員が仮置場での粗選別を行ったほか、選別・積込の委託を実施した。

オ 収集運搬

仮置場に集積された災害廃棄物の処理施設までの運搬を、9月19日（木）に開始した。

直営、（一社）盛岡市廃棄物業協会及び有玉山清掃衛生センターへの委託により収集運搬を行い、前半は、土曜日・日曜日を含めた毎日、通常の作業時間を延長して被災地域の災害廃棄物の搬出に当たった。

カ 中間処理・最終処分

玉山地域で発生した災害廃棄物の処理は、岩手・玉山環境組合、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理を行った。

岩手・玉山環境組合では、日曜日を除いて災害廃棄物の受入れを行い、盛岡市クリーンセンター及びリサイクルセンターでは、土曜日、日曜日を中心に収集運搬の進捗状況に合わせて、災害廃棄物を受け入れた。

キ 委託処理

市等の処理施設で処理することができない適正処理困難物等については、平常時に委託処理を行っている民間事業者、産業廃棄物処理業者等に委託処理を行った。

その他、処理・処分等に関しては、次の作業分担により実施した。

処理事業の作業分担

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
玉山 地域	可燃物	焼却処理	岩手・玉山環境組合	9月19日～10月24日
			盛岡市クリーンセンター	9月21日～10月15日
	不燃物	破碎処理	岩手・玉山環境組合	9月19日～10月24日
			盛岡市リサイクルセンター	9月21日～10月15日
	金属くず	資源化	（一社）盛岡市廃棄物業協会	-
	木くず	委託（破碎）	新工住建(株)	10月5日～10月29日
	コンクリートがら	委託（処理）	新工住建(株)	12月5日～12月6日
	畳	委託（処分）	(株)環境整備	10月1日～10月25日
	牧草ロール	委託（処理）		12月2日～2月28日
	家電4品目	委託（仕分、収集運搬、処理）	日本通運(株)	11月22日～11月29日
	ボンベ	委託（処理）	新岩手農業協同組合	10月31日～11月30日
	農薬			
油				

第2章 災害廃棄物処理の記録

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
	タイヤ			
	農機具			
	消火器	委託（処理）	松栄商事(株)	11月6日～11月11日
	ピアノ	委託（処理）	(株)仙台ピアノサービス	11月13日～11月20日

(4) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量（ごみ）

種類	盛岡市クリーンセンター 盛岡市リサイクルセンター	玉山地域	計
可燃物	364.1 t	42.8 t	406.9 t
不燃物	209.6 t	1.7 t	211.3 t
金属くず	-	31.6 t	31.6 t
木くず	-	82.0 t	82.0 t
廃家電類	-	545台 (17.4 t)	545台 (17.4 t)
処理 困難物	畳	-	91.3 t
	消火器	-	76本 (0.2 t)
	廃タイヤ	-	3.0 t
	廃油	-	425個 (- t)
	ガスボンベ	-	6本 (- t)
	農機具	-	一式 (- t)
	農薬	-	0.1 t
ピアノ	-	2台 (0.4 t)	2台 (0.4 t)
計	573.6 t	270.5 t	844.1 t

災害廃棄物の発生量（し尿）

	玉山地域
くみ取り家屋数	57戸
し尿収集量	58,100ℓ

(5) 処理経費

ア ごみ

仮置場への搬入及び処理施設への持込分について、災害廃棄物である旨の申出のあったものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

委託処理を行ったものについては、受託業者からの請求に基づき支出した。

イ し尿

し尿は、盛岡北部行政事務組合委託業者が無料でくみ取り、収集運搬及び処分料金を盛岡北部行政事務組合が委託業者に納付したのち、市が盛岡北部行政事務組合に対し負担金を納付した。

ウ 災害廃棄物処理事業費国庫補助金

環境省の災害廃棄物処理事業費国庫補助金の交付を受けるため、補助金申請等の手続を行った。

交付の対象	災害その他の事由により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。）が行う災害廃棄物処理事業
補助率	1 / 2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置

災害廃棄物の処理経費

(円)

			支出額	補助対象額 A	補助率 B	補助金額 A×B	備考
ごみ 処理	盛岡地域 (直営)	収集運搬	(200,613)	200,613	50%	100,307	①
		焼却処理	(9,369,448)	9,369,448	50%	4,684,724	②
		埋立処分	(5,147,422)	5,147,422	50%	2,573,711	②
	岩手・玉山 環境組合	焼却処理	997,442	997,442	50%	498,721	③
		破砕処理	47,631	47,631	50%	23,816	③
	玉山地域 (委託等)	仮置場復元業務	271,800	0	-	0	④
		牧草地復旧	2,047,500	0	-	0	⑤
		選別・積込	913,500	0	-	0	⑤
		積込（牧草ロール）	84,000	0	-	0	⑤
		積込（コンクリートがら）	70,350	0	-	0	⑤
		投入等処理	82,740	0	-	0	⑤
		収集運搬1	11,185,072	6,004,808	50%	3,002,404	⑥
		収集運搬2	1,477,700	766,205	50%	383,103	⑥
		収集運搬（牧草ロール）	147,315	0	-	0	⑤
		木くず破砕	1,463,700	1,463,700	50%	731,850	
		畳処分	5,749,380	5,749,380	50%	2,874,690	
		家電4品目	2,484,221	2,484,221	50%	1,242,111	
		牧草ロール	2,289,000	0	-	0	⑤
	ボンベ、農薬、油、 タイヤ、農機具	410,196	0	-	0	⑤	

第2章 災害廃棄物処理の記録

		コンクリートがら	12,642	0	-	0	⑤
		消火器	77,900	0	-	0	⑤
		ピアノ	42,000	0	-	0	⑤
		有機溶剤各種	832,230	0	-	0	⑤
		肥料	1,129,275	0	-	0	⑤
		計	46,533,077	32,230,870	-	16,115,434	
し尿 処理	玉山地域	収集運搬・処分	442,195	149,187	50%	74,594	⑦
		計	442,195	149,187	-	74,594	
合計			46,975,272	32,380,057	-	16,190,028	
			申請額:	32,380,000	交付額:	16,100,000	⑧

- 備考 ① 収集センター直営車両に係る燃料費
 ② 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：25,736円／t、埋立：24,563円／t）であり、支出があったものではない。
 ③ 支出額は、平成24年度処理原価に基づく算出（焼却：23,308円／t、破碎：30,710円／t）であり、支出があったものではない。
 ④ 仮置場の復元作業に当たった人夫等賃金、補助対象外
 ⑤ 補助対象外
 ⑥ 補助対象額は、直接経費のみを対象
 ⑦ 対象を浸水被害世帯に絞り、補助対象量50%で算定
 支出額は、盛岡北部行政事務組合からの請求額
 ⑧ 申請額：千円未満を切り捨てた額、交付額：十万円未満を切り捨てた額

2-3 平成30年2月3日の中屋敷町地内の住宅爆発

1 概要

平成30年2月3日（土）11時頃に中屋敷町地内の一般住宅がガスの漏出により爆発、全壊した。爆発現場から半径約200m内の近隣住宅にも被害が発生し、外壁が剥がれ落ちたり、窓ガラスが割れる等の被害が発生した。

2 被害の状況

(1) 人的被害

区分	被害人数	内容
重傷者	1人	腰椎骨折
軽傷者	2人	頭部打撲（全治3日間）、顔面打撲（加療1週間）

(2) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（棟）
住家等被害	全壊1、一部損壊33、その他11

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、総務部及び環境部が、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

部等	担当課	主な担当事務
総務部	危機管理防災課 消防対策室	市民周知、問合せ対応、報道対応、消防団との調整
環境部	廃棄物対策課	市民周知、問合せ対応、報道対応、職員の配置、災害廃棄物処理全体の進行管理、災害廃棄物対策関係情報の集約及び記録、関係部署との連絡調整、仮置場の運営管理、災害廃棄物の分別、危険物等の管理、不法投棄及び不適正排出の防止・管理
	資源循環推進課	収集運搬の全体管理
	収集センター	災害廃棄物の収集運搬
	リサイクルセンター	災害廃棄物の処理
	クリーンセンター	災害廃棄物の処理

(2) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

爆発現場周辺の住民へは、チラシを作成し周知したほか、市HPに同内容を掲載した。

また、被害のあった住民に対し被害状況等の聞き取りを実施した。

問合せ窓口は、廃棄物対策課とした。

住民への周知チラシ

盛岡市からのお知らせ（爆発事故に伴うごみの出し方）

中屋敷地区の皆様へ

この度の爆発事故による家屋損壊などの被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。
事故に伴い発生した被害家財などを、ごみとして出される場合の出し方について、次のとおり御案内いたします。

① ごみの仮置場を開設します。
爆発事故により発生したごみについて仮置場に運搬をお願いします。

開設場所 上三ツ家幼児公園（中屋敷町 4-49）

開設日時 2月11日（日） 午前9時～午後3時 （開設日を追加する場合は仮置場に掲示します）

排出方法 裏面の品目ごとに分別をお願いします。
仮置場内の決められた場所に品目ごとに置いてください。

【注意】 地域のごみ集積場所には爆発事故により発生したごみは出せません。
2/11（日）は、消防団の皆様が、ごみの搬出運搬をお手伝いします。

② 仮置場を利用せず、市の処理施設に自ら持ち込む場合は、次の施設にそれぞれ搬入してください。

燃やせるごみ 盛岡市クリーンセンター
【場所】 上田宇小島沢 148-25 【TEL】 019-663-7153
【受付】 午前9時～午後4時（日曜を除く）

燃やせないごみ・粗大ごみ 盛岡市リサイクルセンター
【場所】 川又字大日向 32-5 【TEL】 019-685-2151
【受付】 午前9時～午後4時（日曜・祝日・第1・3・5土曜を除く）

③ 仮置場に運べない粗大ごみは、盛岡市収集センターに電話で収集を申し込んでください。収集日や出し方を御案内します。

【申し込み先 TEL】 019-603-8030 ※「粗大ごみ」と書いた紙を貼ってください
【受付】 午前9時～午後4時（土日祝日を除く） ※1回あたり3点まで

上記方法による場合、『爆発事故に伴う廃棄物』である旨を係員に申し出てください。この場合、手数料はかかりません。（罹災証明書提示も不要）

【お問い合わせ先】 盛岡市廃棄物対策課 【TEL】 019-626-7573

盛岡市からのお知らせ（爆発事故に伴うごみの出し方）

北

[入口]

係員
作業場所

② 木くず

③ 可燃ごみ

① 金属くず

④ 不燃ごみ

⑥ 家電製品

⑦ 危険物
(スプレー缶など)

⑤ ガラスくず

[出口]

（上三ツ家幼児公園）

● 今回の被害に関係ないごみは出せません。

● 建物の躯体に伴って発生する廃棄物は出せません。

解体業者が、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託し、処理していただく必要があります。

ウ 仮置場

仮置場は、2月11日の午前9時から午後3時まで1か所設置した。仮置場への搬入に関しては、住民による搬入を基本としたが、自力での搬出が困難な場合は、ボランティア（消防団）により順次仮置場に搬入された。

仮置場の概要及び仮置場の位置図は、次のとおりである。

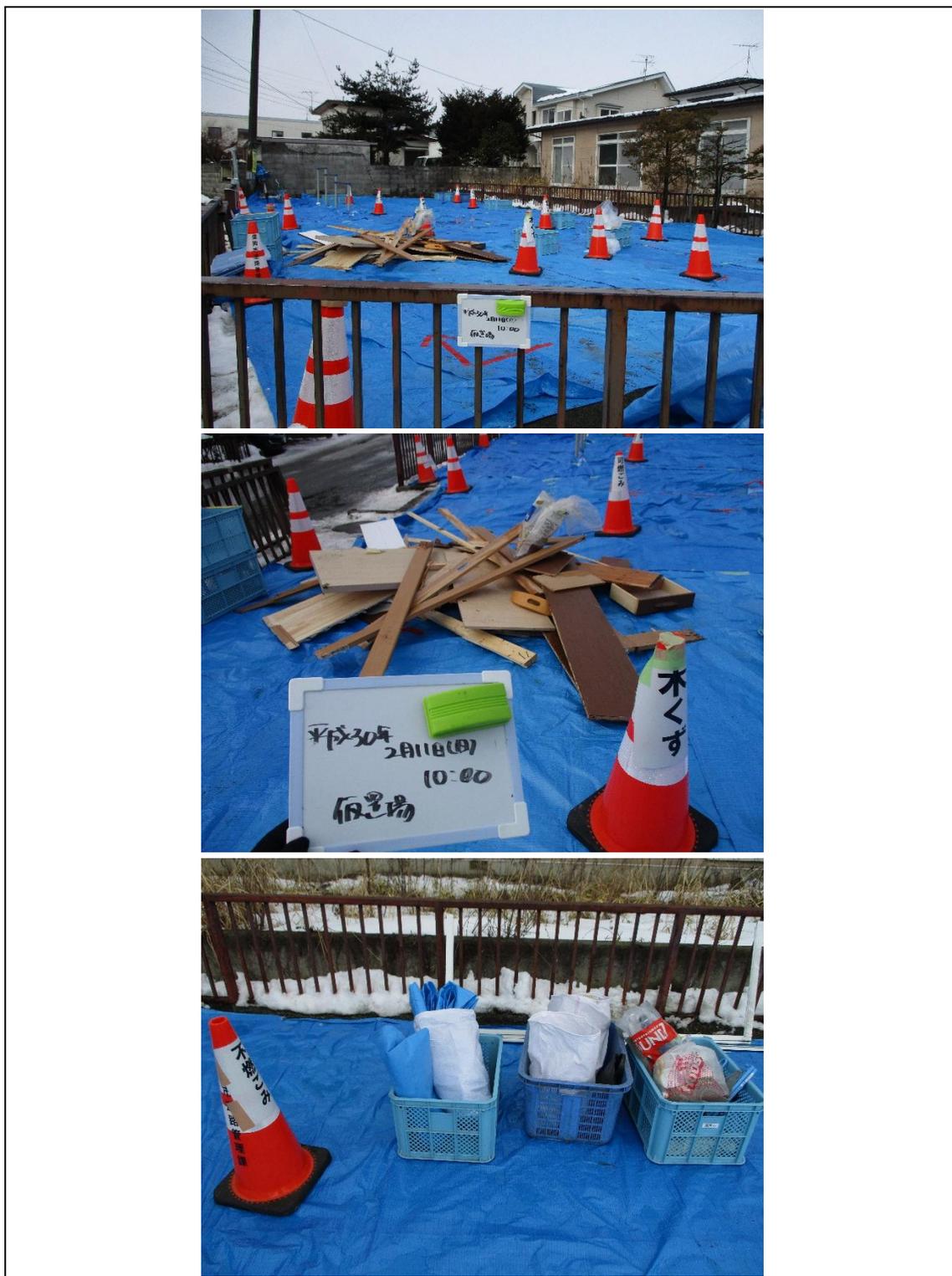
仮置場の概要

No.	名称	所在地	集積対象物	土地所有者	仮置場管理
1	上三ツ家幼児公園	中屋敷町4-49	金属くず、木くず、可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスくず、家電製品、危険物等	市	市

仮置場の位置図



仮置場の状況



エ 分別

分別方法についてチラシで周知したほか、仮置場において品目ごとに表示を行った。また、仮置場開設後から、職員が仮置場での選別・積込を行った。

オ 収集運搬

仮置場に持込まれた災害廃棄物及びボランティアの協力を得て、個別に収集した災害廃棄物を盛岡市クリーンセンター、盛岡市リサイクルセンターに運搬した。

カ 中間処理・最終処分

発生した災害廃棄物の処理は、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理を行った。

(3) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量

区分	収集量
可燃ごみ	920kg
不燃系ごみ	3,210kg
計	4,130kg

(4) 処理経費

市の処理施設に廃棄物を搬入した際、又は粗大ごみの収集を申し込んだ際に、当該搬入又は収集の申込みに係る廃棄物が平成30年2月3日に中屋敷町5番地内で発生したガス爆発に伴い発生したものであることを申し出た者であって、施設管理者がその旨を認めたものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

2-4 令和6年8月27日の大雨災害

1 概要

令和6年8月27日（火）に、日本海から北日本に前線が停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となった。岩手県では、27日（火）夜に局地的に雷を伴った大雨となり、線状降水帯が発生した。

盛岡市においては、27日（火）17時49分に「大雨（浸水害）警報」、18時15分には「洪水警報」、18時27分には「大雨（土砂災害）警報」、18時40分には「土砂災害警戒情報」が発表され、19時17分には盛岡市北部付近、19時28分には盛岡市南部付近、20時27分には再び盛岡市北部付近及び蕨川と、短時間のうちに3回の記録的短時間大雨情報（1時間に約100mm）が発表された。

アメダスの雨量計の観測では、日降水量は、蕨川で211.5mmを観測し、観測史上1位の値を更新した。また、日最大1時間降水量についても、盛岡で68.0mm、蕨川で99.5mmを観測し、観測史上1位の値を更新した。（好摩地区については、落雷により欠測のため不明。）

この大雨により、川目や東山、東安庭地域において浸水・土砂災害などが発生したほか、上米内地域では米内川の増水による林道の崩落や畑橋の流出により、複数世帯で孤立が発生した。また、観測史上最大の降水量を観測した蕨川を含む玉山地域では、低い土地や道路での浸水被害が多数発生した。

2 被害の状況

(1) 人的被害

無し

(2) 停電

三ツ割・北山地域 約3,000戸

(3) 建物、施設等の被害

区分	被害の状況（箇所）
住家等被害	86
公共施設被害	23
その他建物被害	3
敷地内土砂崩れ	18
道路等被害	144
農地・農業用施設被害	79
上下水道施設被害	4
河川施設被害	40

3 災害廃棄物処理

(1) 組織・配備体制

発災後、環境部及び玉山総合事務所が、災害廃棄物の処理を行った。

各課の主な担当業務は、次のとおりである。

災害廃棄物処理体制

部等	担当課	主な担当事務
環境部	廃棄物対策課	職員の配置、各ごみ処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物対策関係情報の記録、岩手県との連絡調整、廃棄物関係団体との連携・連絡調整、関係部署との連絡調整、一部事務組合のし尿等処理施設の被災状況等の把握、災害廃棄物の分別
	資源循環推進課	関係部署との連絡調整、資機材の調達、臨時ごみ集積場所の設置及び運営管理、危険物等の管理、市民周知、問合せ対応、収集運搬の全体管理、委託業者（ごみ）の車両、作業員等の被災状況の把握、集積場所の被害状況の把握、収集運搬車両の手配、収集運搬委託、災害廃棄物の処理委託、災害廃棄物の分別
	収集センター	直営車両の被災状況の把握、災害廃棄物の分別・収集運搬
	リサイクルセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
	クリーンセンター	施設の被災状況の把握、施設の点検、災害廃棄物の処理
玉山総合事務所	税務住民課	災害廃棄物の処理委託、危険物等の管理、問合せ対応、災害廃棄物の分別、市民周知、委託業者（ごみ）の車両・作業員等の被災状況の把握

(2) 災害により発生した廃棄物の処理

ア 広報・各種相談

上米内地区の住民へは、チラシを作成し、9月13日（金）に周知を行った。

問い合わせ窓口は、廃棄物対策課とした。

住民への周知チラシ

【上米内地区の皆様へ】 令和6年9月13日

災害ごみの出し方について

この度の大雨災害により、被害を受けた皆様へ、あらためてお見舞いを申し上げます。
大雨被害に伴う家財などを、災害ごみとして出される場合は、次のようお願いします。

**災害ごみは、
お近くのごみ集積場所へ、お出してください。**

ごみの量が多く、集積場所に出すことが難しいときは、次のお問合せ先にご相談ください。

お問合せ先：盛岡市環境部廃棄物対策課 019-626-3755

下記期間中も処理施設を臨時開場します。
災害ごみについては、直接持ち込むことも可能です。

	9/14(土)	9/15(日)	9/16(月・祝)
クリーンセンター (可燃)	午前9時～ 午後4時	午前9時～ 午後4時	午前9時～ 午後4時
リサイクルセンター (不燃)			休場

担当
盛岡市環境部廃棄物対策課
019-626-3755

【上米内地区(米内沢、中居)の皆様へ】 令和6年9月13日

災害ごみの出し方について

この度の大雨災害により、被害を受けた皆様へ、あらためてお見舞いを申し上げます。
大雨被害に伴う家財などを、災害ごみとして出される場合は、次のようお願いします。

災害ごみは、お近くのごみ集積場所のほか、
臨時に設ける集積場所「**上米内地区振興センター**」(裏面地図参照)にお出してください。(9/13(金)から当面の間)

*ごみの収集は、9/17(火)以降順次行います。

ごみの量が多く、集積場所に出すことが難しいときは、次のお問合せ先にご相談ください。

お問合せ先：盛岡市環境部廃棄物対策課 019-626-3755

下記期間中も処理施設を臨時開場します。災害ごみについては、直接持ち込むことも可能です。

	9/14(土)	9/15(日)	9/16(月・祝)
クリーンセンター (可燃)	午前9時～ 午後4時	午前9時～ 午後4時	午前9時～ 午後4時
リサイクルセンター (不燃)			休場

担当
盛岡市環境部廃棄物対策課
019-626-3755

イ 臨時ごみ集積場所

災害廃棄物は、原則、最寄りのごみ集積場所に排出することとしたが、被害の大きかった上米内地区においては、市では、9月13日（金）から12月8日（日）までの期間、上米内地区振興センターに臨時の集積場所を設置した。

臨時ごみ集積場所の位置図



出典：国土地理院地図

臨時ごみ集積場所の状況



エ 分別

臨時ごみ集積場所においては、品目ごとに表示を行った。

オ 収集運搬

臨時ごみ集積場所に集積された災害廃棄物については、排出状況に応じて収集する対応を行った。また、ごみ集積所等への排出が困難な場合等は、廃棄物対策課を窓口として相談を受け付け、必要に応じて戸別回収を行った。

カ 中間処理・最終処分

盛岡地域で発生した災害廃棄物の処理は、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて、玉山地域で発生した災害廃棄物の処理は、岩手・玉山環境組合、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理を行った。

盛岡市リサイクルセンターでは、8月31日（土）に臨時開場し、災害廃棄物の受入れを行い、通常開場している盛岡市クリーンセンターでも災害廃棄物の受入れを行った。

キ 委託処理

市処理施設で処理することができない適正処理困難物等の品目については、平常時に委託処理を行っている民間事業者、産業廃棄物処理業者等に委託処理を行った。

その他、処理・処分等に関しては、次の作業分担により実施した。

処理事業の作業分担

地域	品目	作業内容	作業者（委託者）	作業期間
盛岡地域	可燃物	焼却処理	盛岡市クリーンセンター	8月29日～3月31日
	不燃物	破砕処理	盛岡市リサイクルセンター	8月29日～3月31日
	廃家電類	家電リサイクル法に基づく処理	(株)ジェーシービー	2月27日
	業務冷蔵庫	フロン回収	(株)アイヴィック	-
玉山地域	可燃物	焼却処理	岩手・玉山環境組合	9月16日～11月29日
	不燃物	破砕処理	岩手・玉山環境組合	9月13日～11月27日

(3) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生量の実績は、次のとおりである。

災害廃棄物の発生量（ごみ）

種類		盛岡市クリーンセンター 盛岡市リサイクルセンター	玉山地域	計
可燃物		5.7 t	1.8 t	7.5 t
不燃物		33.3 t	1.9 t	35.2 t
廃家電類	テレビ	18台	1台	19台
	冷蔵庫	27台	-	27台
	洗濯機	13台	2台	15台
処理困難物	冷凍庫	1台	1台	2台
	廃タイヤ	279本	45本	324本

土砂（概算）		50m ³	50m ³
--------	--	------------------	------------------

(4) 処理経費

処理施設への持込分について、災害廃棄物である旨の申出のあったものについては、処理手数料を減免（全額を免除）した。

委託処理を行ったものについては、受託業者からの請求に基づき支出した。

4 課題と今後の対応

本災害では、災害対策本部の対応や情報の収集・共有・発信、自主防災組織との連携等で様々な課題が生じた。初動対応における課題や原因を明らかにし、今後の防災、減災等の対策につなげるため、特に重要な課題が生じたと考えられる項目について、防災分野に関する有識者や関係機関への意見聴取を実施し、検証を行った。

災害廃棄物に関する検証結果は、次のとおりである。

(1) 災害廃棄物の受入体制

ア 課題

災害減免規程が災害の都度、廃棄物対策課で定められるため、災害廃棄物の受け入れまでに時間を要した。また、搬入が書面による手続きとなっており、市民に負担が生じた。

イ 対応方針

災害廃棄物の処理手数料の減免規程を一般化するなどの対策により、業務負担の軽減・円滑な受け入れを図るとともに、迅速な災害廃棄物の受入のため、処理手数料の減免に関する「廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」の運用方法を検討する。

(2) 緊急時を想定した体制の整備

ア 課題

災害ごみやし尿汲み取りのほか、被災地域の状況把握が遅れたこと、および盛岡市災害廃棄物処理計画に定められている体制（部署ごとの役割分担）が庁内で十分に把握されていなかったことで、体制整備に時間を要し、廃棄物の受け入れ等に影響が生じた。

イ 対応方針

災害用のごみ集積場所の選定や、表示立札などの物品の事前準備を行うほか、局地的災害を想定した計画整備や訓練実施を検討し、被災地域の状況把握等を速やかに実施できるよう体制を整える。

(3) 災害廃棄物の搬入及び臨時ごみ集積場所

ア 課題

被災世帯数、被災地域等の特定に時間を要し、災害廃棄物の臨時ごみ集積場所の規模や設置場所の選定が困難な状況であった。また、資材の備蓄がなかったことから、設置や分別区分表示ができず、発災から約2週間後の設置となり、被災者の生活に影響が生じた。

イ 対応方針

災害時のごみについては、本人の申し立てにより災害廃棄物であると認める方針を速やかに関係機関と共有する。また、地域の集積場所への排出を促す周知をするとともに、臨時ごみ集積場所の設置に備えて資材の備蓄等の事前準備を行う。

第3章 災害廃棄物の処理支援

3-1 東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）

1 概要

平成23年（2011年）3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0の地震が発生。地震の名称は「東北地方太平洋沖地震」、国内での観測史上最大規模と言われている。

宮城県栗原市で震度7、宮城、福島、栃木、茨城各県で震度6強を観測する等、広い範囲で強い揺れを観測した。盛岡市では震度5強を観測した。

東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で大きな津波を観測し、甚大な被害が発生した。

(1) 地震の発生状況

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源と規模	三陸沖（北緯38.1度、東経 142.9度、深さ24km） モーメントマグニチュード 9.0
各地の震度 （震度6以上）	震度7 宮城県北部 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
津波	14時49分 津波警報（大津波）発表 最大浸水高：18.3m（調査地点：釜石市両石湾） 遡上距離：48.88km（調査地点：北上川／宮城県登米市大泉） 津波高：宮古市 8.5m以上、大船渡市 8.0m以上
余震 （平成26年3月1日現在）	最大震度6強： 2回 最大震度5弱： 46回 最大震度6弱： 2回 最大震度4 : 253回 最大震度5強： 15回

出典 内閣府資料、消防庁災害対策本部資料

(2) 被害の状況

ア 全体

人的被害	死者18,958名、行方不明者 2,655名、負傷者 6,219名
建築物被害	全壊 127,291棟、半壊 272,810棟、一部損壊 766,097棟 床上浸水 3,352棟、床下浸水10,217棟 非住家被害（公共建物14,179棟、その他81,903棟）
火災の発生状況	平成24年7月5日確定値 330件

出典 消防庁災害対策本部資料（平成26年3月1日時点）

イ 盛岡市の被害状況

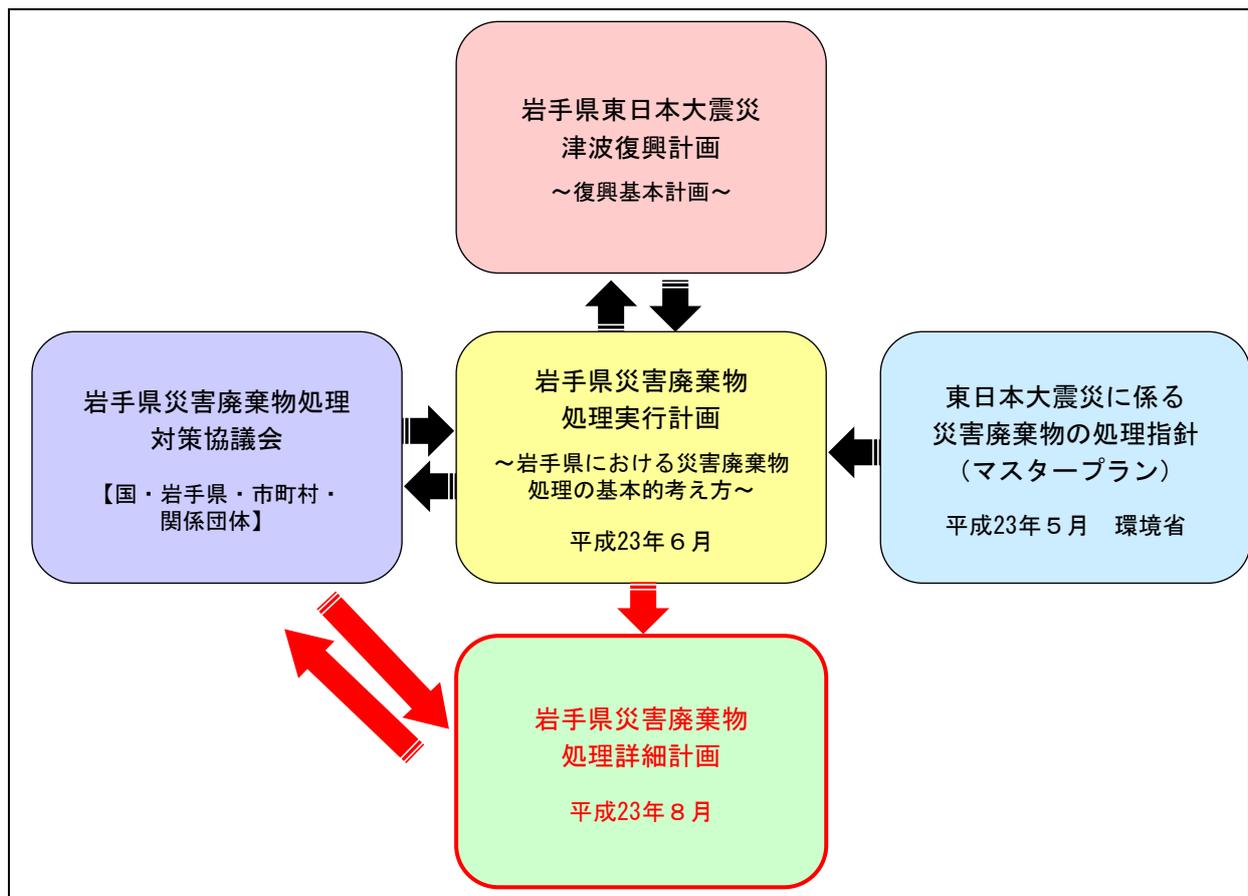
被害区分	内容		
人的被害	—	津波被害により、盛岡市内に住所のある方32人が死亡。	
	23年3月11日	5人が救急搬送（いずれも軽症）	
火災	23年3月11日	牛舎1棟全焼	
停電	23年3月11日	盛岡市内全域で停電	
	12日	神明町や紺屋町で復旧が始まるが、多くは停電中。	
	13日	盛岡市中心部から徐々に復旧。	
	14日	盛岡市内ほぼ復旧。	
断水	23年3月11日	4,767世帯が断水	
	12日	46,867世帯が断水	
	13日	25,200世帯が断水	
	14日	断水解消	
市有施設の被害	建物施設	141施設で壁や天井などの亀裂や電灯などの落下	
	道路など	19か所の市道などで亀裂や歩道タイルの剥がれ等	
	上水道施設	9か所の排水管など破損	
	下水道施設	6か所の下水道管路など破損	
市有施設以外の被害	建物被害	全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊10棟、一部破損712棟、その他81棟	
農畜産関係	畜産関係	牛舎全焼により、牛4頭焼死。断水や飼料不足により採卵鶏・種鳥4,641羽へい死。流通不能や停電による集乳施設不稼働により生乳272,833kg廃棄。養鶏飼養施設の破損や敷地・道路法面の崩落。	
	農業施設	農道一路線で法面崩落。ため池1か所で法面崩落。	
	農地	水田隆起1か所。水田崩落1か所。水田法面亀裂1か所。草地亀裂1か所。	
廃棄物処理施設の状況	盛岡市クリーンセンター	23年3月11日	停電
		3月13日	復電
		3月15日	焼却開始（1炉運転）
	盛岡市リサイクルセンター	23年3月11日	停電
		3月13日	復電
		※ 停電時も受入を継続	

2 岩手県の災害廃棄物等の処理

環境省が平成23年5月16日付けで公表したマスタープラン「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」を受け、岩手県で平成23年6月に「岩手県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、これを踏まえ、平成23年8月30日に具体的な処理方法等を定めた「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」が策定された。

「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」は、処理実績等を踏まえ、2回改訂（一次改訂：平成24年5月21日、二次改訂：平成25年5月21日）された。

岩手県災害廃棄物処理詳細計画の位置付け



参考 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（岩手県）

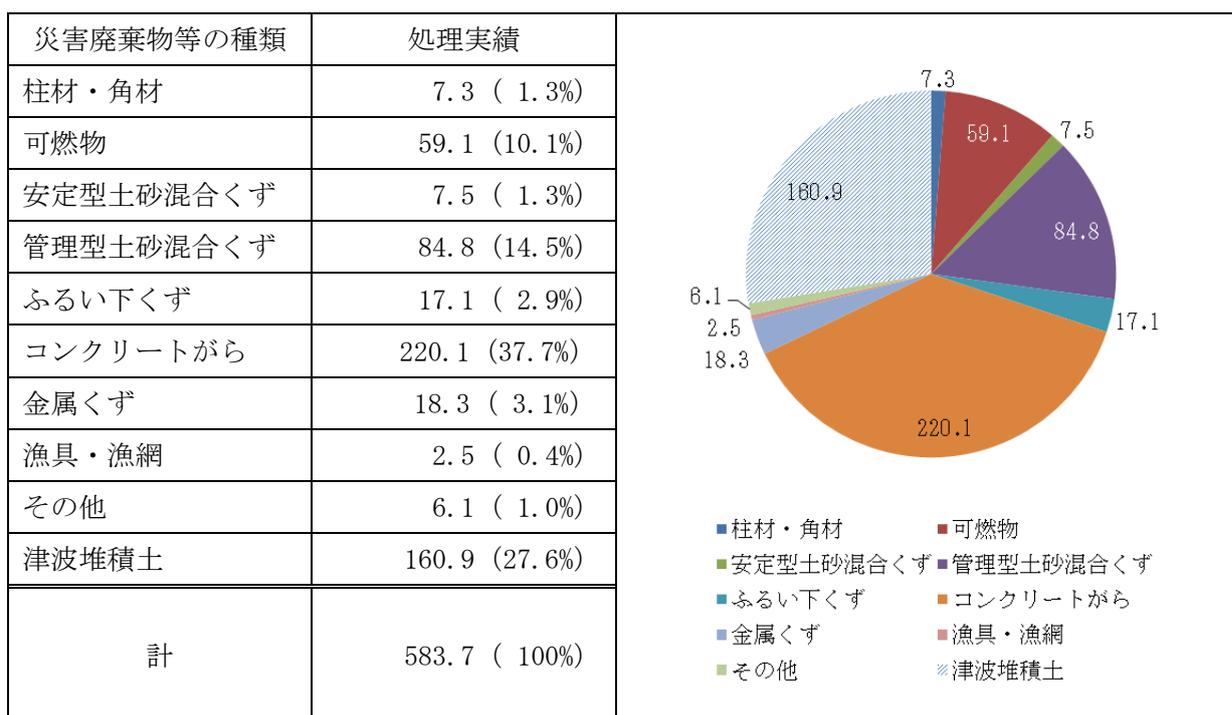
東日本大震災で発生した廃棄物の多くは、津波被害による堆積物であり、発生した廃棄物は「災害廃棄物」と処理が必要な「津波堆積物」に区分された。

岩手県においては、災害廃棄物が約423万トン、津波堆積物が約161万トンで、合計約584万トンの廃棄物が発生したが、津波被害によるものが大部分で、沿岸全域から塩分を含む多様な混合廃棄物が膨大に発生した。

津波堆積物の性状は、家屋、自動車等多種多様なものと海底から打ち上げられた土砂分が混合状態となっていたうえ、かなりの水分を含んでおり、腐敗しやすいものも多く含まれていた。

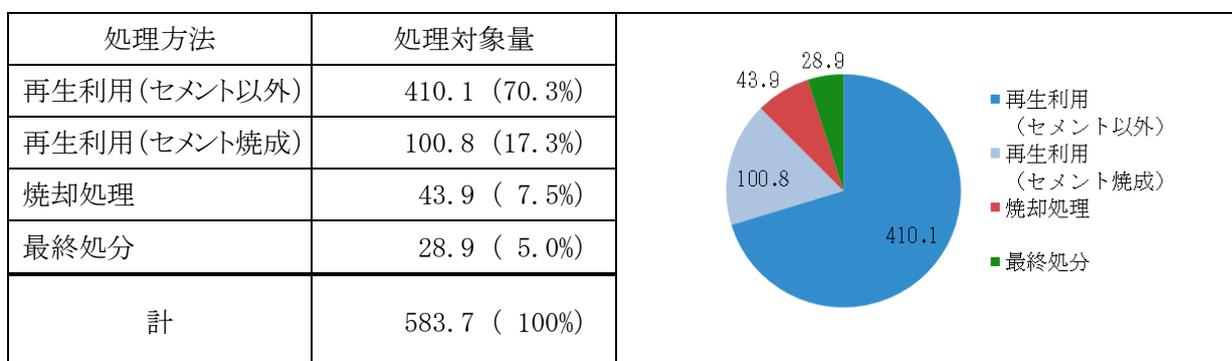
岩手県において、平成26年3月31日までに処理した災害廃棄物等の種類別処理実績及び災害廃棄物等の処理方法別実績は、次のとおりである。

岩手県の災害廃棄物等の種類別処理実績



参考 東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月 環境省東北地方環境事務所 一般社団法人 日本環境衛生センター）

岩手県の災害廃棄物等の処理方法別実績



参考 東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月 環境省東北地方環境事務所 一般社団法人 日本環境衛生センター）

3 本市における災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

年	月日	内容
平成23年	3月11日	震災発生
	3月29日	第1回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催）
	5月16日	環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」を公表
	6月20日	第2回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催） 「岩手県災害廃棄物処理実行計画」が承認（策定）

	8月11日	岩手町小本、山田町の仮置場の現地調査
	8月30日	第3回岩手県災害廃棄物処理対策協議会開催（岩手県主催） 「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」が承認（策定）
	9月21日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会への受入協議、了承
	10月28日	焼却施設近隣住民（松園地区）に受入れ説明
	11月2日	松園地区及び上米内地区住民への受入れの「お知らせ」を回覧
	11月7日	盛岡市長から災害廃棄物の受入れを最優先でやるよう指示あり
	11月9日	クリーンセンター公害防止対策協議会会長との協議
	11月15日	受入れ予定の宮古市災害廃棄物の事前の現地調査・サンプリング持参（岩泉町小本）
	11月16日	盛岡市クリーンセンター公害監視委員会に受入れの説明（サンプリング提示）
	11月17日	盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会への受入れの説明
	11月22日	焼却施設近隣住民（米内地区）に受入れの説明 最終処分場近隣住民（川又地区及び釘の平地区）に受入れの説明
	11月24日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成23年11月25日～平成24年3月31日 盛岡市議会議長に受入れの説明 全議員に説明資料及び位置図配布
	11月25日	盛岡市クリーンセンター：岩泉町小本からの廃棄物を受入れ開始
平成24年	2月8日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会の現地（宮古市・山田町は再選別ライン）視察
	2月13日	災害廃棄物の本格受入れを開始
	4月2日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成24年4月2日～平成25年3月31日
	10月2日	岩手県から不燃系災害廃棄物の埋立処分要請（文書）
	11月21日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 ※ 一部委員から受入反対の意見あり。
平成25年	1月15日	盛岡市長に対し、岩手県環境生活部長による不燃物受入要請
	1月29日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 ※ 不燃物の内容に関する資料提示を求める意見あり。
	3月1日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 （岩手県が不燃物の安全性を説明し、受入れについて理解を求めた。） ※ 放流水についての安全性が確認できないとし、追加資料の提示を求める意見あり。
	3月26日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に説明 （岩手県が追加資料を提出し、改めて安全性について説明した。） ※ 概ね理解が得られたが、最終的には地元の意見を聞くべきとの意見あり。

4月1日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（可燃物） ※ 契約期間：平成25年4月1日～平成25年9月30日
4月23日	釘の平、川又自治会説明会を開催 ※ 一部反対の意見もあったが、おおむね理解が得られた。
4月26日	4月23日の説明会の概要をまとめた文書を釘の平、川又自治会の全世帯に配布
5月15日	盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場環境保全対策協議会に報告（釘の平、川又自治会の住民からおおむね理解が得られたことを報告した。）
8月5日	岩手県と災害廃棄物処理委託契約の締結（不燃物） ※ 契約期間：平成25年8月5日～平成26年1月31日
11月29日	受入終了

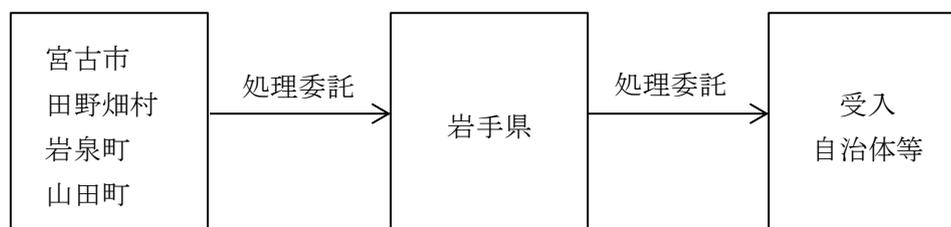
(2) 受入計画

ア 受入れ対象の被災市町村

宮古地区：宮古市、田野畑村及び岩泉町
山田地区：山田町

イ 処理事務

被災自治体から処理の委託を受けた岩手県が、内陸を中心とした受入自治体と処理の委託契約を締結する形態となり、盛岡市においても、被災自治体で発生した災害廃棄物について、岩手県と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

各被災自治体から発生した災害廃棄物は、各一次仮置場において、「柱材・角材」、「可燃系混合物」、「不燃系混合物」、「コンクリートがら」、「津波堆積物」、「金属くず」、「畳」、「漁具・漁網」及び「その他」に選別され、その後、宮古地区で発生した災害廃棄物については、宮古市の二次仮置場に、山田町で発生した災害廃棄物については、山田町の二次仮置場に搬入され、処理・処分先に応じてさらに細かい破碎・選別を行い、「柱材・角材」、「可燃物」、「不燃系廃棄物」、「コンクリートがら」、「津波堆積土」、「金属くず」、「漁具・漁網」及び「その他」に分けられた。

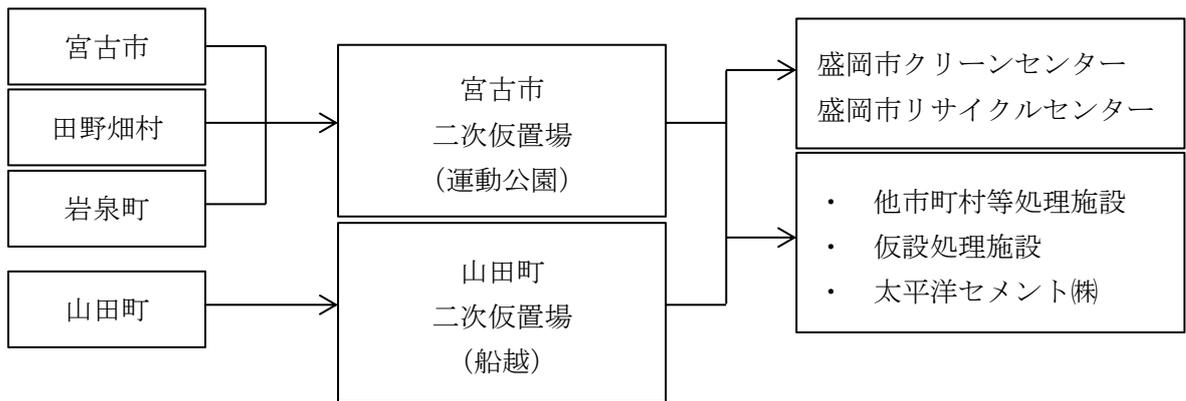
(7) 可燃物

宮古地区で発生した「可燃物」については、宮古市の二次仮置場（運動公園）から、山田地区で発生した「可燃物」については、山田町の二次仮置場（船越）から岩手県により、

盛岡市クリーンセンターに運搬され、焼却処理を行ったほか、他の市町村等の処理施設、仮設焼却炉、民間の処理施設等で焼却処理が行われた。

(イ) 不燃系廃棄物

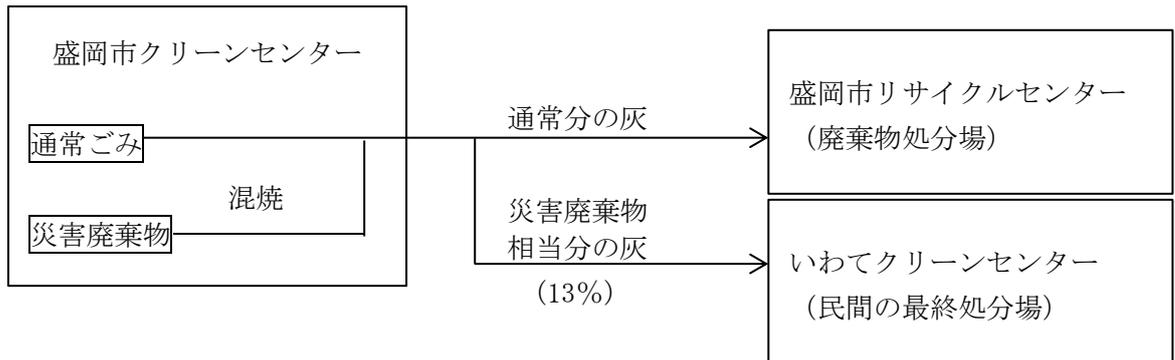
宮古地区で発生した「不燃系廃棄物」については、宮古市の二次仮置場（運動公園）から、山田地区で発生した「不燃系廃棄物」については、山田町の二次仮置場（船越）から岩手県により盛岡市リサイクルセンターに運搬され、埋立処分を行ったほか、「不燃系廃棄物」の性状に応じて、県内外の管理型最終処分場、県内の安定型最終処分場等で埋立処分が行われた。



参考 岩手県災害廃棄物処理詳細計画

エ 焼却灰の処理

盛岡市クリーンセンターで受け入れた災害廃棄物（可燃物）は、盛岡市クリーンセンターで焼却される通常ごみと混合して焼却され、災害廃棄物相当分に当たる13%をいわてクリーンセンター（民間の最終処分場）に搬出した。



第3章 災害廃棄物の処理支援

(3) 処理実績

(t)

受入期間		可燃物 (盛岡市クリーンセンター)				不燃系廃棄物 (盛岡市リサイクルセンター)		
		岩泉町	宮古地区	山田地区	計	宮古地区	山田地区	計
平成23年	11月	5.48	-	-	5.48	-	-	-
	12月	6.90	-	-	6.90	-	-	-
平成24年	1月	2.10	-	-	2.10	-	-	-
	2月	-	10.64	151.24	161.88	-	-	-
	3月	-	287.30	313.50	600.80	-	-	-
平成23年度計		14.48	297.94	464.74	777.16	-	-	-
	4月	-	236.43	266.30	502.73	-	-	-
	5月	-	163.32	252.90	416.22	-	-	-
	6月	-	246.27	279.41	525.68	-	-	-
	7月	-	277.04	294.83	571.87	-	-	-
	8月	-	207.87	235.69	443.56	-	-	-
	9月	-	193.19	186.76	379.95	-	-	-
	10月	-	208.19	217.98	426.17	-	-	-
	11月	-	335.44	351.11	686.55	-	-	-
	12月	-	237.07	242.48	479.55	-	-	-
平成25年	1月	-	160.53	250.73	411.26	-	-	-
	2月	-	162.16	236.24	398.40	-	-	-
	3月	-	221.10	238.95	460.05	-	-	-
平成24年度計		-	2,648.61	3,053.38	5,701.99	-	-	-
	4月	-	230.97	277.65	508.62	-	-	-
	5月	-	183.39	276.82	460.21	-	-	-
	6月	-	112.33	206.28	318.61	-	-	-
	7月	-	58.57	54.01	112.58	-	-	-
	8月	-	-	-	0	317.83	255.47	573.30
	9月	-	-	-	0	674.81	486.31	1,161.12
	10月	-	-	-	0	738.48	508.20	1,246.68
	11月	-	-	-	0	658.09	345.18	1,003.27
平成25年度計		-	585.26	814.76	1,400.02	2,389.21	1,595.16	3,984.37
合計		14.48	3,531.81	4,332.88	7,879.17	2,389.21	1,595.16	3,984.37

(参考) 岩手県内陸部の焼却施設の受入状況

施設名	処理能力	余剰能力	処理実績	受入対象の被災市町村
二戸地区クリーンセンター	60 t / 日	2 t / 日	345 t	洋野町
八幡平市清掃センター	50 t / 日	9 t / 日	3,283 t	久慈市
岩手・玉山環境組合 ごみ焼却施設	28 t / 日	3 t / 日	373 t	普代村
滝沢・雫石環境組合 清掃センター	100 t / 日	25 t / 日	5,411 t	田野畑村、岩泉町、宮古市、 山田町
盛岡市クリーンセンター	270 t / 日	20 t / 日	7,879 t	田野畑村、岩泉町、宮古市、 山田町
盛岡・紫波地区環境施設組合 ごみ焼却施設	160 t / 日	11 t / 日	3,733 t	大槌町、陸前高田市
花巻市清掃センター 焼却施設	171 t / 日	10 t / 日	4,936 t	釜石市
北上市清掃事業所	70 t / 日	10 t / 日	7,253 t	大船渡市
胆江地区衛生センター	240 t / 日	10 t / 日	3,226 t	大槌町
大東清掃センター ごみ焼却施設	147 t / 日	50 t / 日	1,776 t	大槌町
いわて第2クリーンセンター (民間)	80 t / 日	10 t / 日	15,496 t	洋野町、久慈市、野田村、普 代村、田野畑村、岩泉町、宮 古市、山田町、大槌町、大船 渡市、陸前高田市

参考 「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」(岩手県)

(4) 放射性物質への対応

原子力発電事故に起因する放射性物質による汚染が危惧されたことから、岩手県では、平成23年6月以降、搬出、搬入、処理・処分の各段階で災害廃棄物の放射性セシウム(セシウム 134及びセシウム 137)濃度や空間線量率を測定した。

盛岡市における放射性物質の測定結果は、次のアからイまでのとおりであり、安全性の目安となる「放射性セシウム 8,000Bq/kg以下」^{※1}及び「空間線量率 1 μSv/時」^{※2}を十分に下回っていることが確認された。

※1 参考通知等

- ・ 「福島県内の災害廃棄物処理の方針」(平成23年6月23日 環境省)

第3章 災害廃棄物の処理支援

- ・ 「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成23年6月28日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡)
- ・ 「災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)」(平成23年8月11日 環境省)

※2 参考通知

「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」(平成23年8月26日 23文科ス第452号)

ア 盛岡市クリーンセンターにおける放射線量及び放射能濃度の測定結果

(ア) 災害廃棄物受入れ前のクリーンセンターにおける放射線量(平均測定値)

測定年月日	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成23年11月24日	クリーンセンター	0.04 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時

(イ) 宮古地区からの受入れに係る放射線量(平均測定値)

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成25年4月	宮古地区(赤前)	0.06 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月	宮古地区(赤前)	0.05 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月	宮古地区(赤前)	0.06 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.02 μ Sv/時
平成25年7月	宮古地区(赤前)	0.05 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(ウ) 山田地区からの受入れに係る放射線量(平均測定値)

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1m)	廃棄物の放射線量 (距離5cm)
平成25年4月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年7月	山田地区	0.07 μ Sv/時	0.04 μ Sv/時
	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(エ) 宮古地区の破碎・選別施設からの受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1 m)	廃棄物の放射線量 (距離5 cm)
平成25年4月	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月		0.03 μ Sv/時	0.02 μ Sv/時
平成25年7月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(オ) 山田地区の破碎・選別施設からの受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	測定場所	周辺の空間放射線量率 (地上高1 m)	廃棄物の放射線量 (距離5 cm)
平成25年4月	クリーンセンター	0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年5月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年6月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時
平成25年7月		0.03 μ Sv/時	0.03 μ Sv/時

(カ) 焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度

区分	焼却灰採取日		セシウム 134	セシウム 137	計
主灰	焼却前	平成23年11月25日	17.0Bq/kg	28Bq/kg	45Bq/kg
	焼却後	平成23年度 平均	15.0Bq/kg	19Bq/kg	34Bq/kg
		平成24年度 平均	17.0Bq/kg	23Bq/kg	40Bq/kg
		平成25年5月14日	18.0Bq/kg	28Bq/kg	46Bq/kg
		平成25年7月30日	16.0Bq/kg	27Bq/kg	43Bq/kg
		平成25年9月10日	8.6Bq/kg	16Bq/kg	25Bq/kg
飛灰	焼却前	平成23年11月25日	150Bq/kg	230Bq/kg	380Bq/kg
	焼却後	平成23年度 平均	116Bq/kg	147Bq/kg	263Bq/kg
		平成24年度 平均	86Bq/kg	121Bq/kg	207Bq/kg
		平成25年5月14日	51Bq/kg	110Bq/kg	160Bq/kg
		平成25年7月30日	43Bq/kg	110Bq/kg	150Bq/kg
		平成25年9月10日	30Bq/kg	78Bq/kg	110Bq/kg
排ガス	焼却後	平成24年3月8日	不検出	不検出	不検出

第3章 災害廃棄物の処理支援

イ 盛岡市リサイクルセンター（不燃系廃棄物）

(ア) 災害廃棄物受入れ前のクリーンセンターにおける放射線量（平均測定値）

測定年月日	埋立処分場の放射線量率	周辺の空間放射線量率 (バックグラウンド)
平成25年 8月16日	0.05 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時

備考 測定位置：地上高1m

(イ) 災害廃棄物の受入れに係る放射線量（平均測定値）

測定年月	災害廃棄物の放射線量率 (搬入時)	埋立処分場の 空間放射線量率	周辺の空間放射線量率 (バックグラウンド)
平成25年 8月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時 (受入開始後平均値)
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 9月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 10月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.05 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	
平成25年 11月平均値	宮古地区	0.04 μ Sv/時	0.06 μ Sv/時
	山田地区	0.05 μ Sv/時	

備考 測定位置：地上高1m

4 処理経費

(1) 単価設定の考え方

盛岡市における受託単価は、岩手県からの平成23年9月20日付け事務連絡「市町村等が設置するごみ処理施設（焼却施設）における災害廃棄物処理に係る委託料の算定について（協議）」及び環境省からの平成24年3月29日付け事務連絡「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）」における通知を踏まえ、次のとおりとした。

年度	区分	受託単価の算定根拠
平成23年度	焼却処理	<p>岩手県からの平成23年9月20日付け事務連絡「市町村等が設置するごみ処理施設（焼却施設）における災害廃棄物処理に係る委託料の算定について（協議）」における通知を踏まえ、次により算定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、平成18年度から平成22年度の5か年について算定した平均額を委託料（処理原価）とする。 5か年の間に、大規模な改修を行ったなどの特殊事情により、例年の額を大きく上回る費用及び処理実績が生じた年度がある場合には、当該経費及び処理実績については除外して算定するものとする。

		<p>管理費（人件費等）（円）・・・①</p> <p>処理費（物件費等）（円）・・・②</p> <p>維持補修費（円）・・・③</p> <p>処理実績（t）・・・④</p> <p><u>委託料（処理原価）（円／t） = (①+②+③) / ④</u></p> <p>※ 減価償却費及び地方債の償還費に相当する額を除く。</p>
平成24年度	焼却処理	同上
平成25年度	焼却処理	<p>環境省からの平成24年3月29日付け事務連絡「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）」における通知を踏まえ、平成23年度の受託単価の算定根拠に次式で算定した金額（減価償却費相当額）を計上した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>減価償却費相当額</u></p> <p><u>= (施設建設に要した費用^{※1} - 国からの支援額（交付金等の交付額^{※2} 及び交付税相当額^{※3})) ÷ 当該施設の計画処理総量 × 今回処理量</u></p> <p>※1 施設建設に当たり廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付対象となった経費</p> <p>※2 廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付額</p> <p>※3 施設建設に要した費用に係る交付税相当額</p> </div>
	埋立処分	<p>① 減価償却費を除く受託単価 平成23年度の受託単価の算定根拠に同じ。</p> <p>② 減価償却費相当額 昭和52年の施設建設時と平成16年からの施設再整備時の2段階での算出とした。</p> <p>③ 災害廃棄物受入対応経費 災害廃棄物の受入れのための資機材等に係る経費</p> <p>④ 浸出水処理施設に係る経費 埋立終了後の浸出水処理施設管理運営（2年間）に係る費用相当額について、過去5か年の維持管理経費の平均額</p> <p><u>委託料（処理原価）（円／t） = ①+②+③+④</u></p>

(2) 災害廃棄物処理受託収入

各年度の災害廃棄物処理受託収入は、次のとおりである。

年度	区分	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
平成23年度	焼却処理	777.16 t	13,010円／t	10,110,850円
平成24年度	焼却処理	5,701.99 t	13,010円／t	74,182,884円
平成25年度	焼却処理	1,400.02 t	20,233円／t	28,326,603円
	埋立処分	3,984.37 t	17,702円／t	70,531,316円
計		11,863.54 t	—	183,151,653円

3-2 平成28年台風第10号

1 概要

平成28年8月19日（金）に八丈島近海で発生した台風第10号は、30日（火）18時前に大船渡市付近に上陸した後、暴風域を伴いながら北北西方向に進行し、日本海に抜けた。

岩手県内では、宮古市及び久慈市で1時間に80ミリ以上の猛烈な雨となったほか、24時間雨量では、久慈市で231ミリ、岩泉町及び大槌町で200ミリ以上の雨量となり、また、宮古市では最大瞬間風速37.7メートルを観測した。この台風の影響により、沿岸市町村では、各地で河川の氾濫に伴う浸水被害や土砂災害等が発生し、甚大な被害が生じた。

盛岡市においては、30日（火）10時16分に「大雨（土砂災害、浸水害）・洪水・暴風警報」が発表され、東部地域で総雨量75ミリ（岩洞観測所）等を観測したが、他の地域ではまとまった雨量は観測されなかった。

また、同日14時40分には「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害発生警戒メッシュ情報から、特に藪川地区での土砂災害を警戒したが、その発生には至らなかった。

最大瞬間風速については好摩観測所で11.2メートル（16時頃）を記録し、住家被害（屋根被害）等が発生した。

(1) 岩手県内における被害の状況

人的被害 (平成29年2月10日時点)	死者21名、行方不明者2名、軽傷者4名
建築物被害 (平成29年2月10日時点)	全壊 489棟、半壊 2,218棟、一部損壊88棟 床上浸水 103棟、床下浸水 1,374棟 非住家被害（全壊 621棟、半壊 2,002棟）

参考：第5回平成28年台風災害復旧・復興推進本部員会議資料（平成29年2月17日 岩手県）

(2) 盛岡市における被害の状況

被害区分	内容
人的被害	なし
停電	市内各地で停電が発生した。停電戸数は約1,250戸（東北電力発表数） ・ 玉山字玉山、日戸、渋民、下田 約190戸 ・ 厨川一丁目～五丁目、北夕顔瀬町、新庄、築川等 約1,060戸
水道	町村飲料水供給施設に土砂が流入し、施設利用者にポリタンクで給水を実施した。
住宅等被害	一部損壊（屋根被害）2
民間福祉施設被害	—
商工関係施設被害	設備等破損2
道路橋りょう等被害	倒木24（うち1か所通行止め）、冠水1、法面崩壊等2

第3章 災害廃棄物の処理支援

河川施設被害	—
水路施設被害	—
河川・水路溢水	水路溢水（蕨川地内国道455線） 1
上下水道施設被害	—
学校施設被害	屋根被害 2、外構設備被害 1
その他公共施設被害	倒木 5、停電 1、ネットワーク障害 1
農地等被害	倒木 1、泥水流入 1
農業用施設・機械	—
畜産被害	—
林業施設被害	林道倒木 2
土砂崩れ・土砂流入	—
その他	電線への倒木 2、倒木 1（市有地）、橋梁（私設）流出 1

2 災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

支援先	年	月日	内容
宮古市	平成28年	9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 宮古市から、国道 106号線の通行止めにより、川井地域及び新里地域の生活系ごみ及び災害廃棄物のうち「可燃物」について、処理の応援要請あり 宮古市（川井・新里地域）の災害廃棄物集積場所の現地調査
		9月8日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会への受入れの協議、了承
		9月9日	盛岡市クリーンセンターでの宮古市からの廃棄物の受入れを開始（国道 106号線の通行止めが解除となる。）
		9月10日	受入終了
		9月12日	生活系ごみの宮古地区広域行政事務組合での搬入が再開
岩泉町	平成28年	9月6日	岩泉町から、国道 455号線の通行止めにより岩手県を通じて廃棄物の収集運搬及び処理の応援要請あり
		9月8日	盛岡市直営により岩泉町（小川地区）の可燃物を集積場所を中心に収集開始、併せて盛岡市クリーンセンターでの廃棄物の受入れを開始
		9月12日	受入終了

(2) 受入計画

ア 受入対象の被災市町村

宮古市（川井、新里）

岩泉町（小川、大川、釜津田）

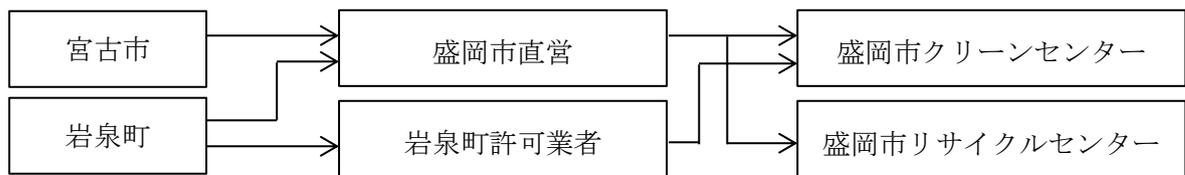
イ 処理事務

宮古市及び岩泉町で発生した生活系ごみ並びに災害廃棄物について、岩手県と連絡調整を行いながら各市町と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

各自治体から発生した生活系ごみ及び災害廃棄物は、盛岡市直営及び岩泉町許可業者により収集運搬を行い、盛岡市クリーンセンター及び盛岡市リサイクルセンターにおいて処理・処分を行った。



(3) 収集運搬及び処理の実績

収集運搬	可燃物			不燃物	合計
	生活系ごみ	災害廃棄物	計	災害廃棄物	
宮古市	-	-	-	-	-
岩泉町	6.29 t	3.96 t	10.25 t	2.74 t	12.99 t
計	6.29 t	3.96 t	10.25 t	2.74 t	12.99 t

処理	可燃物			不燃物	合計
	生活系ごみ	災害廃棄物	計	災害廃棄物	
宮古市	4.65 t	-	4.65 t	-	4.65 t
岩泉町	23.16 t	3.96 t	27.12 t	2.74 t	29.86 t
計	27.81 t	3.96 t	31.77 t	2.74 t	34.51 t

3 処理経費

(1) 単価設定の考え方

受託単価は、処理を受託する一般廃棄物の内容及び被災市町の財政負担を考慮し、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）第30条第2項に規定する金額と同額とした。

なお、収集運搬に係る単価設定は、人件費、日額旅費、直営車両の燃料費について、要した経費とした。

(2) 災害廃棄物処理受託収入

	区分	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
宮古市	収集運搬	-	-	-
	焼却処理	4.65 t	5,000円／t	23,250円
	破碎処理	-	-	-
	埋立処分	-	-	-
岩泉町	収集運搬	(収集運搬車両) 12台	52,355円／t	628,260円
	焼却処理	27.12 t	5,000円／t	135,600円
	破碎処理	2.74 t	5,000円／t	13,700円
	埋立処分			
計		-	-	800,810円

3-3 令和元年台風第19号

1 概要

令和元年10月6日（日）3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、7日（月）18時には猛烈な勢力となった。その後も猛烈な勢力を維持したまま北西へ進み、10日（木）21時には父島の西南西で非常に強い勢力に変わって北上し、12日（土）19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。台風はその後も勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日（日）未明には福島県を通過して明け方には宮城県沖に抜け、13日（日）12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

東北地方では、10月11日（金）から前線の影響で雨が降り出した。12日（土）には台風の接近により太平洋側では昼前から激しい雨となり、特に12日（土）夕方から13日明け方にかけては局地的に猛烈な雨となった。この大雨により、13日（日）00時40分に岩手県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。なお、特別警報は13日（日）05時45分までに全て解除となった。10月11日（金）から13日（日）までの総雨量は、太平洋側の広い範囲で200mm以上となり平均467.0mm、岩泉町小本450.0mm、宮古416.5mm等、多い所では10月1か月分の平年値の3～4倍の雨量となった。

盛岡市においては、12日（土）13時35分に「暴風警報」、22時10分に「大雨（土砂災害）・洪水警報」が発表され、好摩観測所で総雨量66.5ミリを観測し、13日（日）2時40分に松川の古川橋地点にて水位が避難判断水位を超えたため、防災行政無線等で避難誘導を行った。また、13日（日）0時30分には「土砂災害警戒情報」が発表された。

最大瞬間風速については盛岡観測所で26.7メートル（10/13 4時49分）を記録し、倒木や農業用施設被害等が発生した。

(1) 岩手県内における被害の状況

人的被害	死者3名、重傷者4名、軽傷者3名
建物被害	全壊 46棟、半壊 842棟、一部損壊 923棟 床上浸水 148棟、床下浸水 1,028棟 非住家被害（公共建物19棟、その他1,317棟）

出典：令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物処理の記録（岩手県・宮城県・福島県）
（令和4年3月 環境省東北地方環境事務所）

(2) 盛岡市における被害の状況

被害区分	内容
人的被害	重傷者1名
停電	盛岡市内各地で停電が発生した。停電戸数は約8,620戸 中野一丁目、東安庭、東中野 約200戸 上田二丁目、北山一～二丁目、高松一丁目 約700戸

第3章 災害廃棄物の処理支援

	<p>青山三～四丁目、上堂一～二丁目 約 200 戸 砂子沢、川目、川目町、北夕顔瀬町、新庄、根田茂、 東新庄一丁目、東中野町、東山一丁目、築川 約 1,100 戸 稲荷町、中屋敷町、前潟一～二丁目、前潟四丁目 約 2,100 戸 青山二丁目、月が丘一～三丁目、西青山一～二丁目、 みたけ五～六丁目 約 3,600 戸 大館町、北天昌寺町 約 400 戸 稲荷町 約 300 戸 上太田 約 20 戸</p>
水道	—
住宅等被害	屋根被害 57、外構設備被害 8、浸水 1（小屋）、
民間福祉施設被害	屋根被害 1、外構設備被害 1
商工関係施設被害	屋根被害 2、外構設備被害 1
道路橋りょう等被害	倒木 40、冠水 1、飛散物 10、設備被害 3、 通行止め（河川増水） 4、枝折れ 9
河川施設被害	倒木 2
水路施設被害	—
河川・水路溢水	—
上下水道施設被害	沢田浄水場（停電） 電源車で対応。
学校施設被害	倒木 9、屋根被害 7、外構設備被害 10
その他公共施設被害	倒木 21、水飲栓の破損 1、雨漏り 12、外構設備被害 24、 飛散物撤去 4、屋根被害 3
農地等被害	りんご落果等（飯岡、羽場地区ほか） 21 戸、7.7ha 水田冠水（松内、大台地区の松川流域） 7ha 畑地冠水（松内、大台地区の松川流域） 50ha
農業用施設・機械	ビニールハウスはがれ等（羽場、太田地区） 4 棟 農道倒木 1
畜産被害	—
林業施設被害	林道倒木 2（うち 2 か所通行止め）
土砂崩れ・土砂流入	—
その他	電線への倒木 6、私道倒木 1、倒木 3（官公庁） 飛散物撤去 3

2 災害廃棄物の受入れ処理

(1) 対応経過

年	月日	内容
令和元年	10月16日	岩手県から「広域処理に向けた廃棄物処理施設の余力状況調査について」調査あり
	10月23日	岩手県から普代村の広域処理に係る調整→二戸地区広域行政事務組合で受入れ
	10月25日	岩手県から、久慈市から広域処理の希望が出された旨情報提供あり
	11月7日	岩手県から、久慈市の広域処理について調整の連絡あり
	11月8日	久慈市から、盛岡市への広域処理の打診の連絡あり
	11月12日	久慈市仮置場の現地調査及び久慈市との打合せ
	11月14日	久慈市から、盛岡市への広域処理協力依頼文書を受領
	11月15日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会へ受入れの協議(→書面評決)
	11月19日	
	11月20日	盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会へ受入れの協議、了承
	11月27日	盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会から受入の了承
	11月28日	議員報告及びプレスリリース → 翌29日新聞報道あり
	12月2日	第1回受入れ(7.5t)
	12月9日	第2回受入れ(6.25t)
12月16日	第3回受入れ(8.46t) ⇒受入終了 計 22.21t	

ア 受入対象の被災市町村

久慈市

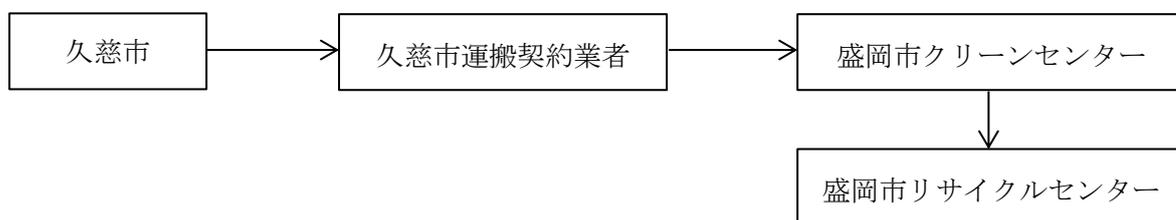
イ 処理事務

久慈市の災害廃棄物仮置場に搬入された災害廃棄物(可燃ごみ)について、岩手県と連絡調整を行いながら久慈市と委託契約を締結し、受入処理を行った。



ウ 受入フロー

久慈市で発生した災害廃棄物（可燃ごみ）は、久慈市の契約業者により運搬を行い、盛岡市クリーンセンターへ搬入し処理、盛岡市リサイクルセンターにて処分を行った。



(2) 収集運搬及び処理の実績

22.21 t^{*} を盛岡市クリーンセンターで焼却処理し、焼却により発生した焼却灰（約 2.9 t）を市最終処分場で埋立処分した。

※ 当初、久慈市内の仮置場に集積された災害廃棄物（可燃ごみ）の量は約 380 t と見込まれ、その約半分の 193 t を盛岡市で処理する予定としていたが、当該見込量より可燃ごみが少なかったことに伴い、処理量も 22.21 t となった。

3 処理経費

(1) 単価設定の考え方

受託単価は、平成30年度の盛岡地域の中間処理・処分に係る原価である「21,100円/t」とした。

(2) 災害廃棄物処理受託収入

搬出先	処理量 A	単価 B	受託収入 A×B
久慈市	22.21 t	21,100円/t	468,631円

3-4 令和5年7月の大雨災害

1 概要

令和5年7月14日（金）から18日（火）にかけて、梅雨前線が日本海から東北北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり、東北北部を中心に大雨となった。秋田県の複数の地点で、24時間降水量が観測史上1位の値を更新したほか、総降水量は秋田県の多い所で400mmを超え、秋田県や青森県では平年の7月の月降水量を大きく上回る記録的な大雨となった所があった。

また、18日（火）から19日（水）にかけても前線の活動が活発となり、岩手県や秋田県で日降水量が100mmを超える大雨となった所があった。

盛岡市においては、19日（水）0時02分に「大雨（土砂災害・浸水害）・洪水警報」、2時40分には「土砂災害警戒情報」が発表され、市中心部（山王町）でも18日（火）23時台の1時間最大雨量26.5mm、18日（火）22時から19日（水）21時までの24時間最大雨量109.5mmを記録した。

(1) 秋田県内における被害の状況

人的被害 (令和6年4月1日時点)	死者1名、重傷者2名、軽傷者4名
建物被害 (令和6年4月1日時点)	全壊 11棟、半壊 2,921棟、一部損壊 29棟 床上浸水 719棟、床下浸水 3,695棟 非住家被害（公共建物10棟、その他817棟）

出典：令和5年大雨災害の検証と今後の対応（令和6年6月 秋田県）

(2) 盛岡市における被害の状況

被害区分	内容
人的被害	—
停電	—
水道	—
住宅等被害	—
民間福祉施設被害	—
商工関係施設被害	—
道路橋りょう等被害	—
河川施設被害	—
水路施設被害	—
河川・水路溢水	土砂堆積1
上下水道施設被害	—
学校施設被害	外構設備被害2
その他公共施設被害	雨漏り1、外構設備被害2、栈橋の破損1

第3章 災害廃棄物の処理支援

農地等被害	—
農業用施設・機械	用水路の破損 1
畜産被害	—
林業施設被害	林道冠水 1、倒木 1（通行止め）、路面洗堀 1
土砂崩れ・土砂流入	—
その他	—

2 本市における災害廃棄物の収集運搬支援

(1) 対応経過

年	月日	内容
令和 5 年	7 月 24 日	環境省から協力要請を受けた（公社）全国都市清掃会議より秋田市の災害廃棄物の収集運搬の支援要請あり
	7 月 25 日	環境省東北地方環境事務所から、秋田市の災害廃棄物の収集運搬の支援要請あり
	7 月 28 日	議員報告 プレスリリース
	7 月 28 日	出発式（翌29日新聞報道あり）
	7 月 31 日 8 月 4 日	秋田市へ、職員および車両の派遣

ア 受入対象の被災市町村

秋田県秋田市

イ 処理事務

収集地区の世帯から排出された災害廃棄物を収集し、秋田市総合環境センター（処理施設）へ運搬を行った。

ウ 派遣内容

(ア) 派遣期間

令和 5 年 7 月 31 日（月）から 8 月 4 日（金）までの 5 日間

(イ) 人員

5 名／日× 5 日間

（運転技士兼環境衛生員 3 名・連絡要員 2 名を定員とし、日帰りの交代で派遣）

(ウ) 車両

2 t ダンプ車 1 台、軽自動車 1 台（連絡要員用）

エ 作業実績

(ア) 収集地区

檜山（ならやま）地区

(イ) 収集運搬の状況

戸別収集 1日当たり2～3件（1日当たり4～5往復）

(ウ) 収集量

約15 t（1日平均 約3 t）

盛岡市災害廃棄物処理計画

令和8年3月

発行：盛岡市

編集：盛岡市環境部廃棄物対策課

〒020-8531

岩手県盛岡市若園町2番18号

TEL：(代表) 019-651-4111

(直通) 019-626-3755

FAX：019-626-4153

Mail：haitai@city.morioka.iwate.jp